

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
1	(全体)	(全体)	(全体)	(全体)	(全体)	<p>(意見)</p> <p>後述する意見と関連しますが、基盤事業者とアプリ事業者の調達範囲を明確化するために、「情報システムに係る政府調達の基本指針」(2007年3月1日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において記載されている「調達計画書」(特に、「2 調達計画」の「設計・開発する情報システムの方式」に相当する内容)を明確化していただき、調達実施にあわせて応札希望業者に対して開示していただきますようお願いいたします。</p> <p>本件に関して、参考として、資料「業務アプリケーション開発に関する事業者間の責任範囲の切り分けの検討例」を添付します。</p>	<p>基盤事業者とアプリ事業者の作業の責任範囲を明確化し、貴会におけるプロジェクト運営を円滑に行っていただくため。</p>	<p>本調達実施の際に、お示しします。</p>
2	本文	2-1	2章	2.1 目的	ハードウェア及びソフトウェアの保守契約の期限切れ、ハードウェアの経年劣化等のリスクについて対策を進める必要がある。	<p>現行システムのハードウェア及びソフトウェアの保守契約期限について提示ください。</p>	<p>スケジュール確認のため</p>	<p>現行業務委託契約の内容に従うこととしています。</p>
3	本文	2-1	2	-	作業の概要	<p>今回の調達対象である、「基盤導入業務一式」の範囲を定義する記載を追記いただけませんか。また調達仕様書(案)の範囲が広く、専門領域が多岐に渡るため、その一部についてのみ提案させていただくことをご承認いただきたくお願いいたします。</p>	<p>14-1で定義された本調達以外の事業者の担当との区分を明確に記載している箇所がないと思われるためです。 また、提案範囲が多岐に渡るためです。</p>	<p>範囲については仕様書に追記いたします。また、基盤導入業務の整合性の観点から一部のみの提案は受け付けません。</p>
4	本文	2-1 2-6	表2-1	(8)	表2-1項1「経営管理支援、統計分析、業務支援等、一般的に情報系システムと呼ばれる…」 2.3.2(6)「経営管理支援、統計分析、業務支援を実施するためのITツール利用環境…」	<p>ITツールの示す範囲を明確化願います。 表2-1項1の「等」を削除頂くか、「等」が示す具体的な要件のご提示をお願いいたします。</p>	<p>受託作業内容明確化のため</p>	<p>本システムでは、経営管理支援、統計分析、業務支援で構成されます。</p>
5	本文	2-5	2	2.3.1 (2)、(3)	(2) 保険運営の企画(前略)関係各方面への情報発信や情報提供を行う。 (3) 健康保険給付等(前略)医療費通知やインターネットを活用した医療費に関する情報提供も行う。	<p>仕様書(案)に記載された情報発信・情報提供業務を実現するためのシステム整備は今回の調達範囲内でしょうか？範囲内である場合、必要な設備の概要についてご教示下さい。</p>	<p>費用積算範囲を明確にするため。</p>	<p>本調達の範囲は仕様書に記載した範囲です。</p>

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
6	本文	2-5	2.3.2	(3)	事務の集約化に関して「定型的事務の集約化を行う」	業務全体のどの部分が集約される対象なのかを具体的にお示しいただけないでしょうか。	ハードウェアの過剰投資の抑止やソフトウェアライセンスの精緻化を図るなど、より精度の高い見積を作成するにあたっての基礎情報として利用するため	本調達の範囲は仕様書に記載した範囲です。
7	本文	2-6	2章	2.3.2 刷新のコンセプト	(5)システムライフサイクルの長期化 現在、5年程度となっている機器更改の時期を、10年程度となるようにシステムライフサイクルの長期化を行う。	本調達の契約期間、履行期間は、「平成24年5月7日～平成26年7月31日」で、運用開始後は別途調達される基盤保守事業者が保守、基盤運用事業者が運用される想定です。運用途中でのハードウェアリプレイスは前述の関係上現実的ではなく、ハードウェアリプレイス無しで10年程度の製品保守を求められると考えます。5年程度の期間が一般的ですので、文言の削除をご検討いただけますでしょうか。	実現が困難なため	保守作業を組み合わせる等により10年間使用できる提案をしていただきますようお願いいたします。
8	本文	2-6	2.3.2	(5)	システムライフサイクルの長期化 現在、5年程度となっている機器更改時期を、10年程度となるようシステムライフサイクルの長期化を行う	システムを構成する全装置を10年間保証できる製品ベンダは非常に限定されと考えます。サーバ以外の周辺装置については、10年間のシステムライフサイクルの中での製品更改を許容する等、調達条件の緩和をご検討いただけませんか。	ベンダロックの排除による公平な調達の実現のため	保守作業を組み合わせる等により10年間使用できる提案をしていただきますようお願いいたします。
9	本文	2-7	2章	図2-1	図2-1システム全体概要図 第一センターと第二センターの非同期コピー機能	非同期コピーにおいて、定期的に整合性をチェックする必要があると思われませんが、整合性チェックの頻度などの要件をご提示ください	必要なトラフィック量の想定のため	適切な提案をお願いします。
10	本文	2-7	2章	図2-1	図2-1システム全体概要図 運用監視センター	運用監視センターはデータセンターと統合されていても良いでしょうか。	調達内容の確認のため	運用監視センターは、データセンターとは別の場所であることを想定しています。
11	本文	2-7	2章	図2-1	図2-1システム全体概要図 運用監視センター	運用監視センターは既存センタ(残設備)と接続する必要はあるでしょうか。	調達内容の確認のため	お見込みのとおりです。
12	本文	2-7	2	図2-1	*3 これらのシステムについては、今後該当システムが刷新される際に別途検討とする	本調達におけるシステム開発後に刷新される範囲については、別途調達であると認識しております。 「別途検討と示された範囲については本調達に含まないこと」を本調達仕様書に記載をお願いいたします。	応札業者が役務範囲についての意識齟齬を防止するために重要であると考えます。	ご指摘の内容については別途調達としています。
13	本文	2-7	2	2.4	集約拠点については、アウトソーシングの形態等を含めて検討中のため、そのあり方等についての情報を別途提示する予定。	当該作業見積りを実施するために、本事項に関する要件が分かる情報を、正式の仕様書で開示いただくか、開示されることが難しいのであれば、別途契約調整の範囲として明記いただくことをご検討をお願いいたします。	見積りを適正に実施するために必要な情報であると考えます。	集約拠点及びアウトソースに関しては別途調達することとしています。そのため基盤導入事業者に対して、新たに作業等が発生する場合には別途契約調整させていただきます。
14	本文	2-7	2	2.4	運用監視センターについても、当該センターの役割等について検討中のため、そのあり方等の情報を別途提示する予定	当該作業見積りを実施するために、本事項に関する要件が分かる情報を、正式の仕様書で開示いただくか、開示されることが難しいのであれば、別途契約調整の範囲として明記いただくことをご検討をお願いいたします。	見積りを適正に実施するために必要な情報であると考えます。	仕様書を修正します。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
15	本文	2-7	2	2.3.2 (4)	集約拠点については、アウトソーシングの形態等を含めて検討中のため、そのあり方等についての情報を別途提示する予定。	集約拠点および運用監視センターについては、検討中で情報を別途提示する予定とありますが、いつごろ、どのような形で、どんな資料を提示していただけるのか、記載いただけないでしょうか。	いずれも本調達の要件に関わりがあると考えているためです。	集約拠点及びアウトソースに関しては別途調達することとしています。そのため基盤導入事業者に対して、新たに作業等が発生する場合には別途契約調整させていただきま
16	本文	2-8	2章	2.5.1 全体スケジュール	全体スケジュール内の基盤調達およびアプリケーション調達のスケジュールについて アプリケーション基本設計前に基盤の基本設計が完了 基盤の詳細設計無しに、本番環境構築	現状の調達順序では、アプリケーション設計・開発事業者からの要求が無い中で、基盤導入事業者がハードウェアのサイジング、ソフトウェアの選定をすることとなり、規模、性能、機能、金額ともに最適な基盤システムをご提供することが困難であると考えられます。 調達後、アプリケーションの要件が固まった時点で、再度基盤環境の妥当性を検討し、必要な製品があれば別途追加調達頂くという想定でよろしいでしょうか。	役割分担正常化のため	提案時にすべての要件を満たす構成で提案ください。 設備追加について、受託者の責に帰すべき理由がある場合は、受託者による費用負担となります。協会の責に帰すべき理由の場合は、本調達における交換単位の単価にて受託者と別途契約を締結し、調達することとします。
17	本文	2-8	2章	2.5.2 委託作業内容	法3-2 開発及び基盤導入用として限定したものを範囲としており、本格拡大用の調達は含まれないこと	該当機材については、本番開始後は業務には利用しない想定でよろしいでしょうか。	調達内容の確認のため	業務には利用せず、アプリケーション保守等に利用することを想定しています。
18	本文	2-8	2.5.2		要件定義の確定、移行等、受託者を跨って実施すべき作業に関して、委託範囲に関する作業は責任を持って実施するとともに、アプリケーション設計・開発事業者及びデータ移行事業者等と協力して、システム全体の調整、整合性確保等の作業もあわせて委託する。	業務アプリケーションが利用するデータベース、パッケージ・ソフトウェアが明確となっていない状況では、一般的に基盤製品の構成検討を行うことは出来ません。 つきましては、業務アプリケーション側で指定パッケージ・ソフトウェアが必要になる際には、アプリケーション設計・開発事業者が必要なパッケージ・ソフトウェア(場合によっては、当該ソフトウェアを搭載する機器を含む)を調達する仕様となるよう明記をお願い致します。	本調達における要求仕様を明確にする為。	刷新システムにおいては、基盤における技術の統合、標準化を図り、コストを最適化する目的で基盤の仕様を発注者が決定できるような順序で調達することとしています。 今回の基盤導入業務では、単に物品を調達する事業者ではなく、業務要件を理解して、必要なアーキテクチャー、ハードウェア、ソフトウェア仕様を設計できる事業者を求めています。
19	本文	2-8	2	2.5.2	本調達では、基盤製品(ハードウェア、OS、ミドルウェア、パッケージ・ソフトウェア、ネットワーク機器等)の調達とその設計、導入・構築、テスト、移行等の実施、基盤製品を最適に稼働させるためのツール、スクリプト等の開発及び受入テスト支援等を委託する。	(意見) 「図2-1 システム全体概要図」中の「統計分析機能/経営管理支援機能/業務支援機能」は、本仕様書案の用語の定義より「ITツール」に相当するため、「基盤」に含まれるものと認識しております。() 「ITツール」を構築するに当たり、アプリ事業者が実施する作業がありましたら本仕様書に記載していただきますようお願いいたします。 「表2-1用語の定義」には次の通り記載されています。 項番1 ITツール: 経営管理支援、統計分析、業務支援等、一般的に情報系システムと呼ばれるITシステム。 項番8 基盤: 本システムを構成するハードウェア(サーバー、ストレージ、ネットワーク機器等)、ソフトウェア(ミドルウェア、ITツール等)で、「7 情報システム稼働環境要件」を満たすハードウェア、ソフトウェア全体を指す。	「ITツール」構築に当たり、基盤事業者とアプリ事業者の作業の責任範囲を明確化し、貴会におけるプロジェクト運営を円滑に行っていただくため。	役割分担については「2.6.2 委託作業内容」及び「別紙25 関係者との役割分担」を参照ください。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
20	本文	2-8	2	2.5.2	本調達では、基盤製品(ハードウェア、OS、ミドルウェア、パッケージ・ソフトウェア、ネットワーク機器等)の調達とその設計、導入・構築、テスト、移行等の実施、基盤製品を最適に稼働させるためのツール、スクリプト等の開発及び受入テスト支援等を委託する。	(意見) ミドルウェアやパッケージソフトウェア利用に必要なパラメータの設定値検討やパラメータの設定作業について、基盤事業者とアプリ事業者の責任範囲を明確化していただきますようお願いいたします。(例えば、イメージワークフローを実現するためのミドルウェアのパラメータの設定値については、貴会が決定した業務要件に基づきアプリ事業者が検討し、貴会の承認を受けたのちに、設定作業を基盤事業者が行う等)	基盤事業者とアプリ事業者の作業の責任範囲を明確化し、貴会におけるプロジェクト運営を円滑に行っていただくため。	役割分担については「2.6.2 委託作業内容」及び「別紙25 関係者との役割分担」を参照ください。
21	本文	2-8	2	2.5.2	なお、端末(機器及びソフトウェア等)及びネットワークについては、法3-2開発及び基盤導入用として限定したものを範囲としてとしており、本格拡大用の調達は含まれないことに留意されたい。	(意見) 「本格拡大用の調達」の示す範囲を明確化していただきますようお願いいたします。(例えば、研修場所に設置する端末は本格拡大用の調達範囲なのか等)	調達範囲を明確化し、貴会におけるプロジェクト運営を円滑に行っていただくため。	本部支店及び集約拠点に設置するものです。
22	本文	2-8	2	2.5.1	図2-2 全体スケジュール概要	「02 基盤導入(開発環境構築)」は、「07 データセンター#1」調達前に構築を行うスケジュールとなっておりますが、データセンター#1の準備が整うまでの期間の開発環境設置場所についてご教示下さい(都道府県レベルで可)。	開発環境構築に関する費用積算を正確に行うため。	東京都を想定しています。
23	本文	2-8	2	2.5.1	全体スケジュール	本調達仕様書(案)では基盤導入を先に開始し、その後アプリケーション設計・開発をするスケジュールになっていますが、先にアプリケーション設計・開発を開始して頂くよう意見致します。	貴協会様の目的に合った健康保険システムを構築(開発)する為のアプリケーション設計を先に実施しないと、適切な機器等の選定ができなくなる為。	刷新システムにおいては、基盤における技術の統合、標準化を図り、コストを最適化する目的で基盤の仕様を発注者が決定できるような順序で調達することとしています。今回の基盤導入業務では、単に物品を調達する事業者ではなく、業務要件を理解して、必要なアーキテクチャー、ハードウェア、ソフトウェア仕様を設計できる事業者を求めています。
24	本文	2-8	2	2.5.2	本調達では、基盤製品(ハードウェア、OS、ミドルウェア、パッケージ・ソフトウェア、ネットワーク機器等)の調達とその設計、導入・構築、テスト、移行等の実施、...	本調達仕様書(案)ではミドルウェアの選定について明記されていないように見受けられます。特に業務アプリケーションのメインツールとなるイメージワークフローとビジネスルールエンジンの選定及び設定、チューニングに関してはアプリケーション設計・開発業者が行うことを明記して頂くよう意見致します。	イメージワークフローとビジネスルールエンジンにより開発ベンダーが特定されてしまう為。	「2.6.2 委託作業内容」及び別紙25に記載の役割分担を参照し、適切な提案をお願いいたします。

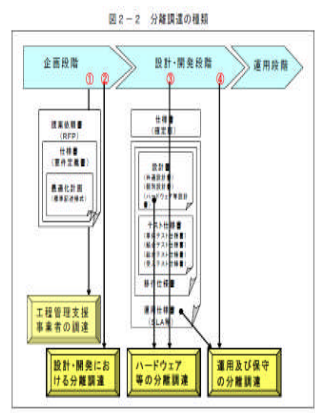
「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
25	本文	2-8	2	5.2(1)	また、作成した業務実施計画書を工程管理等支援事業者に提示し、工程管理等支援事業者による全体の整合性確認、プロジェクト実施計画書(全体に係るスコープ、マスタースケジュール、主要マイルストーン等)の作成に協力すること。	<p><前提> 受託者決定時点では、プロジェクト実施計画書(全体に係るスコープ、マスタースケジュール、主要マイルストーン等)は工程管理等支援事業者様にて既に作成完了済みとの理解です。</p> <p><修正案> また、作成した業務実施計画書を工程管理等支援事業者に提示し、工程管理等支援事業者による全体の整合性確認、プロジェクト実施計画書(全体に係るスコープ、マスタースケジュール、主要マイルストーン等)の改定に協力すること。</p>	作業内容の明確化のため。	以下のとおり修正します。 また、作成した業務実施計画書を工程管理等支援事業者に提示し、工程管理等支援事業者による全体の整合性確認、プロジェクト実施計画書(全体に係るスコープ、マスタースケジュール、主要マイルストーン等)の改訂に協力すること。
26	本文	2-8	2	5.2	2.5.2 委託作業の内容 なお、端末(機器及びソフトウェア等)及びネットワークについては、法3-2開発及び基盤導入用として限定したものを範囲としており、本格拡大用の調達は含まれないことに留意されたい。	<p><背景> 左記における「ネットワーク」とは広域回線を指すものと理解しました。</p> <p><質問> 基盤導入業者による調達・構築範囲は、運用監視センター(刷新準備室)から開発環境を設置するデータセンターまでの回線であり、別途調達されるアプリケーション設計・開発事業者等の作業場所から開発環境を設置するデータセンターまでの回線はアプリケーション設計・開発事業者又はネットワーク回線導入業者にて実施するとの理解で正しいでしょうか。</p>	調達対象の明確化のため。	基盤導入業者による「ネットワーク」の調達・構築範囲は、データセンター内及び運用監視センター内の機器及び端末等を接続するためのネットワークのみです。 なお、「2.6.2(4)設置・導入 才 開発関連環境の設置・導入」の から までのものは、データセンターではなく、運用監視センターへの設置を想定しています。
27	本文	2-8	2	2.5.1 図2-2	記載なし	<p>本調達後に実施される計画となっている「全国健康保健協会健康保険システム アプリケーションの設計・開発等業務 一式(仮)」、「全国健康保健協会健康保険システム データ移行等業務 一式(仮)」の役務遂行にあたっては、基盤導入業務の基本設計成果物が重要なインプットとなると推察しました。</p> <p>そのため、「全国健康保健協会健康保険システム アプリケーションの設計・開発等業務 一式(仮)」を適切な費用で調達するためには、調達時点で基盤導入業務の基本設計成果物を調達仕様書の一部として開示する事が必要と認識しております。</p> <p>従って、本調達の委託作業内容に「アプリケーション設計・開発業務の調達仕様書作成に協力する」旨の記載、及び対象となる成果物、提示時期を明記することをご提案いたします。</p>	後工程の調達にて、適正な見積りを実施するために必要な情報であると考えます。	アプリケーション設計・開発事業者の調達仕様書にて、導入する基盤のシステム構成を開示する予定です。それに基づいてアプリ設計・開発事業者の調達仕様書作成に適正な見積もりをお願いします。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
28	本文	2-8	2	2.5.1 図2-2	記載なし	<p>実施計画書の作成にあたっては、「工程管理等支援事業者による全体の整合性確認、プロジェクト実施計画書の作成に協力すること」と記載がありますが、調達仕様書(案)には実施計画策定の前提となる各受託者のマイルストーンが記載されておりません。</p> <p>基盤受託者は、他の受託者に先行して作業を開始するため、他の受託者の実施計画書策定時点で基盤の実施計画書に修正が発生する可能性が有ります。</p> <p>しかしながら、プロジェクトを安定的に運営するためには、極力マイルストーンレベルのスケジュール変更は発生しない事が望ましいと思われま</p> <p>す。</p> <p>従って、プロジェクト遂行上受託者が遵守すべきマイルストーン(クリティカルパス)が含まれたスケジュールを調達仕様書に追記することをご提案いたします。</p> <p>明記いただきたいマイルストーンの例 (1) 要件の確定期限 (2) 受託者間をまたがる情報授受期限、及び成果物(作成主幹受託者も記載される事が望ましいと思われま</p>	各受託者間でプロジェクトのマイルストーンレベルでの意識齟齬が発生することを防止するために重要であると考えます。	各事業者における詳細なマイルストーンについては、受託事業者間にて調整を行い決めることとしています。
29	本文	2-8	2	2.5.1 図2-2	記載なし	<p>各受託者が実施する役務及び作成する成果物は膨大な量になるため、それに応じて全国健康保険協会様(全国健康保険業務システム工程管理等支援業者含む)にて実施いただく各種調整・成果物検証等の作業も膨大になるものと想定します。</p> <p>全国健康保険協会様ご自身の体制やスケジュールにより、レビュー回数や、同時にレビュー可能な成果物数等も変わってくると想定しております。</p> <p>従って、適切なレビューに係る工数を見積もるため、全国健康保険協会様の作業スケジュールやマイルストーンについて、スケジュール(実施時期及び作業期間)への記載をお願いいたします。</p> <p>(1) 要件凍結の実施時期 (2) レビューの所要期間 (3) 検収の所要期間</p>	各受託者間でプロジェクトのマイルストーンレベルでの意識齟齬が発生することを防止するために重要であると考えます。	各事業者における詳細なマイルストーンについては、受託事業者間にて調整を行い決めることとしています。
30	本文	2-8	2	2.5.1 図2-2	記載なし	<p>全国健康保険業務システム基盤導入受託者のスケジュールに開発環境構築というタスクが記載されておりますが、「図2-1 システム全体概要図」上では、開発・テスト環境は第二データセンターに構築するように読み取れます。</p> <p>しかしながら、データセンター#2(07)のスケジュールは平成25年度の中頃からとなっております。</p> <p>開発・テスト環境は、別の場所に設置したのち、最終的にはデータセンター#2の調達が完了した時点で移設する事を想定されているのでしょうか。</p>	基盤構築・設置として、適正な見積りを実施するために必要な情報であると考えます。	仕様書の図2-1を修正します。 なお、テスト環境については、一旦第一データセンターに設置し、第二データセンターの設備が整った段階での移設を想定しています。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
31	本文	2-8	2	2.5.1 図2-2	スケジュール概要 全般	本調達仕様書(案)P2-8「図2-2 全体スケジュール概要」からは、7月にサービスインを計画しているように読み取れますが、実際にシステムが利用開始される年月日を記載をお願い致します。	適切に費用を見積もる上では、利用開始日以後で大きく作業内容や、要員のスキルセットが変動することから、実際にシステムが利用開始される日が重要となると考えます。	平成26年7月頃を予定しています。
32	本文	2-8	2	2.5.2	「2.5.2委託作業内容」 本調達では基盤製品(ハードウェア、OS、ミドルウェア、パッケージ・ソフトウェア、ネットワーク機器等)の調達とその設計、導入・構築、テスト、移行等の実施、基盤製品を最適に稼働させるためのツール、スクリプト等の開発及び受入テストの支援を委託する。	本調達では、基盤に係る設計・開発と、ハードウェア・ミドルウェアを同時に調達する方針であると推察しました。 しかしながら、ハードウェアの設置台数、ミドルウェアのライセンス数を設計・開発着手前に応札者が適切な見積り前提を立てることは困難であると想定しております。 そのため、ハードウェア・ミドルウェアの調達に関しては、提案時においては参考価格を提示し、設計・開発が完了した段階で改めて全国健康保険協会様と契約条件を決定する様なスケジュールとされることをご提案いたします。 なお、「情報システムに係る政府調達の基本指針」実務手引書の中の「2. 分割調達の概要」の中の「図2-2 分割調達の種類」の中では、設計開発が進んだ段階でハードウェア等を調達する例が示されています。 政府調達指針 実務手引書P16引用: 「図2-2 分割調達の種類」とおり、それぞれ、及びの時期に実施することになる。		提案時にすべての要件を満たす構成で提案ください。 設備追加について、受託者の責に帰すべき理由がある場合は、受託者による費用負担となります。協会の責に帰すべき理由の場合は、本調達における交換単位の単価にて受託者と別途契約を締結し、調達することとします。
33	本文	2-8	2.5.1	-	「図2-2 全体スケジュール概要」について	「11 基盤運用」「12 基盤等保守」の受託業者と本調達の受託業者が異なる場合、章2.3.2 (5) に記載のシステムライフサイクルの長期化の要件に対する責任分界点が不明瞭となる事が懸念されます。 本調達においては、「11 基盤運用」「12 基盤等保守」まで含めた調達とされることをご検討願います。	・受託作業内容明確化のため	「基盤運用」「基盤等保守」の調達については、ライフサイクルの長期化を実現できるような内容で実施する予定です。
34	本文	2-8	2.5.1	-	「図2-2 全体スケジュール概要」について	現状、アプリケーション設計・開発事業者の調達が基盤導入事業者の調達より3ヵ月遅いスケジュールであるため、要件定義書/基本設計書の変更が基本設計工程の終盤に発生するなど、環境構築への影響が懸念されます。 上記理由から、調達スケジュールの見直しのご検討をお願い致します。	・システム刷新の実現性を確保するため ・システム品質を担保するため	アプリケーションの事業者は、決定した基盤上でアプリケーションを稼働させるように基本設計を実施します。仕様書に示すスケジュールの中で、アプリケーション事業者と基盤導入事業者が調整することを想定しています。
35	本文	2-8	2.5.1	-	「図2-2 全体スケジュール概要」について	サーバの台数に対して、基盤の設計/構築期間が短く、品質を確保したシステム基盤の構築が難しいように思われます。開発期間の見直しのご検討をお願い致します。	・システム刷新の実現性を確保するため ・システム品質を担保するため	仕様書に示すスケジュールを実現できるように提案ください。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
36	本文	2-8	2.5.2	-	「本調達では、基盤製品(ハードウェア、OS、ミドルウェア、パッケージソフトウェア、ネットワーク機器等)の調達とその設計、導入・構築、テスト、移行等の実施、基盤製品を最適に稼働させるためのツール、スクリプト等の開発及び受入テストの支援等を委託する。なお、端末(機器及びソフトウェア等)及びネットワークについては、法3-2開発及び基盤導入用として限定したものを範囲としており、本格拡大用の調達は含まれないことに留意されたい。」	左記の記載内容(下線部)に本調達の範囲が定義されておりますが、「情報システムに係る政府調達の基本指針(2007年(平成19年)3月1日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」の8ページ「ハードウェアとソフトウェアとの分離調達の内容によりますと、「特定情報システムについては、原則として、ハードウェア(OS等のハードウェアと不可分な既製のソフトウェアを含む。)とソフトウェア(設計・開発を行うソフトウェアに限る。)とは分離して調達することとし、その内容を調達計画書に記載する。」とあります。 本仕様書(案)にて調達予定のハードウェアとソフトウェア・ミドルウェアについて、上記政府調達の基本指針に基づき、分離して調達を実施するようご検討をお願い申し上げます。	・政府調達の基本指針に沿った公平な調達を実現するため ・分割調達によってさらなる競争の可能性が高まることで、貴会においてより良い製品・サービスを安価に享受できる可能性が高まるため	仕様書のとおり提案ください。
37	本文	2-8	2.5.2	-	「要件定義の確定、移行等、受託者を跨って実施すべき作業に関して、委託範囲に関する作業は責任を持って実施するとともに、アプリケーション設計・開発事業者及びデータ移行事業者等と協力して、システム全体の調整、整合性確保等の作業もあわせて委託する。」	左記の記載内容(下線部)から、他の受託事業者(アプリケーション設計・開発事業者及びデータ移行事業者等)に跨る調整については、基盤導入事業者が主体となって実施するとの認識で宜しいでしょうか。 調整、整合性確保等の作業についての要件または規定の要領がございましたら、別紙などに追記頂けないでしょうか。	・受託作業内容を明確化するため	お見込みのとおりですので、仕様書のとおり提案ください。
38	本文	2-8	2	2.5.2	本調達では、基盤製品(ハードウェア、OS、ミドルウェア、パッケージソフトウェア、ネットワーク機器等)の調達と(以下略)	本調達におけるミドルウェアの範囲について、具体的な定義を追記していただけないでしょうか。	特にミドルウェアは、アプリケーション設計・開発の仕様にも影響があると考えられるためです。	設計・開発が必要なアプリケーションが稼働するために必要な既製のソフトウェアと想定しています。
39	本文	2-8 8-2	2 8	2.5.1 図2-2 8.3.2(1)	2.5.1 スケジュール概要 図2-2 8.3.2(1) 画面、および帳票等の設計においては、仕様の早期の確定のため、プロトタイプ等の手法を用い、設計内容の妥当性を判断できるようにすること。	本システム開発は、健康保険業務に対して、イメージワークフロー、ルールエンジン等の様々な先進的なIT技術を組み合わせて提供する必要が高いと推察しました。 しかしながら、一般的にこの様な組み合わせの事例は少ないと考えられ、開発難易度は一般的なシステム開発に比較して非常に高くなると想定しております。 また、システム化の実現イメージに関して全国健康保険協会様、及び関係する受託者間で十分に共有する事がプロジェクト遂行の上で、重要なポイントになると思われまます。 従って、プロジェクトのフィージビリティを確保するためにスケジュール上の重要な工程の一つとしてプロトタイプ検証フェーズを設け、その結果を以て全国健康保険協会様、および各受託者のシステム化イメージを共有する計画とする旨を仕様書上に明記することをご提案いたします。	難易度の高いシステム開発におけるフィージビリティを検証するためには、各受託者が独自でプロトタイプ検証を行なうことだけでなく、全受託者がマイルストーンを共有できるように左記のとおりプロトタイプ検証工程を定義することが重要であると考えます。	基盤事業者が決めたアーキテクチャのうえで、アプリケーション開発を行うこととなります。イメージワークフローやルールエンジン等の構築は基盤導入事業者の責任となります。本調達は、フィージビリティが確保された実現可能な提案を求めるものです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
40	本文	2-9	2章	2.5.2 (2)基本設計	ア 要件定義の確定 要件定義全体の整合性を確認し、要件定義書の改訂版を取りまとめること。	一般的な基盤導入役務を超えていると思われますが、システム全体の要件定義フェーズ(要求分析、概要設計)を含むと判断して良いでしょうか。	役務スコープの確認のため	要件定義フェーズは完了しております。要件定義書の改訂については仕様書のとおりです。
41	本文	2-9	2章	2.5.2 (2)基本設計	ア 要件定義の確定 なお、設計工程以降においても引き続き、受託範囲に関する要件定義について必要な確認・修正を行うこと。	【修正案】 なお、設計工程以降においても引き続き、受託範囲に関する要件定義について必要な確認・詳細化を行うこと。	設計工程以降の要件の修正は開発の手戻りになると想定されます。文意としては左記が妥当と考えます。	修正は無いことが望ましいですが、発生した場合は確認のうえ、対応することとします。
42	本文	2-9	2章	2.5.2 (2)基本設計	イ システム方式設計 設計したシステム方式に基づくアプリケーション設計・開発事業者による業務アプリケーション設計・開発作業に協力すること。	【修正案】 設計したシステム方式に基づくアプリケーション設計・開発事業者による業務アプリケーション設計方針確定に協力すること。	アプリケーション設計・開発作業自体を行うことはないと考えます。	役割分担については「2.6.2 委託作業内容」及び「別紙25 関係者との役割分担」を参照ください。
43	本文	2-9	2章	2.5.2 (2)基本設計	エ データ設計 アプリケーション設計・開発事業者が作成する統合データベース論理設計の内容をレビューし、基盤機能との整合性、実現可能性等を確認し、合意すること。	【合意すること】の結果として、レビュー内容の保証が含まれるのでしょうか。	役務スコープの確認のため	お見込みのとおりです。
44	本文	2-9	2章	2.5.2 (2)基本設計	オ 運用関連データ設計 アプリケーション設計・開発事業者が提示するアプリケーションの仕様及び一覧を取りまとめ、システム全体の運用関連データ設計を行うこと。	文脈から「アプリケーションの仕様及び一覧」ではなく「アプリケーション・ログの仕様及び一覧」と認識してもよろしいでしょうか。また、その場合には「別紙25 関係他者との役割分担」の見直しが必要と考えます。	役務スコープの確認のため	お見込みのとおりですので、「アプリケーション・ログの仕様及び一覧」と修正します。
45	本文	2-9	2章	2.5.2 (2)基本設計	キ イメージワークフロー設計 アプリケーション設計・開発事業者によるイメージワークフローの設計に協力すること。また、内容をレビューし、基盤機能との整合性、実現可能性等を確認し、合意すること。	【合意すること】の結果として、レビュー内容の保証が含まれるのでしょうか。	役務スコープの確認のため	お見込みのとおりです。
46	本文	2-9	2章	2.5.2 (2)基本設計	ケ 性能設計 規模性能要件の内容に基づき、システム全体の性能設計を行うこと。	【修正案】 規模性能要件の内容に基づき、システム基盤全体の性能設計を行うこと。	「別紙25 関係他者との役割分担」に記載のあるように、アプリケーション性能設計はスコープに入っていないと思われます。	お見込みのとおりですので、「2.6.2 委託作業内容」及び「別紙25 関係者との役割分担」を修正します。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
47	本文	2-9	2.5.2	(2)イ	また、設計したシステム方式に基づくアプリケーション設計・開発事業者による業務アプリケーションの設計・開発作業に協力すること。	業務アプリケーション設計に先立って、基盤機能の設計を行うことは、整合性確保の観点より困難と思われる。 アプリケーション設計の先行対応をお願い致します。	期待される要求仕様が対応困難な為。	刷新システムにおいては、基盤における技術の統合、標準化を図り、コストを最適化する目的で基盤の仕様を発注者が決定できるような順序で調達することとしています。 今回の基盤導入業務では、単に物品を調達する事業者ではなく、業務要件を理解して、必要なアーキテクチャー、ハードウェア、ソフトウェア仕様を設計できる事業者を求めています。
48	本文	2-9	2.5.2	(2)ウ	基盤機能に必要な画面、帳票等の基本設計を行うこと。	基盤機能に必要な画面、帳票とは、具体的にどのようなものを想定されているのかご教示願います。	本調達における要求仕様を明確にする為。	システム運用等基盤にて実現する機能を基盤機能と想定していますので、そこで必要となるものを提案ください。
49	本文	2-9	2.5.2	(2)オ	また、アプリケーション設計・開発事業者が提示するアプリケーションの仕様及び一覧を取りまとめ、システム全体の運用関連データ設計を行うこと。	アプリケーション設計・開発事業者が提示するアプリケーションの仕様及び一覧を基盤導入事業者にて取りまとめることは出来ません。 「また、～」以降を削除頂くか、以下の通り仕様書案のご修正をお願い致します。 仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。 「(修正案)基盤機能におけるエラーログ、アクセスログ等の運用関連ログの仕様及び一覧作成すること。また、アプリケーション設計・開発事業者が提示するアプリケーションログの仕様及び一覧を取りまとめ、システム全体の運用関連データ設計を行うこと。」	期待される要求仕様が対応困難な為。	No44の回答を参照ください。
50	本文	2-9	2.5.2	(2)キ	アプリケーション設計・開発事業者によるイメージワークフロー設計に協力すること。また、内容をレビューし、基盤機能との整合性、実現可能性等を確認し、合意すること。	業務アプリケーション設計に先立って、基盤機能の設計を行うことは、整合性確保の観点より困難と思われる。 アプリケーション設計の先行対応をお願い致します。	期待される要求仕様が対応困難な為。	刷新システムにおいては、基盤における技術の統合、標準化を図り、コストを最適化する目的で基盤の仕様を発注者が決定できるような順序で調達することとしています。 今回の基盤導入業務では、単に物品を調達する事業者ではなく、業務要件を理解して、必要なアーキテクチャー、ハードウェア、ソフトウェア仕様を設計できる事業者を求めています。
51	本文	2-9	2	2.5.2(2)キ	アプリケーション設計・開発事業者によるイメージワークフローの設計に協力すること。	(意見) 仕様書(案)3-2ページの3.1.3のイメージワークフロー要件の(1)イ申請単位の識別には、「受託者は、これらを踏まえ、基本設計工程でより効率的な実現方法を検討すること。」と有ります。下線部分は、本仕様書(案)の受託者となると思われますので、基盤事業者になると考えます。 基盤事業者とアプリ事業者間の役割分担・責任範囲を明確化していただきますようお願いいたします。	基盤事業者とアプリ事業者の作業の責任範囲を明確化し、貴会におけるプロジェクト運営を円滑に行っていただくため。	No.24の回答のとおりです。
52	本文	2-9	2	2.5.2(2)ア	ア.要件定義の確定(前略)要件定義書全体の整合性を確認し、要件定義書の改訂版をとりまとめること。(後略)	要件定義書の改訂版のとりまとめ責任については、要件定義を行った業者から受託者に移行される、という認識でよろしいでしょうか。	受託作業の責任範囲を明確にするため。	お見込みのとおりです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
53	本文	2-9	2	2.5.2 (2)ウ	ウ 機能設計 (前略)アプリケーション設計・開発業者による業務アプリケーションの機能、画面、帳票及び外部インターフェースの設計に協力すること。また、基盤機能との整合性、実現可能性等を確認すること。	基盤導入業者の実施する機能設計の内容と、アプリケーション設計・開発業者が実施するアプリケーション基本設計の内容の整合性確保を求める要件と理解しました。 アプリケーション設計・開発業者の設計・開発するアプリケーションは基盤が提供する機能を利用することを踏まえると、基盤導入業者が基本設計を完了し協会様のご承認を頂いた後にアプリケーション設計・開発業者がアプリケーション設計開発に係る基本設計に着手すべきと考えます。	システム全体の設計内容に整合性を持たせるため。	仕様書のとおり提案ください。
54	本文	2-9	2	5.2(2)ア	要件定義書全体の整合性を確認し、要件定義書の改訂版をとりまとめること。 なお、設計工程以降においても引き続き、受託範囲に関する要件定義について必要な確認・修正を行うこと。	要件定義書全体の整合性確認、要件定義書の改訂版取りまとめについて、基盤部分の要件定義書は基本設計工程以降の作業の前提条件となりますので、基本設計工程後に発生する修正・変更作業については、品質担保のため、その都度影響分析を実施する等の変更を管理するという認識です。	作業工数見積りでの精緻化のため。	お見込みのとおりです。
55	本文	2-9	2	5.2(2)ア	受託範囲に関する要件定義の内容を再確認し、必要に応じて協会と協議のうえ、要件定義書を修正すること。	要件定義書とは、本調達仕様書の3章～11章を指しているとの認識で正しいでしょうか。それともその他に資料が存在しますでしょうか。 要件定義書が、本調達仕様書の3章～11章を指す場合、「受託範囲に関する要件定義」がどの部分に該当するのか明示頂きたく存じます。 その他に資料が存在するのであれば、該当資料を開示頂きたく存じます。	<理由> 作業内容を明確化するため。 <補足> 本仕様書の他に「要件定義書」としてサーバ構成やソフトウェア構成を決定するための「ハードウェア要件定義書」、「ソフトウェア要件定義書」、「ネットワーク要件定義書」等が存在するものと考えております。	要件定義書は、調達仕様書の3章から13章とその別紙です。 今回の調達における受託範囲については「2.6.2 委託作業内容」及び「別紙25 関係者との役割分担」に記載のとおりです。 サーバ構成やソフトウェア構成を決定するための「ハードウェア要件定義書」、「ソフトウェア要件定義書」、「ネットワーク要件定義書」に相当するものは、今回基盤導入事業者からの提案を求めています。
56	本文	2-9	2	5.2(2)ウ	基盤機能に必要な画面、帳票等の基本設計を行うこと。	基盤機能に必要な画面、帳票等の範囲を明確化するため、別紙3「画面一覧」の「業務領域」欄の項目として「基盤」を追加して頂きたく存じます。	1. 画面設計に掛かる工数精査のため。 2. 上記1の工数精査が応札者に応じて大幅にブレないようにするため(公平性の担保)。	No48の回答を参照ください。
57	本文	2-9	2	5.2(2)ウ	基盤機能に必要な画面、帳票等の基本設計を行うこと。	基盤機能に必要な画面、帳票等の範囲を明確化するため、別紙4「帳票一覧」の「業務領域」欄の項目として「基盤」を追加して頂きたく存じます。	1. 帳票設計に掛かる工数精査のため。 2. 上記1の工数精査が応札者に応じて大幅にブレないようにするため(公平性の担保)。	No48の回答を参照ください。
58	本文	2-9	2	5.2(2)ク	情報セキュリティ要件の内容及び、システム全体の情報セキュリティ設計を行なうこと。	情報セキュリティ要件には、設備に対するセキュリティやアプリケーション設計・開発に係る要件も含まれているため、基盤導入業者に求める要件を明確化して頂けないでしょうか。 <補足> 例として、6-7頁において「表6-8 集約拠点設備におけるセキュリティ対策一覧」の記述があります。当該対策項目として運用監視センターでの監視カメラ映像確認とありますが、これは施設提供者に求めている事項と理解しています。	作業内容を明確化するため。	設備調達のための基本設計は、基盤導入事業者への委託作業です。 ご指摘を受け、「2.6.2(2)情報セキュリティ設計」に以下の内容を追加します。 「なお、LAN、WAN、端末環境、運用監視センター、データセンター及び集約拠点に係る情報セキュリティ設計(設備設計を含む)を行い、それぞれの基礎情報に含めること。」

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
59	本文	2-9	2	5.2(2)ケ	ケ 性能設計 規模性能要件の内容に基づき、システム全体の性能設計を行なうこと。	「システム全体の性能設計」とは要件としてあげている規模要件を満たすHW/SWを準備することの理解でよろしいでしょうか。	作業内容を明確化するため。	「2.6.2 委託作業内容」及び「別紙25 関係者との役割分担」を修正します。
60	本文	2-9	2章	2.5.2(2)ア	要件定義書全体の整合性を確認し、要件定義書の改訂版をとりまとめること。	現存する要件定義書の事前提示をお願い致します。	受託者作業規模を見積もるため。	要件定義書は調達仕様書の3章から13章とその別紙であり、機密保持契約締結後、別途開示致します。
61	本文	2-9	2	2.5.2	「2.5.2委託作業内容 (2)基本設計 ア要件定義の確定」 受託範囲に関する要件定義の内容を再確認し、必要に応じて協会と協議のうえ、要件定義書を修正すること。	適切な設計を遂行する上では、要件定義時に検討された事項の背景や経緯を十分に理解する必要があると認識しております。 要件定義時の検討経緯等について、限られた工程期間の中で把握する必要が有る事から、要件定義時の検討経緯等について各受託者の求めに応じ、全国健康保険協会様からご提示いただく旨、記載をお願い致します。	設計工程の作業量を適切に把握するために必要な情報であると考えます。	受託後、協議の上開示致します。
62	本文	2-9	2	2.5.2	「2.5.2委託作業内容 (2)基本設計 ア要件定義の確定」 要件定義書全体の整合性を確認し、要件定義書の改訂版をとりまとめること。	「要件定義書」とは、調達仕様書の別紙の資料を示すと考えてよいでしょうか。 要件定義書の成果物が調達仕様書の別紙以外にも存在する場合、要件定義書そのものを調達仕様書として提示頂くか、記載内容とボリュームについて、記載をお願い致します。	基本設計工程の作業量を適切に把握するために必要な情報であると考えます。	要件定義書は、調達仕様書の3章から13章とその別紙になります。
63	本文	2-9	2	2.5.2	「2.5.2委託作業内容 (2)基本設計 ケ性能設計」 規模性能要件の内容に基づき、システム全体の性能設計を行なうこと。	本調達では、アプリケーションの設計・開発前にハードウェアの構成要素、スペックについて見積りを行う必要があると認識しております。 しかしながら、基本設計完了後の性能検証においてハードのメモリ等の設備追加が必要となる可能性も想定されます。 そのため、設備増強が必要となった場合は、ハード増設等の必要な対応を実施する役割は、基盤導入業務受託者にあると認識してよろしいでしょうか。	プロジェクトのフェジビリティを確保し、実効的な性能検証を実施するために追加設備が必要になることも前提とすることが重要であると考えます。	提案時にすべての要件を満たす構成で提案ください。 設備追加について、受託者の責に帰すべき理由がある場合は、受託者による費用負担となります。協会の責に帰すべき理由の場合は、本調達における交換単位の単価にて受託者と別途契約を締結し、調達することとします。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
64	本文	2-9	2.5.2	(2)全般	基本設計 [ア 要件定義の確定] 要件定義書全体の整合性を確認し、要件定義書の改訂版をとりまとめること。 [イ システム方式設計] 設計したシステム方式に基づくアプリケーション設計・開発事業者による業務アプリケーションの設計・開発作業に協力すること。 [ウ 機能設計] アプリケーション設計・開発事業者による業務アプリケーションの機能、画面、帳票及び外部インタフェースの設計に協力すること。また、基盤機能との整合性、実現可能性等を確認し、合意すること。 [エ データ設計] アプリケーション設計・開発事業者が作成する統合データベース論理設計の内容をレビューし、基盤機能との整合性、実現可能性等を確認し、合意すること。 [オ 運用関連データ設計] アプリケーション設計・開発事業者が提示するアプリケーションの仕様及び一覧を取りまとめ、システム全体の運用関連データ設計を行うこと。 [キ イメージワークフロー設計] アプリケーション設計・開発事業者によるイメージワークフローの設計に協力すること。	[基本設計時のアプリ業者との調整について] 基盤導入事業者の基本設計工程は平成24年度5月～9月とのスケジュールになっておりますが、基本設計作業の中には左記の記載内容の通り、アプリケーション設計・開発事業者との調整事項が多く存在します(下線部)。しかし、アプリケーション設計・開発事業者は基盤導入事業者より3ヶ月遅れて作業着手するため、基盤導入事業者の基本設計工程とは2ヶ月しか重なりません。 アプリケーション設計・開発事業者の立ち上げ作業等を考慮した場合、この2ヶ月間で左記の調整事項全てを消化するにはスケジュール的に短期であり、スケジュール遅延のリスクが想定されます。 現状、基盤導入事業者が抱える作業項目が(他の政府系機関における一般的なシステム開発と比較しても)多いように見受けられます。基盤導入事業者が後発受託事業者との調整のために待機状態へ頻繁に陥ることが考えられ、基盤導入事業者のスケジュール遅延及び作業手戻りのリスクが想定されます。基盤導入事業者の作業項目の見直し(他受託事業者への作業変更)のご検討をお願い申し上げます。 [対処案] 現状、基盤導入がアプリケーション設計・開発よりも3ヶ月先行して作業着手するスケジュールですが、同時(もしくはアプリケーション設計・開発が先行)に作業着手することで、調整事項の効率的な解決が可能と考えます。(=検討状況の進捗具合が同じため、効率的な調整が可能) また、基盤導入事業者が抱え過ぎている作業項目をアプリケーション設計・開発事業者等に再分配することで、基盤導入事業者の作業負担が減り、作業全体が順調に進行すると思われれます。	・受託作業内容の確認のため ・システム刷新の実現性を確保するため ・システムの品質を担保のため	刷新システムにおいては、基盤における技術の統合、標準化を図り、コストを最適化する目的で基盤の仕様を発注者が決定できるような順序で調達することとしています。今回の基盤導入業務では、単に物品を調達する事業者ではなく、業務要件を理解して、必要なアーキテクト、ハードウェア、ソフトウェア仕様を設計できる事業者を求めています。
65	本文	2-9	2.5.2	(2)ア	(2)基本設計 ア 要件定義の確定 アプリケーション設計・開発事業者によるアプリケーション設計・開発事業者の受託範囲に係る修正に協力すること	「主担当として実施する事業者」に個別受託範囲の観点で協力する」とされる委託作業内容(調達仕様書全般)について、意図されている作業内容を具体的に記載いただくことは可能でしょうか。	・受託作業内容明確化のため	協力内容としては、各事業者の提案内容、設計内容、作業内容等に係る情報提供、質問対応等を想定しています。
66	本文	2-9	2.5.2	(2)ウ	(2)基本設計 ウ 機能設計 基盤機能に必要な画面、帳票等の基本設計を行うこと	仕様書に記載の「基盤機能」の位置づけが曖昧なため、用語定義などに追加頂くことは可能でしょうか(イメージワークフローに係る要件に基づき抽出された機能と認識しましたが、一致しますでしょうか)。	・受託作業内容明確化のため	システム運用等基盤にて実現する機能を「基盤機能」としてしています。
67	本文	2-9	2.5.2	(2)エ	(2)基本設計 エ データ設計	基盤導入事業者が先行して設計を行う基盤機能の基本設計仕様を、アプリケーション設計・開発事業者が統合データベース論理設計に吸収したことを確認(レビュー)する作業と認識しましたが、間違いはないでしょうか。	・受託作業内容明確化のため	お見込みのとおりです。
68	本文	2-9	2.5.2	(2)キ	(2)基本設計 キ イメージワークフロー設計	イメージワークフロー設計書の作成がアプリケーション設計・開発事業者による作業(成果物)であるのであれば、基盤導入事業者の納入成果物から外すべきと考えます(P2-19 3)。	・受託作業内容と納入成果物の整合性の確認のため	ご意見を参考に、納入成果物より「イメージワークフロー設計」を削除します。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
69	本文	2-9 ~ 2-10	2	2.5.2	「2.5.2委託作業内容 (2)基本設計 ク情報セキュリティ設計、ク性能設計、ク信頼性設計」 情報セキュリティ要件の内容に基づき、システム全体の情報セキュリティ設計を行うこと。 規模性能要件の内容に基づき、システム全体の性能設計を行うこと。 信頼性等要件の内容に基づき、システム全体の信頼性設計を行うこと。	本紙の記載内容からは、情報セキュリティ設計、性能設計、信頼性設計については、基盤導入業者が主担当となって各設計を行うように読み取れますが、「別紙25関係他者との役割分担」では、個別の受託範囲を実施する役割(+)となっています。 他の委託作業内容に関して、全体を請け負う作業については役割分担表の記載が「主」となっておりますので、本作業に関しても同様に役割を「主」に変更されることをご提案いたします。	受託者の責任範囲について意識齟齬を発生させないために重要であると考えます。	「2.6.2 委託作業内容」及び「別紙25 関係者との役割分担」を修正します。
70	本文	2-10	2章	2.5.2 (2)基本設計	ク 性能設計 信頼性等要件の内容に基づき、システム全体の信頼性設計を行うこと。	【修正案】 信頼性等要件の内容に基づき、システム基盤全体の信頼性設計を行うこと。	「別紙25 関係他者との役割分担」に記載のようにより、アプリケーション信頼性設計はスコープに入っていないと思われます。	「2.6.2 委託作業内容」及び「別紙25 関係者との役割分担」を修正します。
71	本文	2-10	2章	2.5.2 (2)基本設計	シ 外部機関との接続設計 外部機関とのインターフェースに必要な装置等についての設計を作成し、これを含めること。	外部機関とのインターフェースに既存設備の流用の可否を判断できる資料の提示をお願いします。	役務スコープの確認のため	「10.1.2 システム移行要件 表10-2」を参照ください。
72	本文	2-10	2章	2.5.2 (3)詳細設計	ア プログラム設計 ユーザー管理、ログ管理等の運用ツールを含む、必要な基盤機能の詳細設計を行うこと	アプリケーションで使用するユーザー、ログも受託者の詳細設計の範囲になるのでしょうか。	役務スコープの確認のため	ユーザー管理、ログ管理は基盤機能の1つと位置づけられており、それに必要なプログラム設計は基盤導入事業者の範囲としています。
73	本文	2-10	2章	2.5.2 (3)詳細設計	イ データ設計 統合データベース(基幹系)より、情報系データベースを生成するためのETLツールに関する設計を行うこと。	ETLツールを利用した生成データ量の想定等、要件をご提示ください	適正なサイジングを行うため	「別紙9 現行データボリューム一覧表」を参照し、提案ください。
74	本文 別紙14	2-10	2	2.5.2 (3)イ	イ データ設計 (前略)統合データベース(基幹系)より情報系データベースを生成するためのETLツールに関する設計を行うこと。(後略)	別紙14には、ETLツール・BIツールは現行システムの継続利用を想定している旨記載されています。従って本調達の対象は、現行システムの製品体系が変更される等の理由で差異が発生した場合、その差異部分が対象となると理解しています。その認識でよろしいでしょうか。また、業務・システムの刷新によって引き渡す業務データが変わり、システムの利用方法が変わることも考えられます。そのような場合を想定し、別紙14記載のツール類について刷新の対象がどうかを明記して頂けまようお願いいたします。	システム化対象範囲及び受託作業の責任範囲を明確にするため。	継続利用を予定しているETLツールならびにBIツールは、統計・分析が対象となります。その他については仕様書のとおり提案願います。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
75	本文	2-10	2.5.2	(2)シ	運用監視センターに必要な設備要件を検討し、その設備についての基礎情報を提示すること。 集約拠点に必要な設備要件を検討し、その設備についての基礎情報を提示すること。	設備要件の整理までが基盤導入事業者の役割であり、運用監視センター・集約拠点において使用されるサーバ等のハードウェアの調達は本調達対象外という認識で宜しいでしょうか。	本調達における要求仕様を明確にする為。	集約拠点についてはお見込みのとおりです。運用監視センターに配置される開発関連環境及び運用監視端末、コンソール等については、本調達の対象となります。
76	本文	2-10	2.5.2	(2)セ・ソ	セ：本部及び各支部等のLAN環境の機能及び性能についての基礎情報を提示すること。 ソ：本部及び各支部等に必要なPC、プリンター、スキャナー、OCR等の機能及び性能についての基礎情報を提示すること。	左記基礎情報の提示について、アプリケーション側の基本設計完了を待たずに、業務概要・業務フローだけで算出を行うことは困難と思われます。 アプリケーション設計の先行対応をお願い致します。	期待される要求仕様が対応困難な為。	刷新システムにおいては、基盤における技術の統合、標準化を図り、コストを最適化する目的で基盤の仕様を発注者が決定できるような順序で調達することとしています。 今回の基盤導入業務では、単に物品を調達する事業者ではなく、業務要件を理解して、必要なアーキテクチャー、ハードウェア、ソフトウェア仕様を設計できる事業者を求めています。
77	本文	2-10	2.5.2	(3)イ	統合データベース(基幹系)より情報系データベースを生成するためのETLツールに関する設計を行うこと。	業務処理要件との親和性を考慮した場合、業務アプリケーション設計に先立って、ETLツールの選定・設計は困難と思われます。 アプリケーション設計の先行対応をお願い致します。	期待される要求仕様が対応困難な為。	刷新システムにおいては、基盤における技術の統合、標準化を図り、コストを最適化する目的で基盤の仕様を発注者が決定できるような順序で調達することとしています。 今回の基盤導入業務では、単に物品を調達する事業者ではなく、業務要件を理解して、必要なアーキテクチャー、ハードウェア、ソフトウェア仕様を設計できる事業者を求めています。
78	本文	2-10	2	2.5.2(3)ア	ユーザ管理、ログ管理等の運用ツールを含む、必要な基盤機能の詳細設計を行うこと。	(意見) 「必要な基盤機能」の範囲を明確化していただきますようお願いいたします。(例えば、データベースのバックアップ取得等のバッチ処理は「必要な基盤機能」の範囲に含まれる等)	基盤事業者とアプリ事業者の作業の責任範囲を明確化し、貴会におけるプロジェクト運営を円滑に行っていただくため。	No66の回答を参照ください。
79	本文	2-10	2	2.5.2(3)イ	イ：データ設計 アプリケーション設計・開発事業者が行う論理データ設計の成果物を受け、物理データ設計を行うこと。(後略)	物理データ設計の結果、ハードウェアの増強が必要となった場合、増強に関わる負担については別途協会様と協議とさせていただきますようお願いいたします。	受託者の行う物理データ設計は、後から調達されるアプリケーション設計・開発事業者の行う論理データ設計の影響を受けるため。	提案時にすべての要件を満たす構成で提案ください。 設備追加について、受託者の責に帰すべき理由がある場合は、受託者による費用負担となります。協会の責に帰すべき理由の場合は、本調達における交換単位の単価にて受託者と別途契約を締結し、調達することとします。
80	本文	2-10	2	2.5.2(3)イ	イ データ設計 (前略)統合データベース(基幹系)より情報系データベースを生成するためのETLツールに関する設計を行うこと。(後略)	ETLツール・BIツールを刷新対象とする場合、ETLツールに関する設計については、BIツールと併せてアプリケーション設計・開発事業者の作業範囲とすべきと考えます。	ETLツールの設計を行うには、統合データベースと情報系データベースの双方の設計に精通している必要があるため。	仕様書のとおりです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
81	本文	2-10	2	5.2(2)サ	外部機関とのインターフェースに必要な装置等についての設計を作成し、これを含めること。	アプリケーション設計・開発事業者にて実施する「外部インターフェースの設計」と基盤導入事業者にて実施する「外部機関との接続設計」の差異の明確化をお願いします。	事業者間の責任分界が曖昧になるリスクがあるため。	アプリケーション設計・開発事業者と基盤事業者の作業等は、「別紙25 関係他社との役割分担」で示しています。
82	本文	2-10	2	2.5.1	記載なし	本調達における「2.5.2 委託作業内容」には、「(3)詳細設計」として作業内容が定義されていますが、「図2-2 全体スケジュール概要」上には、当該作業以降について記載がございません。 本調達を受託後の実施計画書作成の際に、受託者が適切なスケジュールを作成することができるように「図2-2 全体スケジュール概要」に詳細設計のスケジュールについて記載をお願いいたします。	プロジェクト全体のスケジュールについて各受託者間で意識齟齬を発生させないために重要な情報であると考えます。	図2-2は主要部分のみ示しており、詳細設計のスケジュールは提案ください。
83	本文	2-10	2	2.5.2	「2.5.2委託作業内容 (3)詳細設計 イ データ設計」 統合データベース(基幹系)より情報系データベースを生成するためのETLツールに関する設計を行うこと。	別紙14 4ページに記載されている「統合DB(基幹待機系#1・基幹系#2・法3-2待機系)から統合DB(基幹参照系#1・基幹参照系#2・法3-2参照系)を日次で生成する」機能の作成は基盤導入業務受託者の役割範囲という認識でよろしいでしょうか。 同様に別紙14 4ページに記載されている「統合DB(基幹参照系#1・基幹参照系#2・法3-2参照系)より情報系共通DB(個人名等除去済み+月次情報)を日次で生成する」機能の作成は、基盤導入業務受託者の受託範囲という認識でよろしいでしょうか。 情報系共通DBから経営管理、業務支援、統計分析用データベースに反映する機能、処理方式の設計はどの受託者の役割でしょうか。 初期移行時の統合DB(基幹系)は主として移行業者の役割だと考えますが、統合DB(基幹参照系)、情報系共通DB、及び経営管理、業務支援、統計分析用のデータベースへの移行設計も同様にデータ移行業者の役割範囲の認識でよろしいでしょうか。	受託者の責任範囲について意識齟齬を発生させないために重要であると考えます。	:お見込みのとおりです。 、 :役割分担については「2.6.2 委託作業内容」及び「別紙25 関係者との役割分担」を参照ください。 :統合DB(基幹系)、統計分析用データベースについてはお見込みのとおりです。統合DB(基幹参照系)、情報系共通DB、及び経営管理支援、業務支援用のデータベースはシステムで生成されるものです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
84	本文	2-10	2.5.2	(3)	<p>詳細設計 [イ データ設計] アプリケーション設計・開発事業者が行う論理データ設計の成果物を受け、物理データ設計を行うこと。また、アプリケーション設計・開発事業者のレビューを受け、アプリケーションの設計内容との整合性の確認を得ること。 [ウ インフラ物理設計] アプリケーション設計・開発事業者のレビューを受け、アプリケーションの設計内容との整合性の確認を得ること。 [エ 本部・支部・集約拠点インフラ基盤環境設計] アプリケーション設計・開発事業者のレビューを受け、アプリケーションの設計内容との整合性の確認を得ること。</p>	<p>[詳細設計時のアプリ業者との調整について] 基本設計同様(項番6参照)、詳細設計工程にはアプリケーション設計・開発事業者との調整事項が多く存在します(下線部)。 上記の調整事項全てを消化するには、現状のスケジュールは短期であり、スケジュール遅延のリスクが想定されます。 現状、基盤導入事業者が抱える作業項目が(他の一般的なシステム開発と比較しても)多いように見受けられます。基盤導入事業者が後発受託事業者との調整のために待機状態に頻繁に陥ることが考えられ、基盤導入事業者のスケジュール遅延及び作業手戻りのリスクが想定されます。 基盤導入事業者の作業項目の見直し(他受託事業者への作業変更)のご検討をお願い申し上げます。 [対処案] 現状、基盤導入がアプリケーション設計・開発よりも3ヶ月先行して作業着手するスケジュールですが、同時(もしくはアプリケーション設計・開発が先行)に作業着手することで、調整事項の効率的な解決が可能と考えます。(= 検討状況の進捗具合が同じため、効率的な調整が可能) また、基盤導入事業者が抱え過ぎている作業項目をアプリケーション設計・開発事業者等に再分配することで、基盤導入事業者の作業負担が減り、作業全体が順調に進行すると思われる。</p>	<p>・受託作業内容明確化のため ・実現性確保/システム品質担保のため</p>	<p>刷新システムにおいては、基盤における技術の統合、標準化を図り、コストを最適化する目的で基盤の仕様を発注者が決定できるような順序で調達することとしています。 今回の基盤導入業務では、単に物品を調達する事業者ではなく、業務要件を理解して、必要なアーキテクチャー、ハードウェア、ソフトウェア仕様を設計できる事業者を求めています。</p>
85	本文	2-10	2	(3) イ	<p>アプリケーション設計・開発事業者が行う論理データ設計の成果物を受け、物理データ設計を行うこと。</p>	<p>アプリケーション設計・開発事業者が行う論理データ設計の成果物を、いつ、どのような形で参照できるのか、記載していただけないでしょうか。</p>	<p>本調達の範囲となっている、物理データ設計の実施時期および本調達全体のスケジュールに影響があると考えられるためです。</p>	<p>論理データ設計の成果物に対しては、レビュー、確認、合意が役務となります。時期は2.6.1全体スケジュール内のアプリケーション設計・開発の基本設計内を予定しております。</p>
86	本文	2-11	2章	2.5.2 (4) 設置・導入	<p>ア データセンター設備工事 データセンター導入業者による第一データセンター及び第二データセンターの設備工事の実施に協力すること。</p>	<p>「設備工事の実施に協力すること」とは、具体的に何を求めているのでしょうか。工事作業、設計、その他も含まれるのでしょうか。</p>	<p>役務スコープの確認のため</p>	<p>協力内容としては、基盤導入事業者の提案内容、設計内容、作業内容等に係る情報提供、質問対応等を想定しています。</p>
87	本文	2-11	2章	2.5.2 (4) 設置・導入	<p>イ 運用監視センター設備工事 運用監視センター導入業者による運用監視センターの設備工事の実施に協力すること。</p>	<p>「設備工事の実施に協力すること」とは、具体的に何を求めているのでしょうか。工事作業、設計、その他も含まれるのでしょうか。</p>	<p>役務スコープの確認のため</p>	<p>協力内容としては、基盤導入事業者の提案内容、設計内容、作業内容等に係る情報提供、質問対応等を想定しています。</p>
88	本文	2-11	2章	2.5.2 (4) 設置・導入	<p>ウ 集約拠点設備工事 集約拠点導入業者による集約拠点の設備工事の実施に協力すること。</p>	<p>「設備工事の実施に協力すること」とは、具体的に何を求めているのでしょうか。工事作業、設計、その他も含まれるのでしょうか。</p>	<p>役務スコープの確認のため</p>	<p>協力内容としては、基盤導入事業者の提案内容、設計内容、作業内容等に係る情報提供、質問対応等を想定しています。</p>
89	本文	2-11	2章	2.5.2 (4) 設置・導入	<p>エ WAN工事 WANサービス導入業者によるWAN等の工事に協力すること。</p>	<p>「WANなどの工事に協力すること」とは、具体的に何を求めているのでしょうか。工事作業、その他も含まれるのでしょうか。</p>	<p>役務スコープの確認のため</p>	<p>協力内容としては、基盤導入事業者の提案内容、設計内容、作業内容等に係る情報提供、質問対応等を想定しています。</p>

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
90	本文	2-11	2章	2.5.2 (4)設置・導入	<p>オ 開発関連環境の設置・導入 開発作業に必要な下記の機器、ソフトウェア、ネットワーク等の設置、導入、設定、稼働確認等を行い、その結果について協会に報告する事。</p> <p>リリース環境 ビルド環境 結合テスト環境 法3-2 開発のためのサーバー2台、PC20台、プリンター2台、スキャナー2台、OCR2台 法3-2 開発及び端末等の仕様確定のためのシンクライアント端末10台及びタブレット型端末10台（iPadもしくは同等以上の機種5台、その他の機種5台） 法3-2 開発のためのいかに示す端末用ソフトウェア</p>	<p>～ で納入する機材についても、10年間の保守サポートが必要でしょうか。</p>	仕様確認のため	シンクライアント端末、スキャナー、OCR、プリンター、複合機、タブレット端末については検証用として導入するため、一般的な保守期間の提案を求めます。
91	本文	2-11	2.5.2	(4)オ	-	開発される業務アプリケーションの実装形態に大きく依存する為、開発形態(言語、ミドル、DBMS)と具体的な環境要件をご提示願います。	本調達における要求仕様を明確にする為。	「8 設計・開発要件」を満たす開発環境を提案ください。
92	本文	2-11	2	2.5.2オ	<p>オ 開発関連環境の設置・導入 法3-2開発及び端末等の仕様確定のためのシンクライアント端末10台及びタブレット型端末10台(後略)</p>	別紙21には、シンクライアント端末として通常のシンクライアント端末(No65) / 携帯型(タブレット型)シンクライアント端末(No66) / 携帯型(ノートPC型)シンクライアント端末(No67)が記載されています。本文2-11ページ記載のシンクライアント端末は、これらのいずれの型を何台ずつ納入する必要があるのかご教示下さい。	導入機器に係る要件を明確にするため。	通常のシンクライアント端末(No65)10台、携帯型(タブレット型)シンクライアント端末(No66)10台です。
93	本文	2-11	2	5.2(4)オ	<p>法3-2開発のためのサーバー2台、PC20台、プリンター2台、スキャナー2台、OCR2台 法3-2開発及び端末等の仕様確定のためのシンクライアント端末10台及びタブレット型端末10台(iPadもしくは同等以上の機種5台、その他の機種5台) 法3-2開発のための以下に示す端末用ソフトウェア ・OAソフトとして、Microsoft Officeをシンクライアント端末用10台分及び開発PC用20台分 ・OpenOfficeをシンクライアント端末用10台分 ・その他開発に必要なソフトウェア</p>	「仕様書(案)の記載内容」に示す内容は、ハードウェア要件及びソフトウェア要件として定義して頂きたい存じます。	左記は設置・導入役務ではなく、ハードウェア要件・ソフトウェア要件と認識しているため。	仕様書のとおりです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
94	本文	2-11	2章	2.5.2(4)オ	法3-2開発のための以下に示す 端末用ソフトウェア ・その他開発に必要なソフトウェア	開発用ソフトウェアとして具体的な製品ご要望などがあれば、記載をお願い致します。	受託者作業規模を見積もるため。	「8 設計・開発要件」を満たす開発環境を提案ください。
95	本文	2-11	2.5.2	(4)オ	オ 開発関連環境の設置・導入 タブレット型端末(iPadもしくは同等以上の機種)	タブレット型端末が必要とする通信機能を含めた要求仕様を明示願います。	・設備見積の基礎情報とするため	通信機能については3G及びWi-Fiを想定しています。
96	本文	2-11	2.5.2	(4)オ	オ 開発関連環境の設置・導入 ・OpenOfficeをシンクライアント 端末10台分	OAソフトウェアとしてMicrosoft Officeの他に、OpenOfficeをご指定する理由をご教示頂けますでしょうか。 また、受託者に対して本ソフトウェアの保守・QAサポートを想定しておりますでしょうか。 OpenOfficeはオープンソースソフトウェアの為、受託者自身によるQA・保守サポートは困難であると考えます。	・受託作業内容明確化のため	オフィスツール仕様確定のため導入します。 保守については、対象に含んでおりません。
97	本文	2-11	2.5.2	(4)オ	オ 開発関連環境の設置・導入 ・OAソフトとして、Microsoft Officeをシンクライアント 端末数は10台分	Microsoft Officeのバージョンに指定があればご指示をお願い致します。	・設備見積の基礎情報とするため	提案時点の最新バージョンを提案ください。
98	本文	2-11	2	2.5.1 (4)オ	開発作業に必要な下記の機器、 ソフトウェア、ネットワーク等の 設置、導入、設定、稼働確認 等を行い、その結果について協 会に報告すること。 リリース管理 ビルド環境 結合テスト環境 (法3-2開発に関する内容 (詳細な仕様書の記載は省略さ せていただきます))	(意見) 法3-2開発を除き、図2-1の点線内の全システムの開発について、2-12 ページの「(5)製造」に必要な環境()は、製造を実施する業者が 準備すればよいのか、明確化していただけますようお願い致します。 9-3ページの9.4.1(2)でいう「開発・単体テスト環境」であるとお見受 け致します。	開発環境の準備に関する内容を明確化する 必要があるため。	アプリケーション設計・開発事業者が使用する「開発単体テスト環境」は、アプリケーション 設計・開発事業者による調達となります。
99	本文	2-11~2-	2.5.2	(4)オ・カ	-	開発関連環境及び本番・研修・保守環境の設置・導入に際し、消耗品の 扱いについて、仕様明記をお願い致します。 初期稼働時に必要となる物品のみ用意するという認識で宜しいでしょ うか。	本調達における要求仕様を明確にする為、	お見込みのとおりです。
100	本文	2-12	2章	2.5.2 (4)設 置・導入	ク 拠点間接続テスト 各設備事業者により設置・導 入された各環境に対し、それ ぞれ必要な接続を検証するこ と。	具体的に、何をどのように行うのでしょうか。 少なくとも検証に関しては、各導入業者が主体として実施すべきと 思われます。	役務範囲が不明確であり、これを確認す るため	仕様書を参照し、具体的なテスト内容につ いて提案ください。
101	本文	2-12	2章	2.5.2 (5)製 造	ア プログラム開発 設計したプログラム、画面、 帳票等を開発すること。	【修正案】 受託役務範囲内のプログラム、画面、帳票を製造すること。	表現が適切ではないと思われ ます	2.6.2の記載は全て暗黙の主語が「基盤導入 事業者」です。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
102	本文	2-12	2.5.2	(5)(6)	-	仕様書案に記載されているプログラム開発とは、基盤導入事業者で作成が必要となるプログラムが対象との認識で宜しいでしょうか、また、基本設計の結果、基盤では自作プログラムの必要性がないと判断された場合、本項の製造及び結合テストは不要と考えますが、認識に相違ないでしょうか。	本調達における要求仕様を明確にする為、	お見込みのとおりです。
103	本文	2-12	2.5.2	(5)(6)	-	本調達仕様書で明示されているプログラム開発とは、基盤導入事業者にて作成すべきプログラムが対象との認識で宜しいでしょうか、基本設計の結果、基盤導入事業者の受託範囲において自作プログラムの必要性は無いと判断された場合に、本項の製造及び結合テスト、付随する納入成果物においても対応不要との認識で宜しいでしょうか。	本調達における作業範囲を明確にする為、	No102の回答を参照ください。
104	本文	2-12	2.5.2	(5)ウ (6)イ	テスト実施のための手順、テストデータ及び結果エビデンスを整理し、報告すること。	【テスト工程の納品物について】 納品物に、単体テスト実施結果及び結合テスト実施結果に関する「エビデンス」の記載がありますが、具体的なエビデンスに関する記述がありません。 当該エビデンスが紙媒体形式での納入の場合、エビデンスは相当な物量になることが想定され、相応の作業工数の増大、スケジュール遅延が見込まれます。また、単体テスト実施結果及び結合テスト実施結果の確認につきましては、「単体テスト報告書」及び「結合テスト報告書」による確認で十分と考えられますので、納品対象外にして頂きたいご検討をお願い申し上げます。	・納入成果物に係る取り決めのため	エビデンスについては「2.6.3 納入成果物」に記載していないので、同節「(3) 納入方法」のとおり納品する必要はありません。ただし、各報告書のレビューにおける結果確認等の目的で、エビデンス類の確認あるいは電子媒体等での提出を求める可能性があります。
105	本文	2-13	2章	2.5.2 (6)結合テスト	ウ ユーザーマニュアルの作成 LAN・端末業者による端末、プリンター、スキャナー、OCR等の操作手順書の作成に協力すること。	【修正案】 本項目を削除	当該項目は結合テストで実施する内容ではないと思われます。また、ユーザーマニュアルの作成は各事業者のみで実施する内容と思われます。	協力内容としては、基盤導入事業者の提案内容、設計内容、作業内容等に係る情報提供、質問対応等を想定しています。
106	本文	2-13	2章	2.5.2 (6)結合テスト	エ システムテスト計画の作成 アプリケーション設計・開発事業者が選定し、使用することとなったツールがある場合には、アプリケーション設計・開発事業者が作成したシステムテストガイドを含めて、改訂版を作成すること。	【修正案】 本項目を削除	当該記述内容（システムテストガイドのツール利用に関する記述内容の改訂作業）はアプリケーション設計・開発事業者が実施すべき内容と思われます。	仕様書のとおりです。
107	本文	2-13	2章	2.5.2 (7)システムテスト	イ システムテストの実施 アプリケーション設計・開発事業者による受託者を跨ったシステム全体のシステムテストの実施に協力するとともに、テスト結果に対して合意すること。	【修正案】 アプリケーション設計・開発事業者による受託者を跨ったシステム全体のシステムテストの実施に協力するとともに、適正なテスト結果に対して合意すること。	表現のあいまいさを排除するため	仕様書を修正します。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
108	本文	2-13	2.5.2	(6)ウ	LAN・端末導入事業者による端末、プリンター、スキャナー、OCR等の操作手順書の作成に協力すること。	LAN・端末導入事業者との作業範囲を明確にする為、具体的な支援内容をご提示願います。	本調達における作業範囲を明確にする為、	協力内容としては、基盤導入事業者の提案内容、設計内容、作業内容等に係る情報提供、質問対応等を想定しています。
109	本文	2-13	2.5.2	(6)エ	テストツール等の使用法及びテスト実施方法に関する説明を含んだシステムテストガイドを作成すること。	使用するテストツールはアプリケーションに依存すると想定される為、業務アプリケーション設計に先立っての対応は困難と思われます。アプリケーション設計の先行対応をお願い致します。	期待される要求仕様が対応困難な為、	刷新システムにおいては、基盤における技術の統合、標準化を図り、コストを最適化する目的で基盤の仕様を発注者が決定できるような順序で調達することとしています。今回の基盤導入業務では、単に物品を調達する事業者ではなく、業務要件を理解して、必要なアーキテクチャー、ハードウェア、ソフトウェア仕様を設計できる事業者を求めています。
110	本文	2-14	2章	2.5.2 (7)システムテスト	ウ 受入・運用テスト計画書の作成 アプリケーション設計・開発事業者の協力を得て、協会が実施する運用テストに関するテスト計画書を作成すること。	【修正案】 アプリケーション設計・開発事業者の協力を得て、協会が実施する運用テストに関して、受託範囲におけるテスト計画書を作成すること。	表現のあいまいさを排除するため	仕様書を修正します。
111	本文	2-14	2章	2.5.2 (8)受入・運用テストの支援	ア 受入・運用テスト仕様書の作成 アプリケーション設計・開発事業者の協力を得て、協会が実施する運用テストに関するテスト仕様書を作成すること。	【修正案】 アプリケーション設計・開発事業者の協力を得て、協会が実施する運用テストに関して、受託範囲におけるテスト仕様書を作成すること。	表現のあいまいさを排除するため	仕様書を修正します。
112	本文	2-14	2章	2.5.2 (9)移行関連作業	ア 移行計画の作成 (ウ) 全体のとりまとめについて アプリケーション設計・開発事業者及びデータ移行事業者が作成した各移行計画を受け、全体の整合性を確認するとともに、必要な調整、修正を行い、システム全体の移行計画を作成すること。	一般的な基盤導入役務を超えていると思われるが、システム全体の移行フェーズの総合管理を含むと判断して良いでしょうか。	役務スコープの確認のため	お見込みのとおりです。
113	本文	2-14	2	5.2(8)イ	また、別途調達する外部機関が情報セキュリティ診断を実施することに協力すること。	別途調達する外部機関の作業スケジュールについては、「図2-2 全体スケジュール概要」へ記述して頂きたく存じます。	当該協力役務が発生する時期を明確化するため。 要員配置検討のインプットとするため。	システムテストの期間と想定していますが、今後決定していきます。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
114	本文	2-14～2-	2.5.2	(9)	-	データ移行においては、基盤導入事業者によるシステム全体の移行計画の整合性を担保することは困難な為、別途調達されるデータ移行事業者を全体とりまとめとして各種移行関連作業を実施する必要があると考えます。 ご検討の上、見直し困難な場合には、その理由をご教示願います。 また、基盤導入事業者にて対応すべきシステム移行の範囲について、具体的にご提示願います。	期待される業務が対応困難な為。 本調達における作業範囲を明確にする為。	仕様書に記載のとおり実施できるよう、基盤導入事業者としての実施内容を提案ください。
115	本文	2-15	2章	2.5.2 (9) 移行関連作業	イ 移行手順の作成 (ウ) 全体のとりまとめについて アプリケーション設計・開発事業者が作成する業務移行に関する移行手順及びデータ移行事業者が作成するデータ移行に関する移行手順を受け、全体の整合性を確認するとともに、必要な調整、修正を行い、受託者を跨ったシステム全体の移行手順を作成すること。	一般的な基盤導入役務を超えていると思われませんが、システム全体の移行フェーズの総合管理を含むと判断して良いでしょうか。	役務スコープの確認のため	No.114の回答のとおりです。
116	本文	2-15	2章	2.5.2 (9) 移行関連作業	エ データ移行用プログラムの開発支援 データ移行事業者によるデータ移行プログラムの開発に協力すること。	「データ移行プログラムの開発に協力する」とは、移行環境の準備を指しているのでしょうか。具体的な作業内容をご教授ください。	役務スコープの確認のため	No.114の回答のとおりです。
117	本文	2-15	2章	2.5.2 (9) 移行関連作業	オ 移行テスト計画の作成 (ウ) 全体のとりまとめについて アプリケーション設計・開発事業者が作成する業務移行に関するテスト計画及びデータ移行事業者が作成するデータ移行に関するテスト計画を受け、全体の整合性を確認するとともに、必要な調整、修正を行い、受託者を跨った移行テスト計画を作成すること。	一般的な基盤導入役務を超えていると思われませんが、システム全体の移行フェーズの総合管理を含むと判断して良いでしょうか。	役務スコープの確認のため	No.114の回答のとおりです。
118	本文	2-16	2章	2.5.2 (9) 移行関連作業	キ 移行テスト仕様作成 (ウ) 全体のとりまとめについて アプリケーション設計・開発事業者が作成する業務移行に関するテスト仕様及びデータ移行事業者が作成するデータ移行に関するテスト仕様を受け、全体の整合性を確認するとともに、必要な調整、修正を行い、受託者を跨った移行テスト仕様を作成すること。	一般的な基盤導入役務を超えていると思われませんが、システム全体の移行フェーズの総合管理を含むと判断して良いでしょうか。	役務スコープの確認のため	No.114の回答のとおりです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
119	本文	2-16	2章	2.5.2 (9)移行関連作業	キ 移行テストの実施 (ウ) 全体のとりまとめについて 移行テスト計画及び移行テスト仕様に基づき、受託者を跨ったシステム全体の移行テストを実施すること。	一般的な基盤導入役務を超えていると思われませんが、システム全体の移行フェーズの総合管理を含むと判断して良いでしょうか。	役務スコープの確認のため	No.114の回答のとおりです。
120	本文	2-16	2章	2.5.2 (9)移行関連作業	ケ 移行リハーサル アプリケーション設計・導入事業者及びデータ移行事業者の協力を得て、システム全体の移行リハーサルを実施すること。	一般的な基盤導入役務を超えていると思われませんが、システム全体の移行フェーズの総合管理を含むと判断して良いでしょうか。	役務スコープの確認のため	No.114の回答のとおりです。
121	本文	2-16	2章	2.5.2 (9)移行関連作業	ス 本番移行の実施 アプリケーション設計・導入事業者及びデータ移行事業者の協力を得て、移行計画書及び移行手順書に基づき、システム移行を行うこと。	一般的な基盤導入役務を超えていると思われませんが、システム全体の移行フェーズの総合管理を含むと判断して良いでしょうか。	役務スコープの確認のため	No.114の回答のとおりです。
122	本文	2-16	2.5.2	(9)コ	新システムへのロード用データを作成するために必要な環境を準備すること。	環境として、新規にサーバを用意するのか、既存のサーバに環境を用意するのかを明確にご指示願います。 また、環境として必要な処理能力、リソース量、ソフトウェア構成を算出する為、整備すべき環境の要件(リソース、ソフトウェア)も併せてご提示願います。	本調達における要求仕様を明確にする為、提案構成検討に必要な為。	No.114の回答のとおりです。
123	本文	2-16	2	(ウ)	受託者を跨ったシステム全体の移行テスト仕様を作成すること。	アプリケーション設計・開発事業者やデータ移行事業者の担当する移行テストに関わる仕様を、成果物として、いつ、どのような形で参照できるのか、記載していただけないでしょうか。	本調達の範囲となっている、システム全体の移行テスト仕様の作成には必須であると考えられるためです。	基盤導入事業者としての内容を提案ください。
124	本文	2-17	2章	2.5.2 (11)運用関連作業	オ 運用事業者への引継 なお、本引継にはトレーサビリティに関する事項も含めること。	ここでいうトレーサビリティの範囲は、「6 情報セキュリティ要件」にて提示されている各種ログ(監査ログ、アクセスログ)を対象としているのでしょうか。	役務スコープの確認のため	セキュリティ要件に限らず、基盤導入事業者が受託作業範囲の中で、作成するもの全てが対象となります。
125	本文	2-17	2章	2.5.2 (11)運用関連作業	エ 運用マニュアルの作成 アプリケーション設計・開発事業者の協力を得て、システムの起動・停止、監視、バックアップ等の通常運用時の手順と障害発生時の復旧手順等をまとめた運用実施要領及び運用マニュアルを作成すること。	アプリケーション観点の運用実施要領、運用マニュアルも含まれるのでしょうか。	役務スコープの確認のため	含んでいません。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
126	本文	2-17	2.5.2	(11)ア	通常時だけでなく、障害時の回復を含めたシステム運用及び保守に関する基本設計を行うこと。また、運用業者の調達に先立ち、SLAの案を作成すること。	SLAはお客様が求める運用サービス品質条件であり、(費用対効果を前提に)お客様にてご検討頂くべきものと認識しております。以下の通り仕様書案のご修正をお願い致します。仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。 「(修正案)通常時だけでなく、障害時の回復を含めたシステム運用及び保守に関する基本設計を行うこと。なお、SLAについては別途協会と協議の上、作成すること。」	期待される業務が対応困難な為。	仕様書を以下のとおり修正します。通常時だけでなく、障害時の回復を含めたシステム運用及び保守に関する基本設計を行うこと。また、運用業者の調達に先立ち、受託範囲に係るSLAの案を作成すること。
127	本文	2-17	2	(10)イ	研修に必要な環境を整備すること	ここで定義している研修とは、基盤に関わるものに限定されているのか、アプリケーションの操作等に関わるものなのか、記載していただけないでしょうか。	本調達の範囲の仕様や要件を確定するのに必要と考えられるためです。	「7.1基本方針-(3)環境」における研修環境となります。
128	本文	2-18	2.5.2	(12)イ	-	「(12)イ システム基盤保守事業者への引継」とありますが、ここでいう「システム基盤保守事業者」は「基盤等保守事業者」のみを指しているという認識で宜しいでしょうか。また、どのような引継を想定されているか、具体的にご提示をお願い致します。	本調達における要求仕様を明確にする為。	基盤保守の引継ぎ先は、「基盤等保守事業者」のみを想定していますが、基盤を構成するコンポーネントによっては、複数の事業者で構成される可能性もあります。基盤導入事業者により設計構築された基盤を安定的に運用し続けるために必要な手順等を基盤導入事業者が作成します。そして、それを「基盤等保守事業者」に引き継ぐことで「12 保守要件」を実現することを想定しています。
129	本文	2-18	2	2.5.2 (12)イ	イ. システム基盤保守事業者への引継 基盤等保守事業者へシステム基盤保守関連の引継を行うこと。	本調達の範囲で導入したハードウェアの保守に関してもシステム基盤保守事業者へ引き継ぐ、という認識でよろしいでしょうか。	システム基盤保守事業者への引継以降のハードウェア導入業者の作業範囲を明確にするため。	ハードウェア保守(部品故障対応等)は、それぞれの機器等の納入事業者によるもので、本調達の範囲内とします。その保守契約等に含まれない作業(部品交換、ファームウェア更新作業等を代替支援するサービス等)について、基盤等保守事業者への引継ぎを想定しています。
130	本文	2-18	2	2.5.2	「2.5.2委託作業内容 (14)標準化関連 イ 開発標準の作成」 アプリケーション設計・開発事業者による、アプリケーション開発工程で必要となる標準類の作成に協力すること。	各受託者の協力を最大のものとするためには、各受託者との意識齟齬を発生させないことが重要であると考えます。 したがって、各受託者が「協力」するにあたって、以下の記載を本調達仕様書上に記載することをご提案いたします。 各受託者が「協力」を実施する時期 コミュニケーション方法についてはプロジェクト全体管理を支援する工程管理業者が計画・監視・コントロールを行う旨 また、各調達仕様書上に各受託者間で「協力」についての意識齟齬の発生を軽減するために「全国健康保険協会健康保険システムアプリケーション設計・開発業務受託者が提示する協力要請のうち、協会が認めるものについて対応すること」と明記することをご提案いたします。	プロジェクト全体の成果を最大とするために重要であると考えます。	については、「2.6.2 委託作業内容」は、原則として工程単位で記載しています。それぞれの工程のおおよそのスケジュールは、「2.6.1 全体スケジュール」を確認ください。 については、工程管理等支援事業者が全体の監修監督を行うことは別紙25で示しています。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
131	本文	2-19	2.5.3	(1)	納入成果物及びその完成時期を「表2-3」に示す。なお、完成時期については仮であり、プロジェクト実施計画の作成において、協会と協議のうえ定めることとする。	「表2-3 納入成果物及び完成時期」について、基盤導入事業者の対応範囲外作業の納入成果物(基本設計:イメージワークフロー設計、製造:単体テスト仕様書・ソースコード及びオブジェクト、単体テスト報告書等)が記載されています。基盤導入事業者として納品すべき成果物の中に記載内容のご修正をお願い致します。	正確な納入成果物を把握する為。	以下は基盤導入事業者の範囲外なので削除します。 基本設計:イメージワークフロー設計 ・以下は基盤機能の部分に関して対応範囲内となります。 製造:単体テスト仕様書・ソースコード及びオブジェクト、単体テスト報告書等
132	本文	2-19	2.5.3	(1)	表 2-3 納入成果物及び完成時期 3 基本設計 基本設計書 ・イメージワークフロー設計	イメージワークフロー設計を削除して頂くよう意見致します。	イメージワークフロー設計はアプリケーション設計・開発事業者が主幹するため、当該事業者の納品成果物とすることが適切と考えます。	仕様書を修正します。
133	本文	2-19	2	2.5.2	「2.5.2委託作業内容 全般」	本調達における委託作業内容を実施するにあたっては、各受託者の協力が必須であり、各受託者の役割範囲・責任分担について受託者間で意識齟齬を発生させないことが重要であると推察しました。 しかしながら、本調達仕様書(案)には、各受託者間をまたがる作業及び受託者間をまたがる成果物の定義、責任主管の記載がなく、その結果、各受託者間で責任範囲の前提条件に差異が発生することが想定されます。 このような差異の発生を防止するためにも、本調達仕様書に各受託者間をまたがる作業及び各受託者間をまたがる成果物の定義、責任主管について記載をお願いいたします。 なお、現行システムの調達仕様書(「全国健康保険協会健康保険業務システム開発業務一式 仕様書」別紙3「全国健康保険協会システム開発作業体制表」)の中では、「作業主体者として作業を実施するとともにその結果と品質に責任を負う者。」として、前述の情報について定義されておりました。	受託者間で責任範囲についての意識齟齬を発生させないために必要な情報であると考えます。	責任主管については「別紙25」に記載します。
134	本文	2-19	2	(15)	開発支援環境(必要なツール、ネットワーク、サーバー、端末等を含む)の構築を行うこと。	貴協会にて実施される法3-2関連の開発に関する仕様や計画等の成果物を、参照可能な時期ややり方についても記載していただけないでしょうか。	本調達の要件を確定し、計画するために必要な情報であるためです。	アプリケーション設計・開発事業者のスケジュールに3か月程遅れて追従することを想定しています。
135	本文	2-19	2	(1)	要件定義書(改訂版)	本調達の実施にあたり、本調達の前までの成果物の開示および提供について、明示していただけないでしょうか。	要件定義書(改訂版)の納入が、今回の指定としてふくまれているためです。	No60の回答を参照ください。
136	本文	2-20	2	5.3	(表2-3) 11 全体テスト計画書	(表2-3) 11 基盤テスト計画書	2-11ページ 2.5.2(3)オの記載内容を見るに、全体テスト計画はアプリケーション設計・開発事業者の作成となっており、本件受託者は基盤テスト計画書を作成する記載となっているため。	仕様書を修正します。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
137	本文	2-20	2	2.5.3	「2.5.3納入成果物 (1)納入成果物及び完成時期 表2-3 納入成果物及び完成時期」 項番11「全体テスト計画書」	本調達仕様書(案)の2.5.2 委託作業内容の(3)オ.全体テスト計画の作成の記載からは、基盤テスト計画書を作成することが作業内容であると想定され、全体テスト計画書についてはアプリケーション設計・開発事業者の納入物であると読み取れます。 しかしながら、詳細設計の納入成果物には全体テスト計画書と記載があります。 正しい納入成果物は、基盤テスト計画書と全体テスト計画書のどちらでしょうか。	基盤業務受託者が受託範囲の実施計画書を作成する際の情報になりますので、受託者の責任範囲について意識齟齬を発生させないために重要であると考えます。	「基盤テスト計画書」に修正します。
138	本文	2-20	2	2.5.3	「2.5.3納入成果物 (1)納入成果物及び完成時期 表2-3 納入成果物及び完成時期」 項番23「基盤システムテスト計画書」、結合テスト完了後一週間以内 項番25「基盤システムテスト仕様書」、システムテスト開始2か月前	基盤システムテスト計画書、基盤システムテスト仕様書の完成時期について、「図2-2 全体スケジュール概要」に記載されたスケジュールに合わせると、基盤システムテスト計画書は、平成26年1月、基盤システムテスト仕様書は平成25年10月が完成時期となっています。 仕様書の方が計画書より完成時期が早いスケジュールとなっているため、仕様書完成時期を遅らせる、または、計画書完成時期を早くする必要があります。	基盤業務受託者が受託範囲の実施計画書を作成する際の情報になりますので、納入物についてはスケジュールの整合性が取れている必要があると考えます。	納入成果物の完成時期の前後関係が逆転しない様に、仕様書を修正します。
139	本文	2-20	2	2.5.3	「2.5.3納入成果物 (1)納入成果物及び完成時期 表2-3 納入成果物及び完成時期」 項番27「運用テスト計画(案)」、システムテスト完了後一週間以内	先に公示されました「全国健康保険協会業務・システム刷新のためのシステム構築等に係る工程管理等支援業務一式 調達仕様書」の記載によると、受入・運用テスト実施計画書案(全体)の完成時期は受入・運用テスト開始2か月前(平成26年1月を想定)となっています。 しかしながら、本調達では、運用テスト計画(案)の完成時期はシステムテスト完了後一週間以内(平成26年4月を想定)となっており、全体の計画書については、工程管理等支援業者がアプリケーション設計・開発業務受託者、基盤導入業務受託者の作成する受入・運用テスト実施計画書に基づいて作成されると記載があります。 したがって、記載からは、完成時期の前後関係が逆転してしまっているように読み取れますので、運用テスト計画(案)の完成時期を受入・運用テスト実施計画書案(全体)の完成時期より前に変更されてはいいでしょうか。	各受託者間で意識齟齬を発生させないために先の調達とスケジュールの整合性を取れている必要があると考えます。	納入成果物の完成時期の前後関係が逆転しない様に、仕様書を修正します。
140	本文	2-22	2	5.3(2)	表2-4 納入物品 第一データセンター用ハードウェア一式 第二データセンター用ハードウェア一式	「図2-1 システム全体概要図」においては、アカウントビリティシステム及び移行用環境が含まれていませんが、第一データセンター、第二データセンターどちらに設置になるのでしょうか。	機器構成の見積もり精緻化のため。	「別紙20」及び「別紙21」のとおり、第一データセンターへの設置となります。
141	本文	2-22	2	5.3(2)	表2-4納入物品	表2-4納入物品の中に、OCRが含まれていませんが、OCRはLAN・端末導入事業者が導入するとの認識です。	作業工数見積もりの精緻化のため。	表2-4内項番6開発用シンクライアント等は、「2.6.2 (4) 設置・導入 才 開発関連環境の設置・導入」の から までのものを対象としており、本調達の範囲内です。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
142	本文	2-22	2	2.5.3	「2.5.3納入成果物 (2)納入物品」 納入物品を「表 2-4」に示す。	本調達書の記載から、基盤導入業務受託者と基盤等保守受託者が異なる業者となる可能性があると推察しました。 しかしながら、一般的にハードウェア、ソフトウェアの保守(サポート)契約は調達時に行うことになっており、契約途中における製品の保守契約を引継ぐことは困難であると認識しています。 そのため、本調達では、サービス開始後のハードウェア、ソフトウェア製品等の保守費用についても含めるとい認識でよろしいでしょうか。 また、その場合は、本番環境だけでなく、保守環境や研修環境など、全ての環境に利用する製品についても含めるとい認識でよろしいでしょうか。	プロジェクトのフィジビリティを確保するために重要な情報であると考えます。	お見込みのとおりです。
143	本文	2-22	2	2.5.3(2)	納入物品	(意見) アプリ事業者の入札公告の予定時期と、それまでに基盤事業者が完了すべき作業を明確化していただきますようお願いいたします。 (例えば、導入するデータベース管理ソフトウェア及びイメージワークフロー機能を実現するためのソフトウェアはどのような製品になるのか、これらを活用するためのツール及びスクリプトとして、どこまでの範囲の機能のものを基盤事業者が提供するのか、アプリケーションプログラムを開発するための環境はどのようなものか等)	仕様書案2.5.3(2)及び2.6(1)の内容を踏まえると、基盤事業者が導入する『基盤製品(ハードウェア、OS、ミドルウェア、パッケージ・ソフトウェア、ネットワーク機器等)及びこれを最適に稼働させるためのツール及び、スクリプト等』を前提として、アプリ事業者は業務を行うことになると認識しております。 本認識を踏まえると、遅くともアプリ事業者の入札公告までに、アプリ事業者の見積に影響を及ぼす内容については基盤事業者が検討を進め、その結果について貴会の承認を得て、アプリケーション設計・開発業務の提案業者には情報提供が必要であると考えるため。	アプリケーション設計・開発は平成24年8月頃開始予定です(「図2-2 全体スケジュール概要」参照)。その計画に合わせ調達予定です。
144	本文	2-22 2-24	2	2.5.3(2) 2.6(1)	納入物品 契約期間、履行期間	(意見) 基盤事業者は受託後に性能設計及びインフラ物理設計を実施することになっておりと認識しています。 一方、本調達においてハードウェア及びソフトウェアなどの物品の納入が委託内容として含まれております。 納入すべき物品のご契約タイミングを明確化していただきますようお願いいたします。	仕様書に物品に関する契約タイミングの記載がない場合、物品に関する仕様が確定されていない当初契約時に物品に関する契約も締結することになると想定されるため。	提案時にすべての要件を満たす構成で提案ください。 基盤導入業務の費用とハードウェア・ソフトウェアの費用をまとめて一本の契約とします。受託者決定後すみやかに契約を締結します。
145	本文	2-23	2.5.3	(3)エ	納入場所を以下に示す。 全国健康保険協会 業務・システム刷新準備室 〒102-8575 東京都千代田区九段北4丁目2番1号 市ヶ谷東急ビル9階 TEL:03-6862-0700	ドキュメント類の納入場所は仕様書案記載の通りで問題ございませんが、納入ハードウェア、ソフトウェアの設置場所についてご追記をお願い致します。(開発関連環境及び本番・研修・保守環境)	納入ハードウェア、ソフトウェアの設置場所を把握する為。	2カ所のデータセンターは、500～1000キロ離れて設置する計画であることを踏まえて提案ください。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
146	本文	2-23	2.5.3	(4)	検収における納入成果物の提出及び修正の方法を以下に示す。 「表2-3」及び「表2-4」に則って納入成果物を、別途定める期日に協会へ提出すること。 協会による検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映されたすべての納入成果物を納入すること。 「表2-3」及び「表2-4」以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態に保っておくこと。	本件におきましては、納入成果物全部の合格をもって一括検収となりますでしょうか。それとも、年度毎の分割検収を想定しておりますでしょうか。	検収時期を明確にする為。	仕様書に記載の納入成果物毎の検収を原則とします。
147	本文	2-23		(4)	検収	納入時期が契約期間満了以前に指定されているものもあり、実際に検収が行われる時期や、その期間について明示していただけないでしょうか。	他の事業者の成果物を参照する必要があると思われるものもありスケジュールを把握しておくことが望ましいためです。	検収については、納入後すみやかに実施することとします。
148	本文	2-24	2章	2.6	契約形態については、請負契約及びリース契約が含まれることを想定している。	リース契約については、具体的な期間のご要望などがあれば、記載をお願い致します。	稼働期間である、10年間リースの想定ですが、よろしいでしょうか	6年目以降の延長リースを考慮して10年のリース及び保守費用を提示ください。
149	本文	2-24	2	2.6	「2.6契約条件 (2) 契約形態」 契約形態については、請負い契約及びリース契約が含まれることを想定している。また、提案書にも依存するため、契約時までに別途、協会と協議するものとする。」	契約形態・契約期間については、「契約時までに別途、協会と協議する」ではなく、「契約形態・契約期間に係る条件等の情報は、入札公告時に提示する」等の記載とし、入札公告までにご提示をお願いします。	契約形態については採用する契約期間により、入札額の設定に影響を与えます。また「契約時までに別途、協会と協議する」場合、協議に相応の時間を要してしまったために契約締結が遅れてしまい、計画通りの作業着手が出来なくなる可能性があります。	6年目以降の延長リースを考慮して10年のリース及び保守費用を提示ください。
150	本文	3-1	3章	3.1.2 (1) システム機能一覧	システム機能の統廃合、共通化の検討を実施するとともに、ポータル機能、処理メニュー、各種設定の管理機能及びマスターメンテナンス機能等、アプリケーション実装に伴って必要となるシステム機能に関しても併せて検討を行い、業務要件を実現するために必要なシステム機能を開発すること。	一般的な基盤導入役務を超えていると思われるが、システム全体のアプリケーション開発のための要件分析・定義を含むと判断して良いでしょうか。 「開発すること」とありますが、開発そのものはアプリケーション設計・開発業者の認識ですが、これも含める想定でしょうか。	役務スコープの確認のため	調達仕様書3.1に記載のシステム機能に関する開発は、アプリケーション設計・開発事業者の受託範囲です。 ここに書かれていないもので、ユーザー管理等運用に必要な基盤機能(スクリプト、画面等)についての開発は、基盤導入事業者の受託範囲になります。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
151	本文	3-1	3章	3.1.2 (2)システムによる機械チェックの推進	本システムでは、業務の効率化と品質の向上を目指し、可能な限りシステムによる機械的なチェックを推進することとしている。入力されるデータは、単項目でのチェック、項目間の相関チェック、システム上の既保有情報とのチェック等、可能な限りシステムでのチェックを取り入れること。また、申請書の内容審査等、複雑なチェックに関しても、ビジネスルール機能を有効に活用し、チェックの機械化を図ること。	機械チェックについては、「別紙 17 ビジネスルールエンジン機能要件(詳細)」を満たす製品の調達、初期導入するまでをスコープとし、各システム機能からの接続、チェック内容の設計・実装は、アプリケーション設計・開発事業者のスコープという認識でよろしいでしょうか。	役務スコープの確認のため	お見込みのとおりです。
152	本文	3-1	3章	3.1.3 イメージワークフロー要件	本システムでは、申請書の受付から審査、決済までの処理をイメージ化した申請書を使用して実施することとしている。以下にイメージワークフローに関する要件を示す。また、イメージワークフローシステムに関するシステム要件を、「別紙 18 イメージワークフローシステム機能要件(詳細)」および「別紙 22 イメージ・OCR機能要件詳細」に示すので、あわせて参照すること。	イメージワークフローについて、基盤導入事業者としては「別紙 18 イメージワークフローシステム機能要件(詳細)」および「別紙 22 イメージ・OCR機能要件詳細」を満たす製品を調達、初期導入するまでをスコープとし、「別紙 25 関係他者との役割分担」の通り、基本設計以降はアプリケーション設計・開発事業者のスコープという認識でよろしいでしょうか。	役務スコープの確認のため	お見込みのとおりです。
153	本文	3-1	3	3.1.2(2)	また、申請書の内容審査等、複雑なチェックに関しても、ビジネスルール機能を有効に活用し、チェックの機械化を図ること。	また、申請書の内容審査、入手による審査、入力データのバリデーションチェック、送付する通知書の選定、各種業務フローの分岐条件判断、その他の複雑なチェックに関しても、ビジネスルール機能を有効に活用し、チェックの機械化を図ること。	案ではルール適用箇所の例として「申請書の内容審査」しか記されていない。当該箇所の前半に「可能な限りシステムによる機械的なチェックを推進する」とあるので、適用範囲の具体的イメージを持てるように適用箇所の具体例を追加した。 各具体例の根拠を(別紙1)の該当箇所です： 「内容審査」…(1.2.1-4 申請書内容審査) 他多数 「入手による審査」…(2.1.2-5 専用請求書内容審査の目視チェック箇所) 他多数 「入力データのバリデーションチェック」…(5.1.5 レセプトデータのエラーチェック) 等 「送付する通知書の選定」…(4.5.1債権調定取消、訂正後に送付する通知書等)、(4.3.1 債権調定後に初回納付書と同封する通知書等) 「各種業務フローの分岐条件判断」…(5.3.2-3 外相点検 後の分岐判定)、他審査の後の分岐はすべて該当する。	ビジネスルール機能の適用範囲は、広(検討する必要があるため、詳しい例示を行っておりません)。ただし、イメージワークフローを想定していない業務についても適用することを明確にするため、仕様書を修正します。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
154	本文	3-1	3.1.3		「別紙18 イメージワークフローシステムに関する…機能要件(詳細)」	削除して頂くよう意見致します。	イメージワークフロー基盤製品の選定はアプリケーション開発と密接に関わっているため、当該要件はアプリケーション設計・開発事業者への要件とし、そのツール選定も左記事業者が行うことが適切と考えます。	仕様書のとおりです。
155	本文	3-1	3	1	本システムでは、申請書の受付から審査、決裁までの処理をイメージ化した申請書を使用して実施することとしている。	申請書のイメージ化作業(支部に設置したスキャナーによる取り込み)の実施タイミングは、申請書の受付時のみという理解でよろしいでしょうか。 紙運用の際に実施されていると推測される担当者の押印や承認者の決裁印等がなされたものを再度スキャナー取り込みする必要はないという理解でよろしいでしょうか。	機器構成の見積もり精緻化のため。	イメージ化のタイミングは業務フローに記載しているとおりです。 申請書は受付時にスキャンし、その後は照会等により追加提出された書類をスキャンして取り込む場合があります。また、決裁等はすべて電子的に行いますので、決裁印は押印しない予定です。
156	本文	3-1	3	3.1.2	「3.1.2システム機能要件 (2)システムによる機械チェックの推進」 また、申請書の内容審査等、複雑なチェックに関しても、ビジネスルール機能を有効に活用し、チェックの機械化を図ること。	ビジネスルール機能として、具体的に健康保険業務におけるどのようなルールを機械チェックの対象とするか、例を明示頂けますようお願いいたします。 また、各業務における想定ルール数をご教示頂けますようお願いいたします。	応札業者が見積りを適正に実施するために必要な情報であると考えます。	基盤導入事業者には、機械チェックを推進するための基盤機能の構築を役務としておりますので、業務フロー図、システム機能一覧を参照して提案ください。
157	本文	3-1	3.1.2		・参照先 別紙2 システム機能一覧 147ページ 統計・分析機能	本仕様(案)における「統計・分析機能」について、レセプト及び健診データから医療費適正化に向けた予測モデルにおける記述がないため、別途調達の検討を頂きたく、[別紙]にてご提案申し上げます。ご検討のほど、よろしく申し上げます。	・業務システム全面刷新にあたり、有益と思われるため	仕様書の要件を満たすことを前提に提案ください。
158	本文	3-1	3.1.3	(1)	ア 申請書の分類 申請書及びその添付書類	「複数の種類の申請書が混在しても」における申請書およびその添付書類などのイメージ取り込みの対象となる、用紙の仕様(サイズや厚さ等)、および、一括スキャン時の最大想定枚数を明示願います。	・設備見積の基礎情報とするため	枚数については、「別紙15 申請書想定量」を参照してください。 用紙の仕様については、別紙22を参照してください。
159	本文	3-1	3.1.3	(1)ア	申請書の分類	申請書の取り込みは、以下の2つの認識で正しいでしょうか。 ・各支部への郵送 ・各支部への持ち込み	集約拠点に関する記述がないため、支店と集約拠点との役割分担について説明してください。	お見込みのとおりです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
160	本文	3-1 から 13-3	3 から 13	-	「3 業務・機能要件 ~ 13 運用施設・設備要件」 記載内容全般	第3章以降の各要件については、基盤導入業務受託者以外の受託者に向けた要件についても含まれているように見受けられます。 しかしながら、本調達仕様書(案)の記載内容からは、各要件に対して想定される作業が、どの受託者の役務内容であるか判断することができませんでした。 そのため、応札者が適切に見積りの前提を立てることは困難であると想定されます。 受託者の役務範囲が判断できるような記載に変更していただけますようお願いいたします。	応札業者が適正な見積りを実施するために役務内容・役割分担が明確にすることは重要であると考えます。	3章から13章は、本システム全体の要件定義になり、それを実現するための各受託者の役務範囲及び役割分担を2章及び別紙25で示しています。
161	本文	3-1 以降	3 以降	-	3章以降(タイトルが「~要件」) の本文の記載表現について	【調達仕様書(3章以降)の記載表現について】 2章までの記載表現と比較して、その作業項目をどの受託事業者が遂行するのか具体的に明示されていません。(2章ではその作業項目の主管事業者が明示されていました) また3章以降の内容について、基盤導入事業者以外の受託事業者(アプリケーション設計・開発事業者、データ移行事業者等)の役務も含まれております。 そのため、記載された作業のどこまでが本調達の見積もり範囲であるかが不明確です。その結果、読み手によって見積もり範囲の解釈が異なり、見積もり作業の公平性が保てないことが想定されます。	・受託作業内容明確化のため	3章から13章は、本システム全体の要件定義になり、それを実現するための各受託者の役務範囲及び役割分担を2章及び別紙25で示しています。
162	本文	3-1 以降	3 以降	-	3章以降(タイトルが「~要件」) の本文の記載表現について	【調達仕様書(3章以降)の記載表現について】 2章までの記載表現と比較して、その作業項目をどの受託事業者が遂行するのか具体的に明示されていません。(2章ではその作業項目の主管事業者が明示されていました) また3章以降の内容について、基盤導入事業者以外の受託事業者(アプリケーション設計・開発事業者、データ移行事業者等)の役務も含まれております。 そのため、記載された作業のどこまでが本調達の見積もり範囲であるかが不明確です。その結果、読み手によって見積もり範囲の解釈が異なり、見積もり作業の公平性が保てないことが想定されます。	・受託作業内容明確化のため	3章から13章は、本システム全体の要件定義になり、それを実現するための各受託者の役務範囲及び役割分担を2章及び別紙25で示しています。
163	本文	3-4	3章	3.2.1 画面一覧	本システムに必要とされる画面について、下記の別紙に示す。 ・別紙 3 画面一覧	「3.2.1 画面一覧」の通り、本システムに必要とされる画面は「別紙 3 画面一覧」に示されたものという認識です。これらはアプリケーション設計・開発業者によって設計される「アプリケーション画面」で、「別紙 25 関係他者との役割分担」にある「基盤ツール等」は該当部分がなく、「基盤導入事業者」としては画面設計自体がスコープ外という認識でよろしいでしょうか。	役務スコープの確認のため	No48の回答を参照ください。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
164	本文	3-4	3	3.1.3 (2)ウ	ウ. チーム編成 (前略) 決裁に関する割当等に関しは、別途提示する決裁規程に従うこと。	決裁規程につきましては、本件調達公告時に閲覧可能としていただますようお願いいたします。	イメージワークフロー製品に必要な要件を把握するため。	現行の決裁規程について本調達公告時に閲覧可能とします。 なお、決裁規程の見直しを予定しており、アプリケーション設計・開発業務の調達時に見直し案を、提示する予定としています。
165	本文	3-4	3	3.1.3 (3)オ	オ. 業務閉塞 申請書の種類単位で、業務閉塞及び業務閉塞の解除が行えること。	申請書の業務閉塞及び業務閉塞の解除とは具体的にどのような業務なのかご教示下さい。	イメージワークフロー製品に必要な要件を把握するため。	業務閉塞とは、当該業務に関するシステム機能が利用できない状態を言い、業務閉塞の解除とは、それを利用可能にすることを言います。
166	本文	3-4	3章	3.2.1	本システムに必要とされる画面について、下記の別紙に示す。	画面一覧のうち、本調達にて設計対象となる画面の記載をお願い致します。	受託者作業規模を見積もるため。	調達仕様書3.1、3.2、3.3及び関連する別紙は、業務に必要な機能、画面、帳票であり、アプリケーション設計・開発事業者の受託範囲です。 上記以外で、ユーザー管理等のセキュリティ運用あるいはログ管理、リリース管理等のシステム運用等に必要なものも「基盤機能」とし、ミドルウェアあるいはパッケージで実装されていないものを必要に応じて補完する(スクリプト開発、画面カスタマイズ等)ための設計・開発及びそのための標準の策定等は、基盤導入事業者の受託範囲になります。提案される製品を補完するために必要と考えられる最適なものを提案ください。
167	本文	3-5	3.2.2	(2)	画面サイズ	イメージ化された申請書の文字が判別可能とされているが、具体的にどの程度のサイズの文字が判別可能である必要があるか明示願います。	・設備見積の基礎情報とするため	協会けんぽのホームページで各種申請書の様式を公開しておりますので、そこに記載の文字が判別可能であることを基準としてください。
168	本文	3-5 3-6	3.2.2 3.3.2	-	「3 業務・機能要件」の役割分担について 3.2.2 画面設計規約 基本設計工程において画面設計を実施するに際し、以下に示す事項に準拠した画面設計規約を作成し、協会の承認を得ること。 3.3.2 帳票設計規約 基本設計工程において帳票設計を実施するに際し、以下に示す事項に準拠した帳票設計規約を作成し、協会の承認を得ること。	〔画面 / 帳票設計規約作成の役割について〕 画面設計規約、帳票設計規約について、基盤導入事業者が作成するとありますが、画面設計、帳票設計は業務アプリケーションに深く関連する箇所のため、規約についてはアプリケーション設計・開発事業者が作成すべき作業項目と思われます。 画面設計規約、帳票設計規約をアプリケーション設計・開発事業者以外の他受託事業者により作成されることで、画面・帳票設計の際に意図した設計を行うことができないリスクが想定されます。(開発作業が非効率になります) また同様に「3 業務・機能要件」の章に記載されている内容は業務アプリケーションに関わる要件のため、基本的にはアプリケーション設計・開発事業者の役割と思われます。そのため、業務・機能要件における役割分担について、見直して頂けますよう、お願い致します。	・受託作業内容明確化のため ・実現性確保/システム品質担保のため	No48の回答を参照ください。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
169	本文	3-6	3章	3.2.3	ポータル画面 利用者がログインした後、最初に表示されるポータル画面より、必要な機能呼び出しして業務を実施する。ポータル画面には、本システムで開発する機能以外にも、別途調達される電子メールや、掲示板情報、スケジュール管理、会議室予約等の情報もあわせて表示する予定である。基本設計において、ポータル画面の設計を行い、必要な開発、設定、テスト等を行うこと。	ポータルの開発も含まれる想定でよろしいでしょうか。	役務スコープの確認のため	ポータル開発はアプリケーション設計・開発事業者の受託範囲です。ポータル基盤の実装は基盤導入事業者の受託範囲です。また、ポータル開発のためのツール等も含まれます。
170	本文	3-6	3	3.2.3	3.2.3 ポータル画面 (前略)別途調達される電子メールや、掲示板情報、スケジュール管理、会議室予約等の情報もあわせて表示する予定である。 (後略)	左記の別途調達されるシステムにおいては、本調達範囲内の端末に搭載するソフトウェアは存在せず、すべてWebベースのシステムであるとの認識でよろしいでしょうか。また、支部等が独自で端末に搭載するようなソフトウェア等は存在しないという認識でよろしいでしょうか。	シンクライアント端末に必要な要件を把握するため。	別途調達されるシステムの情報は、WEBベースのポータル画面に表示させる予定です。また、支部等独自の端末ソフトウェアは原則搭載しない想定です。
171	本文	3-6	3	3.3.2 (2)	(2) 用紙サイズ ・用紙サイズはA4普通紙を標準とする。	業務上A4以外の用紙を必要とする場合、どのようなサイズの用紙を準備する必要があるのかご指示下さい。	プリンタに必要な要件を把握するため。	A4を標準としていますが、A3も想定されます。なお、本調達で納品いただくプリンターは開発用としています。
172	本文	3-6	3章	3.3.1	本システムに必要とされる帳票について、下記の別紙に示す。	帳票一覧のうち、本調達にて設計対象となる帳票の記載をお願い致します。	受託者作業規模を見積もるため。	NO.166を参照してください。
173	本文	3-6	3	3.2.3	「3.2.3ポータル画面」 ポータル画面に関する記載全般	ポータル画面の設計・構築については、どの受託者の役務範囲でしょうか。 「別途調達される電子メールや、掲示板情報、スケジュール管理、会議室予約等の情報もあわせて表示する予定である。」とありますが、これらの(別途調達された)機能をポータル画面に組み込むのはどの受託者の役務範囲でしょうか。	受託者の責任範囲について意識齟齬を発生させないために重要であると考えます。	ポータル基盤の設計・導入・構築は基盤事業者の役務です。ポータル画面や、ポータル設計開発はアプリケーション開発事業者の役務です。
174	本文	3-6	3.3.1	(2)	用紙サイズ	特殊サイズとして想定すべき範囲を明示願います。また、用紙の種類としてプレ印刷用紙やシール用紙などの必要があれば、それらについて必要となる要件についても明示願います。	・設備見積の基礎情報とするため	NO.171を参照してください。
175	本文	3-6	3.3.3	-	「外部の関係者に送付した帳票は、すべてPDF形式でシステムに保存し、必要に応じて参照できること」 (別紙23-1ページも同様)	[すべてPDF形式でシステムに保存]とありますが、内部的な保存形式については問わず、「システムに保存し、PDF形式で取り出せること」とした方が製品選定、設計の自由度が高まると考えます。	・製品選定の自由度を高めるため。	仕様書のとおりです。
176	本文	3-6	3.2.3		ポータル画面の設計を行い	ポータル画面について、本調達の範囲と別途調達の範囲の役割分担について、明示していただけないでしょうか。	本調達の要件を確定し、計画するために必要な情報であるためです。	No.173の回答のとおりです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
177	本文	3-6	3.3	2	帳票設計規約	新システムでの帳票は現行の帳票の考え方を踏襲しますか。踏襲するのであれば、調達後、帳票設計規約を作成するにあたり、現行の帳票のレイアウトや項目、印字方法等を確認させていただきます。	次期帳票設計に関する考え方の確認の為	お客様からの視点及び効率的な業務処理の観点などから、最適な帳票設計規約の提案をお願いします
178	本文	3-6	3.3	3	出力帳票のPDF形式での保管	PDFを保管する為に、検索・閲覧ができるサーバ(アーカイブサーバ、文書管理サーバ等)が必要になると考えております。	帳票生成や帳票配信サーバと別途 複数サーバが必要となる為	お見込みのとおりです。
179	本文	3 6	3	3.3.3	被保険者や事業所等、外部の関係者に送付した帳票は、すべてPDF形式で保存し、必要に応じて参照できること、協会内部で使用する帳票に関しては、必要に応じてPDF形式で保存することとし、対象となる帳票は基本設計で確定させること。また、PDF形式で保存した帳票は、改ざん防止、改ざん検知が必要であり、具体的な実装方法は基本設計で検討し、確定させること。	PDF製品の選定にあたっては、大量のデータ処理に効率的に対応するため、PDF変換・保存時間の短縮、変換における文字化けの減少、個人情報等の情報漏洩対策強化の面から、PDFソフトの選択がカギを握ると考えます。 よって以下の性能要件を盛り込むことをお勧めいたします。 文字化けの少ない国産PDFエンジンの採用 特定のPDF閲覧ソフトの脆弱性を狙われた、標的型サイバー攻撃に耐えられる製品 PDF変換速度が高速で、PDFファイル容量を小さくできるエンジン 各種電子署名(GPKIにもカスタマイズで対応可能)に対応した製品 ISO32000-1に準拠した自社開発製品で、上位アプリケーションとの連携やカスタマイズが容易なこと 厚生労働省等、中央省庁で多数の安定稼働実績を有する製品 PDF「生成」及び「閲覧」ソフトを自社開発し所有している。 製品ラインアップとして、サーバ・クライアント両方を所有している。	「刷新のコンセプト」、「業務効率化」、「情報セキュリティ向上」を実現するため。 別紙、参考提案資料をご用意いたしましたので詳細をご確認ください。	ご意見として承ります。
180	本文	3-7	3	3.4.1(2)	(2)支部個別管理データの一元管理 現行システムにて支部毎に個別管理しているデータは、その特性を確認、検討のうえ、一元管理可能とすること。	どのデータを一元管理対象とするかは、協会本部様と受託者間で協議の上最終決定するとの認識でよろしいでしょうか。	現在想定されている基本設計期間を遵守するためは、意思決定プロセスを明確にする必要があるため。	個別管理の一元化の検討は、アプリケーション設計・開発事業者の役務となります。
181	本文	3-7	3.3.4		複写マークを印刷するかどうかを選択できること。	複写マークの印刷をアプリケーションからの指示により制御できることと修正して頂くよう意見致します。	複写マークの印刷指示は業務(アプリケーション)画面からが想定されます。印刷基盤はこの指示に従い印刷制御を行うのが適切と考えます。	最適な方式を提案ください。
182	本文	3-7	3章	3.4.1(2)	現行システムにて支部毎に個別管理しているデータは、その特性を確認、検討のうえ、一元管理可能とすること。	対象となる、支部毎の個別管理データについて、データ項目、データボリュームの記載をお願い致します。	受託者作業規模を見積もるため。	個別管理の一元化の検討は、アプリケーション設計・開発事業者の役務となります。
183	本文	3-7	3.3	4	複写マークの印刷 「複写マークを印刷するかどうかを選択することができること。」	本要件は、イメージ画像に複写マークを付与した帳票を設計する方法と、印刷時にドライバ機能で複写マークを付与する方法の2通りが考えられます。イメージ画像がPDFの場合は、ドライバ機能での制御による必要があります。PDF以外の場合は前者の方法でも対応できると考えますが、どちらの案を想定されていますでしょうか。またイメージ画像の形式をお教えいただけますでしょうか。	方式により、工数が異なる為。	最適な方式を提案ください。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
184	本文	3-7	3.3	5	誤送防止対策 「例えば、各印刷帳票にバーコードまたはQRコード等の形式で組み合わせ毎に同一の番号を印刷し、外部委託先が封入時にそれを活用して組み合わせのチェックを…」	封入機側で提供しているバーコードやQRコードの生成アプリケーションとの連携が必要と考えてます。	封入機側の仕様依存する為、	誤送防止対策の要件を満たすための、標準的な技術の組み合わせによる提案をお願いします。
185	本文	3-8	3.4.2		なし (9行目)	また、ワークフロー、コンテンツ管理ツール等が独自に使用する制御データも考慮のうえ物理設計を行うことを追加頂くよう意見致します。	制御用メタデータの配置を誤ると期待したパフォーマンスが得られない場合がある為。	2.6.2 (3)詳細設計 ウ インフラ物理設計の委託作業範囲となります。
186	本文	3-8	3.5.1	-	主要な連携先とインターフェース内容 (1) 社会保険オンラインシステム (2) レセプトオンラインシステム (3) 収納代行機関 (4) 委託事業者 (5) 間接業務システム (6) その他	[外部インターフェース設計の開発期間について] 健康保険業務システムと関連する外部インターフェースには左記の多様な外部連携先が存在します。 社会保険オンラインシステム等の大規模は社会性の高いシステムとの外部連携があり、非常に高度で複雑なインターフェース設計となるため、一般的な既存のパッケージ適用も困難となります。その結果、外部インターフェースに関わる設計、品質保証のための試験等に膨大な作業期間が見込まれ、現状の作業スケジュールが短期であり、スケジュールの遅延が発生するリスクが想定されます。 そのため、開発遅延のリスクを低減するために、開発期間の見直し(期間の長期化)のご検討をお願い申し上げます。	・実現性確保のため	現在の計画のとおり、提案願います。
187	本文	3-10	3	3.5.1 (5)	(5) 間接業務システム(経理) (前略)間接業務システム(経理)は、協会内のシステムであることから協会内システム間インターフェースとして整理している。	3.5 外部インターフェース要件では間接業務システム(経理)との連携を実現することが記載されておりますが、図2.1では、経理以外にも人事・給与が記載されております。 外部インタフェースとして実現する以外に、間接業務システム(経理・人事・給与)は、シンクライアント端末からの利用を想定している機能がありますでしょうか。(図2-1には、今後該当システムが刷新された際に別途検討する旨記載されていますが、シンクライアント端末から現行の間接業務システムを利用する計画があるか否かの確認です。)	シンクライアント端末に必要な要件を把握するため、 基盤提供事業者としてどこまで検証範囲とするか等作業範囲を明確にするため。	シンクライアント端末から現行の間接業務システムを利用する計画です。その検証作業は役割に含まれます。
188	本文	3-10	3.5.4		文字コードは「7 情報システム稼働環境要件 -7.1基本方針 (2) 文字コード」に記載とおりであるので、各インターフェース定義書(ファイルレイアウト)に基づき、変換が必要な場合は変換を行うこと。	本調達仕様書に「7 情報システム稼働環境要件 -7.1基本方針 (2) 文字コード」に該当する欄はないため、別途必要な要件について記載した資料等を明示していただけないでしょうか。	本調達の要件を確定し、計画するために必要な情報であるためです。	「7 情報システム稼働環境要件 -7.4その他要件 7.4.1 文字コード等」の誤りとなります。修正します。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
189	本文	4-1	4	4.1.1	平成23年6月に調査したところ、利用者のログオン状況は以下の通りであったため参考とすること。 ログオンのピーク時間帯 ピーク時のログオン数 1日の合計ログオン数 推定されるログオン中のアカウント数	左記の調査結果が本システムのピーク値、最大同時接続数、であれば仕様書においては そのように明記すべきと考えます。	ピーク時の性能要件を満たすシンクライアント機能の実現施策をベンダーが検討する上での前提条件となるため。	職員の大幅な増員は現時点では見込まれていませんが、一般的に適切と思われる余裕率を鑑みて、提案ください。
190	本文	4-1	4.1	-	加入者数	想定する加入者増減割合を明示願います。	・設備見積の基礎情報とするため	仕様書に記載のとおりです。
191	本文	4-1	4.1.1	-	利用端末数	タブレット型端末を必要とする端末種別および必要台数の規模を教えてください。 また、タブレット型端末に必要とする通信機能を含めたご要求仕様を明示願います。	・設備見積の基礎情報とするため	No92及びNo95の回答を参照ください。
192	本文	4-1	4.1.1	-	推定されるログオン中のアカウント数:平均3500～3600程度	記載されているアカウント数は、同時接続数の上限とらえてよろしいでしょうか？ 同時接続数の上限は、本来であれば表4-2に示す合計約5500台と想定するべきではないかと考えます。	・設備見積の基礎情報とするため	職員の大幅な増員は現時点では見込まれていませんが、一般的に適切と思われる余裕率を鑑みて、提案ください。
193	本文	4-1	4.1.4	-	WANについては、「図4-1」にあるように、本部・支部、2か所のデータセンター同士を接続すること。	ネットワーク環境について、LAN・端末機器導入業者と本調達範囲との境界、役割分担について明示していただけないでしょうか。	本調達の要件を確定し、計画するために必要な情報であるためです。	データセンター及び運用監視センター内のLANについては、基盤導入事業者の受託範囲です。
194	本文	4-1	4.1.1	-	各シンクライアント端末の利用における、職員及び保健師の1アカウントあたりのディスク容量は5GBと想定している。加えて、職員が利用する共有フォルダとして、現行同等の10TBの利用を見込んでいる。	共有ディスク環境(共有フォルダ)について、LAN・端末機器導入業者と本調達範囲との境界、役割分担について明示していただけないでしょうか。	本調達の要件を確定し、計画するために必要な情報であるためです。	共有ディスクについては基盤導入事業者の受託範囲です。
195	本文	4-2	4.1.3	-	-	次期システムのサーバ構成については、本項に加え以下の別紙の情報を基にサイジングを行えば宜しいでしょうか。 「別紙19 コンポーネントモデル相関図(本番系統)」 「別紙20 コンポーネントモデル相関図(保守系統)」 「別紙21 コンポーネントモデル補足説明」 「別紙24 オペレーショナルモデル」 また、オペレーティング・システムについては、透明性・公平性の観点から特定業者の製品とならないよう配慮し、機能要件に対する最適なオペレーティング・システムを提案するという認識で相違ないでしょうか。	本調達における要求仕様を明確にする為、提案構成検討に必要な為、本調達における透明性・公平性確保の為、	仕様書のとおりです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
196	本文	4-2	4	1.3	表4-3 サーバー台数一覧	「現在のサーバー台数は「表4-3」に挙げるとおりであるので、」とありますが、2008年に貴協会が発足して以降に変更された内容は考慮されていますでしょうか。全般的に内容の再確認をお願いします。 <補足> 例えば、帳票クライアントサーバー(本部・支部)については、拠点統合により台数が現状記載されている118台よりも少なくなっていると認識しています。その他にも統計業務システムのサーバー台数はWindowsが8台(本番環境)であり、5台ではないと認識しています。	作業内容を明確化するため。	仕様書を修正します。
197	本文	4-2	4	1.3	表4-3 サーバー台数一覧	保健事業システムについては、「保守環境」の台数が0台となっていますが、保守環境のサーバーも必要と認識しています。ご確認をお願いいたします。	調達対象を明確化するため。	現行の保健事業システムは、保守環境を協会にて保有しておりませんが、お見込みの通り、刷新後の保健事業システムは、他のシステムと同じように保守環境を必要とします。
198	本文	4-2	4	1.3	表4-3 サーバー台数一覧 本システムのサーバーは、現行システムに無い以下の機能追加分を見込んだ規模であること。	現行システムに無い機能追加分のサーバーがどこに追加されているのか(共通システムと想定)、ご教授頂けないでしょうか。また、機能追加分のサーバー台数を算出する際に参考としたスペックをご教授頂きたく存じます。 <補足> 現行システムと同等のサーバースペックとした場合、シンクライアント端末のためのサーバー機能用のサーバー台数は数十台単位の増加が想定されますが、本表は概ね現行システムと同じ台数となっているように見受けられます。	参考情報を具体化して頂きたいため。	端末数、加入者数、情報系要件等を基に提案ください。
199	本文	4-2	4	1.3	表4-3 サーバー台数一覧 本システムのサーバーは、現行システムに無い以下の機能追加分を見込んだ規模であること。	刷新のコンセプトとして「BCPへの対応」があげられているため、本件に係る機能追加分を見込んだ規模を参考として開示頂きたく存じます。 または、BCP発動時の機能縮退レベル()を要件として定義頂きたく存じます。 全業務を継続対象とするのか、その際の性能要件は通常運用時と同等なのか等。	参考情報を具体化して頂きたいため。	BCPIに係る要件については、「5.5 業務継続性要件」を参照ください。 機能縮退は原則として想定していませんので、「4.1 規模要件」を参照し提案ください。
200	本文	4-2	4章	4.1.2	データ量は、「3.4情報・データ要件」を参照し、補助記憶装置等を導入すること。	本調達における要求仕様、要求ストレージ容量の記載をお願い致します。	受託者作業規模を見積もるため。	「4.1 規模要件」及びイメージ、コンテンツ等を考慮して提案ください。
201	本文	4-2	4章	4.1.3	サーバーの構成について、以下の方針を満たすこと。	本調達における要求仕様、要求CPU性能の記載をお願い致します。	受託者作業規模を見積もるため。	仕様書のとおりです。
202	本文	4-2	4章	4.1.3	サーバーは、高性能サーバーの採用を前提としており、可能な限りサーバー単体数を削減を行うこと。	具体的な目標単体数があれば、ご教示をお願い致します。 また、加点点項目である場合、採点基準のご提示をお願い致します。	提案内容を見積もるため。	仕様書のとおりです。評価基準は別途提示します。
203	本文	4-2	4章	4.1.3	サーバーは、高性能サーバーの採用を前提としており、可能な限りサーバー単体数を削減を行うこと。	サーバーの仮想化でのご提案を実施した場合、仮想サーバーを1台として単体数カウントとするのか、物理サーバー台数を単体数カウントするのかがご教示をお願い致します。	提案内容を見積もるため。	物理サーバー台数を単体数カウントします。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
204	本文	4-2	4.1.3	-	サーバー台数一覧	各現行システムごとのハードウェアスペック(搭載CPU仕様、搭載メモリー容量、搭載Disk容量)に関する情報開示をお願い致します。可能であれば現行のリソース(CPU稼働率、メモリー・ディスク使用率)の使用状況のご提示をお願いします。	・設備見積の基礎情報とするため	現行システムの資料は機密保持契約締結後に別途開示します。
205	本文	4-2	4.1.3	-	サーバー台数一覧	各現行システムごとに使用されているOSのバージョン・エディションに関する情報開示をお願い致します。	・移行実現性確認のため	現行システムの資料は機密保持契約締結後に別途開示します。
206	本文	4-2	4.1.3	-	サーバー台数一覧	今回のシステム提案において、ステージング環境(本番環境相当)を個別に設置する必要があるかをご指示願います。明記されていないために、意見提出させていただきます。	・設備見積の基礎情報とするため	仕様書のとおり提案ください。
207	本文	4-2	4.1.3	-	本システムのサーバは、現行システムに無い以下の機能追加分を見込んだ規模である事。	列記された各サーバ機能が、現行システムのどのシステムに結合するあるいは新規提供すべきサーバ機能になるかの関係付けをご教示願います。	・設備見積の基礎情報とするため	現行システムの資料は機密保持契約締結後に別途開示します。
208	本文	4-2	4.1.3		シンクライアント端末のためのサーバー機能	シンクライアント端末はLAN・端末機器導入事業者の担当領域と理解しているが、シンクライアントが接続する仮想デスクトップ環境は、本調達の範囲に含まれるのかどうかについて、明示していただけないでしょうか。	本調達の要件を確定し、計画するために必要な情報であるためです。	含んでいます。
209	本文	4-3	4章	4.1.4 WAN	帯域について、現行の帯域に加え、「4.1.3サーバー」に示した機能の利用形態及びe-Learning等による動画利用、映像配信を踏まえたものであること。	e-Learning等による動画利用、映像配信の具体的な要件(最大トラフィック量等)をご提示ください。	仕様確認のため	e-Learningは別途調達となります。
210	本文	4-3	4.1.4		e-Learning等による動画利用...	前提となる利用頻度をご提示頂きたいです。	動画配信は大量に帯域消費する為、業務を円滑に行うには一定の制限をかける必要があると考えます。	e-Learningは別途調達となります。
211	本文	4-3	4.1.4	-	e-Learning等による動画利用、映像配信を踏まえたものであること。	動画利用、映像配信に使用するサーバは、4.1.3で列記されたサーバに含まれておりますでしょうか。また、配信される動画のデータサイズあるいは放送時間など、想定されるシステム側への負荷をご教示願います。	・設備見積の基礎情報とするため	4.1.3で列挙している現行サーバには含まれていません。 e-Learningは別途調達となります。
212	本文	4-3	4.1.5	-	「4.1.5コンテンツ管理」 ・スキャン要件:カラー、300dpi (スキャンイメージは原則として台用することを想定している。)	スキャン要件で、「カラー」「300dpi」と記載されていますが、カラーは必須と考えて宜しいでしょうか。また、カラーでスキャンする理由についても、ご教示願います。	・設備見積の基礎情報として	原本代用のために必須となります。
213	本文	4-3	4.1.5	-	スキャン要件:カラー、300dpi	スキャン対象となる申請書には、両面印刷された書面が含まれるのでしょうか。また、単位時間あるいは一日辺りの想定読み込み量に関する統計情報があれば開示をお願い致します。	・設備見積の基礎情報とするため	「別紙15申請書想定量」及び「別紙22イメージ・OCR機能要件詳細」を参照下さい。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
214	本文	4-3	4.1.5	-	スキャンイメージは原本として代用することを想定している。	「スキャンイメージを原本とする」とありますが、紙の原本保管は行わないという認識でよろしいでしょうか。レセプトは法的に原本は電子管理する事が認められていると解釈しておりますが、各種申請書は法もしくは貴会の規定として、紙の原本を破棄する事は可能なのでしょうか。原本を電子管理する場合は、請求時点情報及び、修正後の情報とを二重管理する必要があり、データベースの容量にも影響いたします。	要件確認及びデータベース容量への影響を見極めるため。	イメージデータは原本とチェックしたものが二重管理されます。
215	本文	4-3	4.1.4		e-Learning等による動画利用、映像配信を踏まえたものであること。	e-Learning等による動画利用や映像配信の要件について、詳細な情報、要件を提供いただけないでしょうか。	本調達の要件を確定し、計画するために必要な情報であるためです。	e-Learningは別途調達となります。
216	本文	4-3 ~ 4-4	4	4.2.1	「4.2.1オンライン性能」 本部・支部の職員が使用するシステムにおける即時応答型の処理性能目標値については、端末応答時間が通常時で3秒以内とすること。	システム全体の性能保証については、システム基盤、LAN・端末、WAN、アプリケーションの全てが関連する作業であると認識しています。 しかしながら、本調達では、基盤導入業務、アプリケーション設計・開発業務、LAN・端末導入業務、WANサービス導入業務が分割調達となることから、性能保証に関しても各受託者にて個別に保証することになることが想定されます。 このことから、各受託者単体での性能要件を示すことや、各受託者単体で性能検証を行いその検証条件を開示すること等、各受託者による作業範囲について明記することについてご検討をお願いいたします。	受託者の責任範囲について意識齟齬を生させないために重要であると考えます。	仕様書のとおり提案ください。
217	本文	4-4	4章	4.2.1 オンライン性能	保健師又は加入者等からインターネット経由でアクセスされる情報提供等のシステムについては、サーバー内処理時間の合計が、通常時で2秒以内とすること。	「通常時」の考え方は、平均的なアクセスパターンによる、サーバー内のAP処理時間を指すという認識でよろしいでしょうか。	仕様確認のため	お見込みのとおりです。
218	本文	4-4	4.2.1	-	本部・支部の職員が使用するシステムにおける即時応答型の処理性能目標値については、端末応答時間が通常時で3秒以内とすること。 保健師又は加入者等からインターネット経由でアクセスされる情報提供等のシステムについては、サーバー内処理時間の合計が、通常時で2秒以内とすること。	オンライン性能については、本調達にて導入するハードウェア、ソフトウェア以外にもアプリケーション側の影響を受ける為、基盤導入事業者のみで本性能を担保することは困難と思われる。指標となった業務処理仕様をご提示願います。	基盤導入事業者のみで、期待される性能保証を行うことが困難な為。	仕様書のとおり提案ください。
219	本文	4-4	4	4.2.1	本部・支部の職員が使用するシステムにおける即時応答型の処理性能目標値については、端末応答時間が通常時で3秒以内とすること。	今回のイメージの仕様(カラー、300dpi)を考慮すると、端末からのリクエストでのデータ量は相当量になることが予想されます。「イメージの表示については3~5秒を目標とする」等の記述を追記することを意見致します。	イメージはコードデータに比べて容量が圧倒的に大きい為、目標値を別に定めたほうが良いと考えます。	仕様書のとおりとします。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
220	本文	4-4	4	2.1	オンライン性能	本章は、アプリケーション設計・開発事業者向けの要件との理解でよろしいでしょうか。 なお、性能要件を記述する際には、前提となる同時接続数等を明示すべきと考えます。	役割範囲を明確にするため。	オンライン性能については、基盤及びアプリケーション等を含めた処理性能目標値を想定しています。 同時接続数については、「4.1.1 利用端末数」を参考に提案ください。
221	本文	4-4	4	2.2	バッチ性能	オンライン処理の時間帯を明示すべきと考えます。	バッチ処理に利用できる時間帯を確認するため。	仕様書のとおりです。
222	本文	4-4	4.2.1	-	本部・支部の職員が使用するシステムにおける即時対応型の処理性能目標値については、端末応答時間が通常時で3秒以内であること。	端末応答時間の3秒以内の指針は、業務処理ピーク時間帯における要求処理時間でしょうか？ 3秒以内の条件についても明示願います。	設備見積の基礎情報とするため	業務処理ピーク時間帯の平均と想定しています。
223	本文	5-1	5章	5.1.1 (2)実績	・汎用パッケージソフトウェア及びハードウェアについては、実績のある構成、組み合わせ、相互接続構成を踏まえたうえで、メーカー、シリーズ、品番を可能な限り統一すること。	【修正案】 ・汎用パッケージソフトウェア及びハードウェアについては、実績のある構成、組み合わせ、相互接続構成とすること。	仕様の確認のため	仕様書のとおり提案ください。
224	本文	5-1	5章	5.1.1 (3)その他	障害発生時の経路切替時間は可能な限り短縮し、業務処理の長時間停止とならないようにすること。	「長時間停止」とはどの程度の時間を指していますでしょうか。障害発生時のシステム停止許容時間をご提示ください。	仕様の確認のため	システム構成等に依存しますので提案ください。
225	本文	5-2	5.1.2	(4)	ネットワーク	本調達仕様(案)におけるネットワークの設計・構築範囲は、サーバー間のL2スイッチまででよろしいでしょうか？	・受託作業内容明確化のため	運用監視センター内及びDMZを含めたデータセンター内のネットワークを構成するのに必要なルーター及びL2/L3スイッチを提案ください。 それぞれの機器についての基本的な要件は、「情報システム調達のための技術参照モデル(TRM)平成22年度版」の「5.15」に記載の基本要件を満たすこととします。 納入物品に「データセンター間接続機器(別途調達するWAN回線により第一データセンターと第二データセンター間を接続するために必要な機器一式)」と記載がありますが、誤りのため削除します。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
226	本文	5-3	5.1.3	(1)ア	プロセッサのソフトウェア、ハードエラーに対応して、ハードウェアの機能だけでプロセッサ命令(インストラクション)の同一コアでの再試行、及び、不具合時の他コアでの再試行機能により、OS及びアプリケーションの動作に影響を与えない回復機能を有すること。	左記「同一コアでの再試行、他コアでの再試行機能」を「同一コアでの再起動、他コアでの再起動機能」と理解しても宜しいでしょうか。一般的に、不具合時の同一コア及び他コアでの再起動(リポート)機能は有しているものの、再試行(リトライ)機能については特定製品を除くと対応困難とされます。	本調達における要求仕様を明確にする為、本調達における透明性・公平性確保の為。	仕様書を「望ましい」と修正します。
227	本文	5-3	5.1.3	(1)オ	サービスを止めることなく、プロセッサ、メモリ、I/Oカードを動的追加、活性保守あるいはマイクロコードの動的アップデートが可能なこと。	「サービスを止めることなく」というのは、「業務を止めることなく」という理解で宜しいでしょうか。サーバ自体を止めることなく、プロセッサの動的追加等は特定製品を除くと一般的には困難となります。	本調達における要求仕様を明確にする為、本調達における透明性・公平性確保の為。	仕様書のとおり提案ください。
228	本文	5-3	5.1.3	(1)カ	データセンター間でActive-Activeなクラスタリングが可能なこと。	7-2頁「7.1(4)データセンター構成 3項目:本番環境の全てのデータは、原則として、両データセンターで相互にディスク装置による非同期コピーを行い、同じ情報を相互に保つこと。」という記載と照らした際に、データベースの整合性において懸念が想定されます。 例えば、第一データセンターが災害等で利用不可能となった場合に、第二データセンター側でフェールオーバーを行ったとしても、現在の仕様書案上は非同期コピーの為、第一データセンターのデータベースとの整合性を取ることは出来ません。 もしActive-Activeなクラスタリングとするのであれば、データベースの整合性を考慮し、両データセンターで同期コピーを行う必要があると考えます。 今回非同期コピーでActive-Activeなクラスタリング構成する理由をご教示願います。	本調達における要求仕様を明確にする為。	仕様書のとおり提案ください。
229	本文	5-3	5	5.1.3	ア プロセッサ(CPU) 「プロセッサのソフトウェア、ハードエラーに対応して、ハードウェアの機能だけでプロセッサ命令(インストラクション)の同一コアでの再試行、及び、不具合時の他コアでの再試行機能により、OS及びアプリケーションの動作に影響を与えない回復機能を有すること」	以下の記述がより望ましいと考えます。 「プロセッサのソフトウェア、ハードエラーに対応して、アプリケーションの動作に影響を与えない回復機能を有すること」	原文は、特定の仕様を示していると解釈されるため。アプリケーションへの影響が無いことがシステムとして重要と思われるので実現方式まで指定すべきでないと考えます。	仕様書を「望ましい」と修正します。
230	本文	5-3	5	5.1.3	カ 遠隔サイト間でのクラスタリング ・データセンター間でActive-Activeなクラスタリングが可能なこと	Active-Activeなクラスタリングの必要性、運用イメージについて追記いただくことが必要と考えます。	目標復旧時間が1日(5-7ページ)との関係を確認可能とするためです。	今回想定しているActive-Activeは、用語集に記載の「2センター方式」となりますので、修正します。稼働イメージは、「別紙19 コンポーネントモデル相関図(本番系統)」及び「別紙21 コンポーネントモデル補足資料」を参照ください。
231	本文	5-4	5章	5.1.3 (2) ストレージ	エ ディスクの瞬間コピー機能 バックアップ時に業務を止める時間を最小とするため、ストレージの機能として瞬間コピーによるバックアップ取得が可能であること。	「瞬間コピー」とは、「5.4 システム中立性要件」に沿った、一般的かつ標準的なスナップショット技術を指すという認識でよろしいでしょうか。	仕様確認のため	ご指摘の技術も提案可能です。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
232	本文	5-4	5章	5.1.3 (2) ストレージ	ア ディスク障害 障害が起きたディスクのデータを、バックアップ取得時(通常は前日)の状態に戻すことを可能とする	「通常は前日」とありますが、通常以外での復旧状態の目標について要件をご提示ください。	仕様の確認のため	原則として日次のバックアップ取得を想定しているため、復旧されるポイントは通常前日になると想定しています。
233	本文	5-4	5章	5.1.3 (3) ミドルウェア	ア ミドルウェア障害対策 重要なサーバプロセスの消滅監視を行う。また必要に応じてサーバプロセスの再起動が可能であること。	【修正案】 重要なサーバプロセスの無応答監視を行う。また必要に応じてサーバプロセスの再起動が可能であること。	ミドルウェアの障害対策としては、重要なサーバプロセスの消滅監視よりも、該当するサーバプロセスの無応答監視が妥当と思われます。	ご意見として承ります。
234	本文	5-4	5.1.3	(2)エ	バックアップ時に業務を止める時間を最少とするため、ストレージの機能として瞬間コピーによるバックアップ取得が可能であること。	「瞬間コピー」とは、スナップショットと同義という認識で宜しいでしょうか。	本調達における要求仕様を明確にする為、	ご指摘の技術も提案可能です。
235	本文	5-4	5.1.3	(1)カ	クラスター構成をとらないサーバに関しては予備機を用意し、障害時は予備のサーバで処理を継続する構成とすること。	現行各システムにおいて、予備機を用意して切替える運用を実施しているシステム数・システム名について、情報開示をお願い致します。	・設備見積の基礎情報とするため	現行システムの資料は、機密保持契約締結後に別途開示します。
236	本文	5-4	5.1.3	-	また、本体系装置、周辺接続、ネットワーク接続は可能な限り、多重化された構成とし、耐障害性を確保すること。	各システムごとの、最大許容停止時間(MTPD)の指針があれば、情報開示をお願い致します。	・設備見積の基礎情報とするため	業務システムが利用可能になるまでの時間として、被災からの業務復旧目標と同じ1日とします。ただし、システムを構成する要素の単一点障害(SPOF)については、業務停止を想定していません。
237	本文	5-5	5章	5.1.3 (3) ミドルウェア	イ アプリケーションに係る耐障害性 アプリケーションの障害などによる影響に関して、ミドルウェア及びOSは、その影響をうけない構成とする。	【修正案】 アプリケーションの障害などによる影響に関して、ミドルウェア及びOSは、その影響を極力受けない構成とする。	例えばAPの動作不良による不正なトランザクションが発生した場合に、ミドルウェアのみで影響を排除するのは現実的でない判断されます。	仕様書を修正します。
238	本文	5-5	5章	5.1.3 (3) ミドルウェア	イ アプリケーションに係る耐障害性 アプリケーションサーバは、データベースの異常等を検出しトランザクションのロールバック等を自動的に行う機能を提供し、・・・	【修正案】 本項目を削除	当該記述内容はアプリケーション設計・開発事業者が実施すべき内容と思われるため、	3章から13章は、本システム全体の要件定義になり、それを実現するための各受託者の役割範囲及び役割分担を2章及び別紙25で示しています。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
239	本文	5-5	5章	5.1.3 (3)ミドルウェア	イ アプリケーションに係る耐障害性 アプリケーションサーバー及びデータベースによるトランザクションのリカバリ 処理を受けて、アプリケーションはユーザーに適切なエラー状況等を知らせ、再入力等により、容易に業務を再開することが可能な仕組みとする。	【修正案】 本項目を削除	当該記述内容はアプリケーション設計・開発事業者が実施すべき内容と思われます。	3章から13章は、本システム全体の要件定義になり、それを実現するための各受託者の役割範囲及び役割分担を2章及び別紙25で示しています。
240	本文	5-5 ～ 5-6	5	5.2	「5.2拡張性要件 (1)制度改正・新規機能追加等」 制度改正については、現時点で不確定であるが検討されている主な制度改正について以下に示す。 診療報酬改定 後期高齢者医療制度 高額療養費等 社会保障・税に関わる番号制度 設計、構築等の時点におけるそれぞれの状況を踏まえ、協会と協議のうえ、対応を決定すること。	記載されている制度改正については、小規模な改正ではなく、納期、作業計画に大きく影響を及ぼす改正事項であり、かつ業務要件に依存する内容でもあるため、本調達仕様書(案)に記載のある内容のみでは、各応札業者で見積り前提が大きく異なる可能性が高いと考えます。 したがって、想定されている制度改正についても適正な見積り前提を立てられるよう入札公告までに具体的に考慮すべき前提条件等を調達仕様書に記載いただくか、記載することが難しいのであれば、制度改正については、別途契約調整の範囲とされる旨を記載して頂きますよう、お願いいたします。 なお、法律改正に限らず、受託者に起因する理由以外で仕様変更等が発生した場合は、「情報システムに係る政府調達の基本指針(2007年3月1日府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」のP.42「3. 契約 (2)要求仕様等の変更規定」に従った仕様変更手続きを実施する事と理解してよろしいでしょうか。	記載されている制度改正については、小規模な改正ではなく、大規模な改正になると考えますので、考慮すべき前提を仕様書に記載いただくか、「情報システムに係る政府調達の基本指針(2007年3月1日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」のP.42「3. 契約 (2)要求仕様等の変更規定」に沿って変更契約とすることを妥当であると考えます。 各受託者の調達時期が異なり、成果物に対する仕様変更が発生する高く、仕様変更手続きを明示する必要があると考えます。	ご意見として承ります。 基盤における規模拡張性について可能な限り制度改正・新規機能追加等を考慮した提案をお願いします。
241	本文	5-6	5章	5.2 (2) システム構成	・CPU、メモリ、ハードディスクのリソース使用率については、平常時に50%程度の余裕率を持たせられる構成、能力、キャパシティとすること。	システムのリソース使用率推定には、アプリケーション設計による基盤に求める性能要件が必要です。現状「2.5.1 全体スケジュール」の通り、アプリケーション設計・開発事業者の設計を待たず基盤の基本設計が開始するため、適切なハードウェアリソースをご提供することが困難であると考えられます。 調達後、アプリケーションの要件が固まった時点で、再度基盤環境の妥当性を検討し、必要な製品があれば別途追加調達頂くという想定でよろしいでしょうか。	役割分担正常化のため	提案時にすべての要件を満たす構成で提案ください。 設備追加について、受託者の責に帰すべき理由がある場合は、受託者による費用負担となります。協会の責に帰すべき理由の場合は、本調達における交換単位の単価にて受託者と別途契約を締結し、調達することとします。
242	本文	5-6	5章	5.2 (3) インターフェース	協会内の別システムとのインターフェースについて、現行システムでの使われ方に追加されるものがあるので、ハードウェア及びソフトウェアはそれに対応できる構成であること。	「現行システムでの使われ方に追加されるもの」を具体的にご提示願います。	仕様の確認のため	人事給与システムの「人事異動情報」、「組織マスター」が想定されます。
243	本文	5-6	5章	5.2 (4) WAN	ネットワーク機器は、利用帯域の増減等に柔軟に対応できること。	「柔軟に対応」とは、必要であれば上位機器への入替えも可能という認識でよろしいでしょうか。	調達内容の確認のため	お見込みのとおりです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
244	本文	5-6	5.2	(3)	-	外部インターフェースに変更が生じた場合、対応機能やデータ容量等に影響がありシステム構成に関わる為、現時点で変更・追加の予定がありましたら具体的な内容をご教示願います。 また、仕様書案も以下の通りご修正をお願い致します。 仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。 「(修正案) ・外部インターフェースは、変更あるいは、現行システムにおける形態とは別の接続があり得るため、ハードウェアはそれに柔軟に対応することを考慮した構成であること。 ・協会内の別システムとのインターフェースについて、現行システムでの使われ方に追加されるものがあるので、ハードウェア及びソフトウェアはそれに対応することを考慮した構成であること、また、今回の刷新後に追加される協会内システム間インターフェースが、今回設計されるインターフェースの仕組み等を踏襲できるように、標準的かつ汎用性の高い方式とすること。」	提案構成検討に必要な為。	現在使用しているインターフェースについては現行踏襲し、新たに発生するインターフェースについては柔軟に対応できることとします。
245	本文	5-6	5.2	(5)	今回のシステムのライフサイクルは10年を見込んでいるため、以下の対策を講じること。 ・ハードウェアにおいてはこの期間において、部品等の供給を極力保証すること。 ・OS、ミドルウェアについても、延長サポートの方針、製品ロードマップ及びバージョンアップ計画の提示等により、長期のサポートを可能とすること。	ハードウェアにおいては、10年使用し続ける場合、故障率の上昇が想定されます。また、部品等の供給においても、特定製品を除いて一般的には10年間の供給を保証することは出来ません。 ライフサイクルを10年と見込む理由をご教示願います。 また、場合によって、ハードウェアおよびOSの切り替えを前提にご提案させて頂くことは、可能でしょうか。ただし、ハードウェアおよびOSの切り替えに伴うアプリケーション側の改修作業については、本調達範囲外と考えて宜しいでしょうか。	期待される要求仕様が対応困難な為、本調達における透明性・公平性確保の為。	保守作業を組み合わせる等により10年間使用できる提案をしていただきますようお願いいたします。
246	本文	5-6	5.2	(1)	制度改正・新規機能追加等 診療報酬改定 後期高齢者医療制度 高額療養費等 社会保障・税に関わる番号 制度 設計、構築時の時点におけるそれぞれの状況を踏まえ、協会と協議のうえ、対応を決定すること。	【制度改正等への対応について】 左記の記載内容の制度改正等への対応は、調達仕様書に盛り込まれていない場合においては本調達外という認識で宜しいでしょうか。 本調達内である場合、左記の制度改正等は現在検討中(特に)であり、詳細内容が決定していないものと認識しております。そのため、開発スケジュールの見極め、開発費用の見積もり等が困難な状況にあります。 別途制度詳細が確定した上で貴会と協議の上、開発スケジュールと開発費用の見積もり等を決定させて頂きたくお願い申し上げます。	・受託作業内容明確化のため ・実現性確保のため	No240の回答を参照ください。
247	本文	5-7	5章	5.4 システム中立性	運用開始後の保守容易性、移行容易性を確保するため、一般的かつ標準的に使用される技術等で構築すること	標準的に利用される技術としては、複数の企業で提供される技術であることでよろしいでしょうか。	仕様確認のため	一般的にはお見込みのとおりです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
248	本文	5-7	5章	5.5 業務継続性要件	被災からの業務復旧目標は業務の種類によるが、最も早いもので1日であるので、それに必要なシステムとしての復旧が可能であること	各業務毎の復旧目標時間をご提示ねがいます。また、ここでいう業務復旧とは、DRサイト側へのサービス切り替え時間という認識でよろしいでしょうか。	仕様の確認のため	システムの仕組みを一律にするため、復旧目標は原則1日に統一することを想定しています。業務復旧とは、DRサイト側へのサービス代替と業務利用が可能となるまでの時間を指します。
249	本文	5-8	5章	表5-1 業務継続性要件一覧	データセンター相互のデータセンター間でデータを転送(コピー)しておくことで、片側のデータセンター被災時でも、他方のデータセンターでのシステム稼働及び業務継続を可能にすること。	ここでいうデータとは何を指していますでしょうか。統合データベースのデータについては非同期コピーを実施する想定ですが、ここでいうコピーとは、非同期コピーを指しているという認識でよろしいでしょうか。	仕様の確認のため	統合データベースのコピーはお見込みのとおりです。対象となるデータは仕様書の要件のとおりなので、最適な提案をお願いします。
250	本文	5-8	5章	表5-1 業務継続性要件一覧	データセンター両データセンターが、想定外の事象等により利用不可となる場合を想定し、業務継続性の対策を講じること。	「想定外の事象」に対して、基盤機能のみで業務継続性に関する対策を行うことは現実的ではないと想定されますが、業務継続性の判断基準または具体的に検討すべき内容をご提示ください。	仕様の確認のため	表5-1業務継続性要件一覧のデータセンターに以下の文章を追加します。業務に最低限必要なデータを支部に送信・蓄積すること。
251	本文	5-8	5章	表5-1 業務継続性要件一覧	データセンター過去分のバックアップ保管についても、両方のセンターで相互にテープ保管を実施すること。	ここで言う「相互」とは、それぞれのデータセンターにてバックアップデータをメディアに保管し、それを交互に保管するという認識でよろしいでしょうか。	仕様の確認のため	交互ではなく、双方で取得します。仕様書を以下のように修正します。過去分のバックアップを、両方のデータセンターでテープ保管すること。
252	本文	5-8	5章	表5-1 業務継続性要件一覧	データセンター過去分のバックアップ保管についても、両方のセンターで相互にテープ保管を実施すること。	両方のセンターで相互にテープを交換する頻度はどの程度を想定すればよろしいでしょうか。(日時、週次、月次など)	仕様の確認のため	交互ではなく、双方で取得します。センター間でのテープ交換は実施しません。仕様書を以下のように修正します。過去分のバックアップを、両方のデータセンターでテープ保管すること。
253	本文	5-8			本部被災	本部被災時に、運用監視センターに設置する災害対策本部のためには、必要なスペース等を備えることとあるが、対策本部設置のための場所以外に必要な要件があれば、すべて明示していただけないでしょうか。	本調達の要件を確定し、計画するために必要な情報であるためです。	「別紙19 コンポーネントモデル相関図(本番システム)」、「別紙20 コンポーネントモデル相関図(保守システム)」及び「別紙21 コンポーネントモデル補足資料」を参照ください。
254	本文	6-1	6	6	本章記載以外についても必要に応じて協会と協議し、情報セキュリティの向上に資する施策を講じること。	以下の記述がより適切と考えます 「本章記載以外についても、情報セキュリティに向上に資する施策を提案に含めること。実施については協会と協議の上、決定する。」	情報セキュリティは基盤構築の重要な要素であるため、提案時に業者(ベンダー)から提案させて評価することが重要と考えます。	ご意見として承ります。
255	本文	6-1	6	6.1.1	(1)権限の種類 情報に対する権限は、アクセスできる情報の範囲を規定し、アクセスできる情報の種類と範囲の二面で定義される。	以下の記述がより適切ではないかと考えます。 「情報に対する権限は、アクセスできる情報の範囲を規定し、アクセスできる種類と情報の種類と範囲の三面で定義される。アクセスできる種類は、作成、参照、変更および削除からなる。」	参照のみ可能で、変更は不可という情報が想定されるためです。	仕様書を修正します。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
256	本文	6-1	6	6.1.1	(2)権限の付与 権限は、職員個人に与えられるのではなく、チーム(組織上の部門とは異なる)と職位に対して与えられるものとする。すなわち、人事異動等があった場合、職員の所属するチームあるいは職位が変更されることにより、権限も同時に変更される。	チームとは何かを 仕様書にて明確に記すべきと考えます。	原文では、下記2つが矛盾するとも読めるため。 ・チームは組織上の部門とは異なる。 ・チームは人事異動と連動する。	表現が不明確なため、記載を見直します。
257	本文	6-1	6	6.1.2	・権限は部門と職位に対して設定できること。	前項6.1.1の記載(権限はチームと職位に対して設定できること)と整合性のある記載が必要と考えます。	6.1.1の記載と6.1.2の記載が矛盾しているとの印象を与える為。	仕様書を修正します。
258	本文	6-1	6.1.2		・権限は部門と職位に対して設定できること。	・権限はチームと職位に対して設定できることと修正頂くよう意見致します。	6.1.1基本方針(2)権限の付与 に記載している内容と矛盾している為。	仕様書を修正します。
259	本文	6-3	6章	6.2.2 セキュリティ対策詳細	表6-1 サーバーセキュリティ 入出力デバイスに対する監査ログ 利用者が利用した、もしくは接続したデバイス情報(日次、ユーザID、デバイス名、アクセス内容、アクセス結果等)の内容を監査ログとして記録できること	利用者が利用するデバイスとは、プリンタ、Disk、FD、CD/DVD、USBデバイス、ネットワークを指すでしょうか。	仕様の確認のため	ネットワーク以外に接続されるすべてのデバイスを指します。
260	本文	6-3	6.2 情報セキュリティ対策 6.2.2 セキュリティ対策詳細	(2) ネットワークセキュリティ	通信ログ管理	[要件追加意見] <追加要件内容> ・ログ情報の自動分析を行い、経過時間毎の脅威発生状況のグラフ表示や、国別のインバウンド・アウトバウンド脅威の発生数を世界地図上にグラフィカルに表示する機能を有すること。また、セキュリティレポートを自動的に生成し、必要に応じてPDF形式のレポートを定期的に電子メールに添付して送付する機能を有すること。	標的型(新しいタイプの)攻撃など、近年多くの組織に多大な被害をもたらしているサイバー攻撃に対して、マップやグラフ表示による直感的な情報表示、電子メールで定期的に送付されるレポートの確認により、脅威の発生状況や傾向を迅速に把握することが可能になり、迅速な状況把握と対策による被害の発生や低減化を実現することが可能になると考えております。	ご意見として承ります。
261	本文	6-3		(2)	URLフィルター ファイルダウンロード制限	表6-2 ネットワークセキュリティ対策一覧に示された対策項目は、すべて本調達範囲において対策すべき内容でしょうか。	本調達の要件を確定し、計画するために必要な情報であるためです。	お見込みのとおりです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
262	本文	6-4	6.2 情報セキュリティ対策 6.2.2 セキュリティ対策詳細	(2) ネットワークセキュリティ	ファイアウォール (ゾーニング遮断、DoS対策機能)	[要件追加意見] <追加要件内容> ・レイヤー4レベルの情報だけでは識別出来ない通信に対してアプリケーションレベルでの通信の可視化、制御が可能な機能を有すること。	レイヤー4ポート番号によるプロトコル制御ができることに加え、ポート番号のみでは識別することが困難なアプリケーション通信については自動的にアプリケーションレベルの通信識別を行い、制御可能な機能を要件に含めることをご提案致します。 近年 TCP 80番や443番などのポートを使用して通信を行うアプリケーションの増加により、従来のプロトコルやポート番号等に代表されるレイヤ4レベルの情報に依存したアクセス制御では、ファイアウォールシステムに求められている本来の役割を十分に果たすことは困難であると考えております。 特に、ファイアウォールやプロキシ装置をバイパスして通信するアプリケーションの増加に伴う、情報漏洩のリスクや、「新しいタイプの(APT)攻撃」による被害など、今日のセキュリティ被害の発生を防ぐためには、アプリケーションレベルの通信の識別と制御を行うことが重要であると考えております。	ご意見として承ります。
263	本文	6-4	6.2 情報セキュリティ対策 6.2.2 セキュリティ対策詳細	(2) ネットワークセキュリティ	不審な通信検知・遮断 (IDS・IPS)	[要件追加意見] <追加要件内容> ・全てのトラフィックを監視し複合要素(振る舞い検知)により、ボットネットに感染した疑いのある端末並びにサーバを検知できる機能を有すること。	標的型(新しいタイプの)攻撃など、近年多くの組織に多大な被害をもたらしているサイバー攻撃の中で、外部ネットワークに対する不正通信や内部ネットワーク端末のボットネット感染などの特徴的な異常通信を早期に発見することで、重要機密情報の漏洩など多大な被害の発生を未然に防ぐ為の機能を予め有しておくことが重要であると考えております。	ご意見として承ります。
264	本文	6-4	6	6.2.2	(3)端末セキュリティ システムを構成する端末は原則としてシンクライアント端末とし、	「シンクライアントではない端末」を仕様書にて一覧化すべきと考えます。	シンクライアントではない端末には、シンクライアントでは不要だった機能(例:セキュリティ機能)が必要となると考えるためです。	「別紙19 コンポーネントモデル相関図(本番システム)」「別紙20 コンポーネントモデル相関図(保守システム)」「別紙21 コンポーネントモデル補足資料」に記載の「ローカルPC」、及び「開発・単体テスト環境(PC)」です。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
265	本文	6-5	6章	6.2.2 セキュリティ対策詳細	表6-3 端末セキュリティ対策一覧 適切なセキュリティ設定の管理(セキュリティパッチ適用、資産管理、パスワード設定、スクリーンロック等) セキュリティパッチ適用状況、ファイアウォール設定状況、スクリーンセーバー及びログインパスワードの設定状況、ウイルス対策ソフトの導入状況・パターンファイル更新状況・リアルタイムスキャンの設定状況、ソフトウェアのライセンス・バージョン情報、個別に設定したソフトの導入状況等の検査及び、検査結果の通知が行えること	本項目は全ての端末としての仕様と理解してよろしいでしょうか。	仕様の確認のため	お見込みのとおりです。
266	本文	6-5	6章	6.2.2 セキュリティ対策詳細	表6-3 端末セキュリティ対策一覧 シンククライアント 端末の機能を入力と表示等最小化し、サーバー側でアプリケーション処理を集中管理し、セキュリティを向上させること	シンククライアント環境(データセンター側設置のシンククライアント機能)の設計、導入・構築、テスト、移行等はどこが実施するのでしょうか。シンククライアント環境に関する要件の詳細をご提示願います。	仕様の確認のため	基盤導入事業者への委託作業です。
267	本文	6-5	6章	6.2.2 セキュリティ対策詳細	表6-3 端末セキュリティ対策一覧 監査ログ アカウントの認証履歴、メール送信、Webアクセス、ファイル操作、印刷履歴等のログを収集、保管する機能を備えること	本部/支部等に設置するシンククライアント端末側で出力されるログは含まれないという認識でよろしいでしょうか。	仕様の確認のため	お見込みのとおりです。
268	本文	6-6	6章	6.2.2 セキュリティ対策詳細	携帯型(タブレット)端末を想定している、職員が社外でプレゼンテーションを行う端末及び保健師が保健指導の際に使用する端末については、「表6-3」「表6-4」に挙げる要件に加え、「表6-5」に挙げるセキュリティ対策を講じること。	「表6-3」「表6-4」に挙げる対策を、「タブレット端末」に適用すると記載がありますが、ipad相当の機種でこれを実現するのは無理があると想定されます。「タブレット端末」におけるセキュリティ要件を明示ください。	仕様の確認のため	ご意見として承ります。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
269	本文	6-6	6章	6.2.2 セキュリティ対策詳細	表6-5 携帯型端末におけるセキュリティ対策一覧 記憶媒体への暗号化 例外的に端末にファイルの保存を行う場合は、自動的にデータの暗号化が行われ、情報漏洩及び盗難のリスクに備えること	ここで言う端末へのファイル保存とは、シンクライアント機能経由での端末ローカルへのファイル保存をさしていただけますでしょうか。その場合、シンクライアント機能経由での端末ローカルへのファイル保存は不可という機能で置き換えることは可能でしょうか。	仕様の確認のため	保健指導の目的でファイルをローカルに保存するケースを想定しているのので、暗号化の対策を提案ください。
270	本文	6-7	6章	6.2.2 セキュリティ対策詳細	表6-7 データセンター設置におけるセキュリティ対策一覧 サーバ設置エリアを協会専用に分離 他企業等とデータセンター設備を共用する場合は、協会用のサーバ設置エリアを他と独立した区画とし、該当区画への入退出を監視、制御する対策を実施すること	サーバを共用する場合の対策はどのように考えればよろしいでしょうか。	仕様の確認のため	他企業とのサーバ共有は想定していません。
271	本文	6-7		表6-7	運用監視センターでの監視カメラ映像確認 「運用監視センターから、データセンターでのサーバ設置エリアに対する入退出状況等の映像を、Webカメラ等により、常時監視可能な仕組みを構築すること」 「サーバ設置エリア内の入室者の動きを検知し、自動的に撮影できること。またその画像情報等をメールにて送信する機能を備えること」	以下の修正案を提示します。 「運用監視センターから、データセンターでのサーバ設置エリアに対する入退出状況等の映像を、Webカメラ等により、常時監視可能な仕組みを構築すること」	弊社のデータセンターが、カメラ映像の監視や録画は実施しているが、画像情報のメールの送信は実施していない為。	仕様書のとおりとします。
272	本文	6-8	6章	6.2.2 セキュリティ対策詳細	表6-9 データセキュリティ対策一覧 改ざん検知、防止 DBへのSQL文の実行履歴を、DBアクセスパフォーマンスに影響を与えずにログの形式で記録できること。なお、SQL文は省略せず、全文を保存すること。	保存するSQL文は種別を問わず実行されたものを全て記録するという認識でよろしいでしょうか。	仕様の確認のため	お見込みのとおりです。
273	本文	6-8	6章	6.2.2 セキュリティ対策詳細	表6-9 データセキュリティ対策一覧 認証情報（パスワード、生体情報）保存の暗号化 加入者等及び職員の認証に必要なパスワード、生体情報については、暗号化された状態で保存すること。	加入者等における検討をするための必要な要件（登録数、利用方法など）をご提示ください。	仕様の確認のため	現行の登録数については、「別紙9」の項番1349「利用者情報」になります。利用方法については、今回の業務要件を踏まえたものとなります。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
274	本文	6-8	6	6.2.2	表6-9内「Web Application Firewallの利用」	削除および表6-2に「不審な通信検知・遮断(IDS・IPS・Web Application Firewall)」と統合	「Web Application Firewall」という製品を必須の対策項目とするのではなく、「不審な通信への対策」としてIDS・IPSなども含め総合的に利用するかどうかを判断すべきと考えます。	ご意見として承ります。
275	本文	6-8			改ざん検知、防止 ・DBへのSQL文の実行履歴を、DBへのアクセスパフォーマンスに影響を与えずにログの形式で記録できること。なお、SQL文は省略せず、全文保存すること。	ログの保存期間について、何か指針や基準等がありますでしょうか？	本調達の要件を確定し、計画するために必要な情報であるためです。	表6-9の「ログ管理機能・ログ収集機能」に記載のとおり、保存期間は最低限システムライフサイクルの10年となります。
276	本文	6-9	6章	6.2.2 セキュリティ対策詳細	表6-9 データセキュリティ対策一覧 セキュアコーディングの実施 納品前に一般的なツール等による機械的な検証を行い、適切なセキュアコーディングが実装されていることを確認・報告すること	ここでいう「検証」を実施するのは、開発を行った会社と同じ会社の想定でしょうか。第三社による検証が必要でしょうか。	仕様の確認のため	開発を行った事業者と同じ事業者の想定です。
277	本文	6-9	6	6.2.2	表6-9 データセキュリティ対策一覧 ・セキュアコーディングの実施 (サニタイズ・SQLインジェクション対策等)	本項目記載の内容は、主にアプリケーション設計・開発業者が遵守する事項との認識でよろしいでしょうか。 基盤導入業者の作業としては、「基盤製品を最適に稼働させるためのツール・スクリプト等の開発」を行う際に対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	受託作業の責任範囲を明確にするため。	アプリケーション設計・開発業者のみではなく、「基盤製品を最適に稼働させるためのツール・スクリプト等の開発」を行った場合は対象になります。 また、「ユーザ管理ツール」機能提供に際して、開発を行った部分についても対象となります。
278	本文	6-9	6	6.2.2 (5)	表6-11 外部媒体における対策一覧 ・暗号化及びパスワードによる保護を行うこと。ただし、外部機関とのインターフェース上の制約で暗号化が不可能である場合は、外部機関との取り決めを行った上で、別途データ保護対策を講じること。	受託者が外部機関との調整を行った上で、協会様が最終判断を行い取り決めを行うとの認識でよろしいでしょうか。	受託作業の責任範囲を明確にするため。	外部機関との調整窓口は協会となります。調整作業については協会と受託者が協力して実施します。
279	本文	6-10	6章	6.2.2 セキュリティ対策詳細	表6-14 その他のセキュリティ対策一覧 印刷データあるいはスキャンデータの取り出しに、ID・パスワード等による認証機能を持つこと	ID・パスワードを利用する場合は、個人認証情報とのシングルサインオンが必要でしょうか。	仕様の確認のため	仕様書に基づき提案ください。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
280	本文	6-10	6	6.2.2 (7)	表6-14 その他のセキュリティ対策一覧 ・個人情報印刷されるものについて、テスト目的等で印刷する場合に、それが業務で利用するものとは違うことを判別できるように透かしを入れられること。	テスト目的等であることを明確に識別できれば、透かし以外の方法での提案も可能とすべきと考えます。	製品の選択肢を広げ、効率や価格面で費用対効果の高い製品を提供することを可能とするため。	ご意見を参考に仕様書を以下の様に修正します。 「個人情報等が印刷されるものについて、テスト目的等で印刷する場合に、透かし等によりそれが業務で利用するものとは違うことを判別できること。」
281	本文	6-11	6章	6.2.3 ユーザ管理ツール	表6-16 ユーザー管理ツール要件一覧 アカウント登録・変更・削除及び承認承認されたタイミングで、「メールアドレス」及び「パスワード」等の自動生成を行うこと。また、シンクライアント端末の利用が即時可能となること。	「シンクライアント端末の利用が即時可能となること」とありますが、承認時に「メールアドレス」「パスワード」以外に、シンクライアント用の個人用フォルダ、アクセス権限、認証情報との連動等も含めて自動生成するという認識でしょうか。	仕様の確認のためセキュリティ上の懸念が想定されます。	お見込みのとおりです。
282	本文	6-11	6	6.2.2	表6-15 セキュリティ運用要件一覧	表6-15に記載された要件は、基盤運用業者及びアプリ運用保守業者が実施する事項との認識でよろしいでしょうか。 受託者の業務範囲は、当該運用業務実施に必要な基盤構築及びシステム本番稼働前に行う外部機関によるセキュリティ診断実施との認識でよろしいでしょうか。	受託作業の責任範囲を明確にするため。	お見込みのとおりです。ただし外部機関によるセキュリティ診断実施については別途調達となります。
283	本文	6-11	6	6.2.3	アカウント管理に必要な情報を管理するデータベースと認証情報(職員等ディレクトリ)が分かれており、差分同期を行う要件が記載されています。	アカウント情報にはパスワード等の認証情報も含み、アカウントと認証情報を一元化したデータベースとする。SSOや各アプリケーションには、それぞれに適したビューを提供することで実データの二重持ちを行わない。	アカウント情報と認証情報が分かれている場合、情報の同期で負荷がかかったり、不要な認証情報が残る可能性が否定できません。アカウントと認証情報の一元化の要件を追加すべきと考えます。	ユーザ管理ツールの機能要件を満たすためには、認証情報との分離が必要と判断しておりますが、一元化においても要件を満たす提案があれば結構です。
284	本文	6-12	6章	6.2.3 ユーザ管理ツール	表6-16 ユーザー管理ツール要件一覧 不正アクセス対策 利用者のログオン証跡と、アカウント統合管理データベースに登録されているアカウント情報とを突き合わせることで、不正アクセスのチェックを行うことが可能であること。	不正アクセスのチェックとは、具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。要件をご教授ください。	仕様の確認のため	検討し、提案ください。
285	本文	7-1	7章	7.1 (1)共通事項	サーバー上の業務アプリケーションをはじめとしたソフトウェアについては、リリース管理機能等により両センター上の情報を同一に保つこと	一般的な基盤導入役務を超えていると思われませんが、業務アプリケーションも含めたシステム全体のリリース管理を含むと判断して良いでしょうか。	役務スコープの確認のため	お見込みのとおりです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
286	本文	7-1	7章	7.1 (1) 共通事項	サーバー及びディスク装置等は、交流電源に対応していることに加えて、高電圧直流(HVDC)電源に対応していることが望ましい。	「高電圧直流(HVDC)電源に対応していることが望ましい」の理由をご教授ください。	仕様の確認のため	高電圧直流(HVDC)電源に対応するデータセンターの調達を見込んでいるためです。
287	本文	7-1	7.1	(3)	本システムを構成する環境及び拠点について、「表7-1」及び「表7-2」のとおり分類とする。	「表7-1 環境一覧」に記載されている環境毎に、システム方式設計に基づいた機器一覧(案)のご提示をお願い致します。 なお、ご提示に際して透明性・公平性の観点から特定業者の製品仕様とならないようご配慮をお願い致します。	提案構成検討に必要な為。 本調達における透明性・公平性確保の為。	それぞれの環境にどのような機能を想定しているかは、「別紙21 コンポーネントモデル補足資料」等を参照ください。 今回の調達では基盤導入事業者に対して、単なる物品の納入だけではなく、業務要件を十分理解したうえでシステムアーキテクチャを定め、必要な機器、ソフトウェア、パッケージ、ミドルウェア等を選定し、提案されることを求めています。
288	本文	7-2	7.1	(3)	「表7-1 環境一覧」 開発・単体テスト環境 ・当環境は、開発を内製化する法3-2システムの開発・単体テスト及びサービスイン後の運用・保守工程でアプリケーション保守を行うのに必要なものであり、基盤として提供されること。 ・基盤として用意される製品、バージョン等と同じものを、アプリケーション設計・開発事業者の責任において、開発・単体テストを行うこと。	〔内製化開発の試験環境構築について〕 左記の記載内容から、貴会が内製化で使用する開発・単体テスト環境は、基盤導入事業者が準備するという認識で宜しいでしょうか。(アプリケーション設計・開発事業者ではないという確認です。)	・受託作業内容明確化のため	お見込みのとおりです。
289	本文	7-3	7章	7.1 (4) データセンター構成	保守環境及び結合テスト環境については、非同期コピーの対象外とすること。そのため第二データセンターで定期的にバックアップを取得すること。また、災害等により第二データセンターが利用不能になった場合に第一データセンターで環境を再構築可能なように、必要なバックアップ等を第一データセンターに転送し、保管すること。	第一センタ障害時の対応としては規定がありませんが、第二センター、第一センタは相互の補充ができると想定して良いでしょうか。	仕様の確認のため	「保守環境及び結合テスト環境」は、第二データセンターに存在するものなので、このような記載になっています。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
290	本文	7-3	7	7.1 (4)	(4)データセンタ構成 (前略)また、災害等により第二データセンターが利用不能になった場合に第一データセンターで環境を再構築可能なように、必要なバックアップ等を第一データセンターに転送し、保管すること。(後略)	災害時等に第一データセンターに再構築される保守環境及び結合テスト環境に必要なハードウェア等は、本調達の範囲外であるとの認識でよろしいでしょうか。	受託作業の責任範囲を明確にするため。	機器の調達についてはお見込みのとおりです。 ただし、保管するバックアップを使用して環境を復旧するための手順作成は範囲内とします。
291	本文	7-3	7	7.1 (4)	(4)データセンタ構成 (前略)統合データベースは、非同期コピー先のデータセンターにて、前日の業務オンライン及びバッチ終了後の整合性のある断面を参照することが可能であること。(後略)	当日分のデータに関して非同期コピーを行い、同じ情報を相互に保つことと共に、前日断面のデータも保持しておく必要がある、という認識でよろしいでしょうか。	統合データベースに必要な要件を把握するため。	お見込みのとおりです。
292	本文	7-3	7.1	(5)	…標準的なリレーショナルデータベース(RDBMS)であること。	…DBMSであることと修正頂くよう意見致します。	情報系、参照系にはRDBMSより高速なNOSQL製品の選択余地を残すほうが良い為。	仕様書のとおりです。
293	本文	7-3	7	1(4)	業務システムは、適用・徴収、給付、債権管理、情報提供、法3-2及びレセプト業務を第一データセンターで定常稼働させることとし、保健事業及び情報系を第二データセンターで定常稼働させること。	媒体インターフェースを考慮した場合、定常稼働は同拠点での実施とすることが効率的と考えます。	運用設計の作業工数見積りの精緻化のため。	平常時に利用するサーバーリソースの平準化及びそれによるコスト削減を目的として「2センター方式」としてあります。
294	本文	7-3	7	(4)	(4)データセンター構成 業務システムは、適用・徴収、給付、債権管理、情報提供、法3-2及びレセプト業務を第一データセンターで定常稼働させることとし、保険事業及び情報系を第二データセンターで定常稼働させること。	4-2ページ4.1.3サーバー 表4-3サーバ台数一覧にあるシステム名に情報系が存在しません。 4-2ページ4.1.3サーバー 表4-3サーバ台数一覧をもとに、第一・第二データセンターにて定常稼働させるサーバの関連付けをお願いします。	記載内容の詳細確認	「表4-3サーバ台数一覧」は現行システムのもののため、仕様書の文面を修正します。 情報系については「別紙14 情報系要件」を参照ください。 第一・第二データセンターで定常稼働させるサーバについては「別紙21 コンポーネントモデル補足資料」を参照ください。
295	本文	7-3	7.1	(5)	統合データベースを実現するためのDBMSとして、「表7-3」に挙げる要件を満たす標準的なリレーショナルデータベース(RDBMS)であること。	現行各システムにて使用しているDBサーバのDBMS製品名及びバージョンについて情報開示をお願い致します。	設備見積の基礎情報とするため	仕様書のとおり提案ください。
296	本文	7-3 11-3 他	7章 11章	7.1(5) 11.2.1(3)	7.1(5) 統合データベース 統合データベースは、～(以下略)～ 11.2.1(3) 運用監視 システムの継続的な安定稼働を～(以下略)～	統合データベースや運用監視の要件記載がございますが、本調達におけるミドルウェアの調達範囲についての記載をお願い致します。 別途調達の「全国健康保険協会健康保険システム アプリケーションの設計・開発等業務 一式(仮)」にて調達予定のミドルウェアとの区別があれば記載をお願い致します。	各業務アプリケーションの個別に必要となるミドルウェアに関しては、アプリケーション設計・開発等業務にて調達が可能なことが開発業務において効率的であると考えため	「全国健康保険協会健康保険システム アプリケーションの設計・開発等業務 一式(仮)」にてミドルウェアが調達されることはありません。 全てのミドルウェアが今回の調達範囲となります。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
297	本文	7-4	7章	7.1 (6) ビジネスルールエンジン	～各要件を満たすルールエンジンの機能を実現すること	【修正案】 ～各要件を満たすルールエンジンの機能が実現可能なシステム基盤を構築すること	アプリケーション設計・開発作業自体を行うことはないと考えます。	仕様書のとおりです。
298	本文	7-4	7章	7.1 (7) イメージワークフロー	～各要件を満たすイメージワークフローシステムの機能を実現すること	【修正案】 ～各要件を満たすイメージワークフローシステムの機能が実現可能なシステム基盤を構築すること	アプリケーション設計・開発作業自体を行うことはないと考えます。	仕様書のとおりです。
299	本文	7-4	7章	7.1 (8) 帳票管理機能	～に例示する機能を満たす帳票管理機能を実現すること	【修正案】 ～に例示する機能を満たす帳票管理機能を実現するシステム基盤を構築すること	アプリケーション設計・開発作業自体を行うことはないと考えます。	仕様書のとおりです。
300	本文	7-4	7.1	(6)	ビジネスルールエンジンは、データとビジネスルールを組み合わせて結果を判断(意思決定)し、その結果を要求元のシステムに返却する機能であり、本システムの業務アプリケーション及びイメージワークフローから利用することを想定している。	ビジネスルールエンジンにおける機能設計を行うためには、業務アプリケーション及びイメージワークフローの仕様確定がされなければ、定義を行うことは困難と思われる。 アプリケーション設計の先行対応をお願い致します。	期待される要求仕様が対応困難な為。	No23の回答と同様です。
301	本文	7-4	7.1	(7)	-	イメージワークフローの作成に際し、基盤導入事業者の対応範囲は、各要件を満たす開発ツールの提供までという認識で宜しいでしょうか。 アプリケーション設計・開発事業者との役割分担を明確にご提示願います。	本調達における作業範囲を明確にする為。	No.24の回答と同様です。
302	本文	7-4	7	7.1. (7)	(7) イメージワークフロー(前略)業務要件をシステム化するに当たり、イメージワークフローシステムに求められる詳細な要件を「別紙18 イメージワークフローシステム機能要件(詳細)」のとおりとするので、各要件を満たすイメージワークフローシステムの機能を実現すること。	3-1ページ 3.1.3イメージワークフロー要件には、「イメージワークフローシステムに関するシステム要件を「別紙18 イメージワークフローシステム機能要件(詳細)」及び「別紙22 イメージ・OCR機能要件詳細」に示すので、あわせて参照すること。」と記載されています。本項目も3-1ページ同様、別紙18及び別紙22に記載された要件がイメージワークフローシステムに求められる要件であるとの認識でよろしいでしょうか。	イメージワークフロー製品に必要な要件を把握するため。	お見込みのとおりです。
303	本文	7-4	7	7.1(6)	本システムの業務アプリケーション及びイメージワークフローから利用することを想定している。	ビジネスルールを外だしにすることを検討されているかと思いますが、対象業務を明確にする必要があると考えます。	ルール化の規模感を把握する必要がある為。	仕様書のとおりです。
304	本文	7-4	7.1	(7)	・・・ワークフロー管理機能にコンテンツ管理機能を併せ持ち、・・・	・・・ワークフロー管理機能とコンテンツ管理機能を持ち、・・・に修正頂くよう意見致します。	ワークフロー、コンテンツ管理それぞれに特化した製品が存在しており、今回のシステム構築に最適なソリューション構成を選択する為、併せ持つ一体型ではなく、個別製品の組み合わせも選択肢として残すほうが良いと考えます。	仕様書のとおりです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
305	本文	7-4	7.1	-5	表7-3 情報系要件・大量データに対する複雑な検索や非定型検索などに適する、検索性能を最も優先としたRDBMSであること。	左記の記載内容には、別紙14-4ページの統計分析機能に存在する「統計分析集計元(統計DWH)」と「統計分析集計(DM・ユーザーDM)」は含まれますでしょうか。含まれる場合は別紙14では統計分析は「現行資産の継承を最重要事項」という記載があるため、左記の情報系要件が指し示す範囲を明確に記載をお願いいたします。	統合データベース要件として記載されている要件詳細は統計分析の要件を記載しているように読めますが、別紙14-4のシステム構成と矛盾があると考えられるため。	仕様書のとおり、最適な提案を願います。
306	本文	7-5	7章	7.4.1 文字コード等	(1) 文字コードの統一 (2) 外字の移行 外字の全体の取り扱いを検討し、移行計画等をまとめること。 現行システムの外字を本システムに移行すること。 ~ 等	一般的な基盤導入役務を超えていると思われるが、システム全体の文字コードの総合管理を含むと判断して良いでしょうか。	役務スコープの確認のため	お見込みのとおりです。
307	本文	7-5	7	7.4.1(2)、(3)	外字の移行 外字の運用	(意見) 刷新対象システムにおける外字に関する機能について、その実現方式に関する設計作業及び刷新対象システムで共通的に利用するプログラムの開発作業を実施する事業者を明確化していただきますようお願いいたします。 また、移行対象とする外字の数を記載いただけますようお願いいたします。	基盤事業者とアプリ事業者の作業の責任範囲を明確化し、貴会におけるプロジェクト運営を円滑に行っていただくため。	文字コードの取りまとめは基盤導入事業者の受託範囲となります。移行対象とする外字の数は、1500程度を想定しています。
308	本文	7-5	7	7.4.1	「7.4.1文字コード等 (2)外字の移行」 イメージ、フォントファイル等が必要な場合、協会と協議のうえ、追加作成すること	外字等の著作物に関しては、その使用範囲や利用方法における権利関係について、入札公告前に一度ご確認いただけますようお願いいたします。 ご確認いただいた上で、本調達仕様書(案)では、作成対象とする外字の文字数が決められていないため、作業期間や工数を見積りすることが困難であると考えます。 作成する文字数の目安をご提示いただくか、基盤導入業務とは別調達にされることをご提案します。 また、インターネットを経由して利用者や健診機関、保健師等に提供するシステムに関して、協会内で利用している外字の取り扱いをどのようにするか、本調達仕様書に記載をお願いいたします。	以下の2つの理由から重要であると考えます。 著作物における権利侵害のリスクを防止するため 応札業者が見積りを適正に実施するために必要な情報であるため	文字コードの取りまとめは基盤導入事業者の受託範囲となります。移行対象とする外字の数は、1500程度を想定しています。 インターネットを経由して利用者や健診機関等に提供するシステムに関しては、イメージとして送信する想定です。
309	本文	7-5	7	7.4.1	「7.4.1文字コード等 (2)外字の移行」 (2) 外字の移行について	本調達仕様書(案)の10-9ページ 表10-4によると、保健事業システムはShift_JISであることが記載されております。 今回、文字コードをUTF-8に統一すると記載されていることから、Shift_JISの体系からUTF-8の体系に文字同定する作業が必要になると思われます。 このことから、当該作業の実施者が明確になるよう記載をお願いいたします。	受託者の責任範囲について意識齟齬を発生させないために重要であると考えます。	文字コードを踏まえたデータ移行については、「10.1.3 データ移行要件」にも記載していますが、これらは「データ移行」に係る作業として「別紙25」にも記載しているとおり、データ移行业者による作業と想定しています。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
310	本文	8-1	8 8.1		8 設計・開発要件 (前略)アプリケーション設計・開発事業者は、協会の指定した開発・単体テスト環境によって開発し、納入すること。ただし、協会の指定する以外の開発生産性ツールを使用する場合は、協会と別途協議のうえ、決定すること。 8.1 設計・開発実施計画の作成 (前略)設計・開発手法、開発環境及び開発ツール等を明確にすること。(後略)	本項目記載の内容は、主にアプリケーション設計・開発業者が遵守する事項との認識でよろしいでしょうか。 基盤導入業者の作業としては、「基盤製品を最適に稼働させるためのツール・スクリプト等の開発」を行う際に対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	受託作業の責任範囲を明確にするため。	お見込みのとおりです。
311	本文	8-1	8	8.1	設計・開発手法、開発環境及び開発ツール等を明確にすること	「開発環境及び開発ツールはアプリケーション設計・開発業者との協議の元に明確にすること」との修正を意見致します。	開発の主体であるアプリケーション設計・開発業者の意向も取り入れたほうがよろしいかと考えます。	仕様書のとおり提案ください。
312	本文	8-1	8.1	-	「設計・開発工程の開始前に、設計・開発実施計画等を策定すること。なお、設計・開発実施計画書には、最低限以下の内容を記載すること。」	[設計・開発実施計画書の策定について] 設計・開発実施計画書を策定することとありますが、本実施計画書は、基盤導入事業者が作成するという認識で宜しいでしょうか。 また、本実施計画書には品質指標(テスト項目密度、バグ密度等)が含まれますが、受託範囲(基盤関連)内に限って策定するという認識で宜しいでしょうか。	・受託作業内容明確化のため	お見込みのとおりです。
313	本文	8-3	8	8.3.4	「8.3.4標準の策定」 設計に関わる標準として、「3.2.2 画面設計規約」、「3.3.2 帳票設計規約」及び「表8-2」に挙げる内容を含んだ設計標準を策定し、それに基づいた設計作業等を行うこと。 表8-2 基本設計標準、詳細設計標準 別紙25 4.2.1 設計標準作成の役割分担について	プロジェクト管理標準と同様に、各業者の見積り前提を明確にするために、各設計標準は各調達前に定めることが望ましいと考えます。 別紙25の記載内容を見る限り、プロジェクト管理標準と同様に各事業者が実施する事になっておりますが、プロジェクトの運営を安定的に行うために他の調達に先駆けて調達が行われる工程管理業者等が主担当として実施することをご提案いたします。	プロジェクト管理標準と同様に、各業者の見積り前提を明確にするため。	ご意見として承ります。
314	本文	9-1	9	-	「9テスト要件」 テストの実施については、網羅性を確保し、現行システムとの完全一致性を検証することが重要でかつそれを与えられた期間で実施しなければならない。	「2.3.2 刷新のコンセプト」の記載から、全国健康保険協会様の本部・支部業務・システム運用が大きく変化することに伴い、システム化の範囲も大きく変化すると推察しました。 システム化の範囲が大きく変わることになりますが、全国健康保険協会様をご検討されている現行システムとの完全一致性を検証する範囲について記載をお願いいたします。	プロジェクトのフィージビリティを確保するために重要な情報であると考えます。	現行の健康保険システムが対象になると想定しています。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
315	本文	9-2	9.3		テストおよび修正対応等が円滑に遂行されるための運用および管理を行うために、「11.2.2 保守運用 (7) 運用支援ツールの活用」に記載される環境およびツールを利用すること。	本調達仕様書(案)に「11.2.2 保守運用 (7) 運用支援ツールの活用」という該当箇所が見つかりません。別途情報提供いただけませんか。	本調達の要件を確定し、計画するために必要な情報であるためです。	「11.2.2 保守運用 (5) 支援ツールの活用」の誤りとなります。修正します。
316	本文	9-3	9章	9.4.3 システムテスト	表9-1 システムテスト確認項目一覧 機能・要件 業務要件・システム要件及び設計の通り正しく稼働することを検証する	業務要件の検証も役割範囲でしょうか。	仕様の確認のため	役割分担については「2.6.2 委託作業内容」及び「別紙25 関係者との役割分担」を参照ください。
317	本文	9-3	9	9.4.3	9.4.3 システムテスト 表9-1 システムテスト確認項目一覧 移行 (前略) ・同一の入力に対して、現行システムと同一の結果を得られることを検証する。	現行システムから出力されるテスト結果は、協会様経由で現行システム運用事業者より提供されるとの認識でよろしいでしょうか。	現行システムの操作を受託者が行うのは適当ではないと考えられるため。	お見込みのとおりです。
318	本文	9-4	9章	9.4.4 受入・運用テスト	受入テストにおいては、新しい業務の流れにそって、業務要件が充足されている事を検証する。	別紙25の役割分担表では受入れテストについては、協力となっていますが、どちらが正しいでしょうか。	仕様の確認のため	本調達の範囲及び役割は、「2.6.2」及び「別紙25」に記載の内容に基づいて、要件定義のうち受託範囲に係る部分としています。
319	本文	9-4	9.4.4		受入テストにおいては、新しい業務の流れにそって、業務要件が充足されていることを検証する。また、運用テストにおいては、運用事業者によるシステム運用が行えることを検証する。	表9-2においては、受入・運用テスト確認項目一覧として、サービス・レベル、文書、統計数値の継続性の3項目があげられているが、受入、運用いずれかについての明示的な説明はありません。詳細なテスト方法については提案時に提案事業者が提示する、と解釈してよろしいでしょうか。	本調達の要件を確定し、計画するために必要な情報であるためです。	より良い方法等の提案をお願いします。
320	本文	10-1	10章	10.1.1 (1)業務移行計画の作成	業務移行に関する、開始・終了条件、移行実施体制と役割、移行作業及びスケジュールを記述した移行計画書を作成するとともに、移行に関する課題を検討し、移行実施手順、運用保守工程への引継ぎ方法、緊急時対応計画(コンテンツエンジニアプラン)等について取りまとめ、協会の承認を得ること	業務移行計画に関しては、アプリケーション設計・開発事業者が主たる作業者と思われるが、本調達ではこれモスコープに含まれるのでしょうか。	仕様の確認のため	別紙「25-2関係他者との役割分担」に記載しております。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
321	本文	10-3	10章	表10-1 移行関連作業	1 最終断面取得 現行システムの最終断面を取得する。	既存システムの作業であり、役務範囲外と想定されます。 他の項目では「当作業は当調達対象外」と記載されています。	仕様の確認のため	別紙「25-2関係他者との役割分担」に記載しております。
322	本文	10-3	10章	表10-1 移行関連作業	3 バックアップ取得 現行機の最終状態の断面バックアップを取得する。	既存システムの作業であり、役務範囲外と想定されます。 他の項目では「当作業は当調達対象外」と記載されています。	仕様の確認のため	別紙「25-2関係他者との役割分担」に記載しております。
323	本文	10-3	10	10.1.2 (3)	表10-1 移行関連作業(案)、 チェックポイントの説明 No.2 差分データ退避 最終断面取得後に現行システムを用いて処理した業務データを退避し、後続の本システムへの差分入力に備える。 No.3 バックアップ取得 現行機の最終状態の断面バックアップを取得する。	現行システムの差分データ退避、バックアップ取得の作業は、現行システム担当業者の作業範囲とすべきと考えます。	当該作業に熟練している現行システム担当業者に実施させることで、作業効率化とリスク低減が期待できるため。	別紙「25-2関係他者との役割分担」に記載しております。
324	本文	10-4	10章	表10-2 現行ハードウェア等資産の取り扱い	サーバー・ストレージ 社会保険オンラインシステム 接続サーバーは年金インターフェースの要であることから現行機を引き続き使用する。	他の外部インターフェースはどう取り扱いを行うのでしょうか。	仕様の確認のため	表10-2、「現行ハードウェア等資産の取り扱い(案)」の「刷新時の取り扱いの方針」欄に記載しております。
325	本文	10-4	10.1.2	(4)	表 10-2 現行ハードウェア等資産の取り扱い方針(案) (現行資産の分類: サーバ・ストレージ)刷新時の取り扱いの方針: また、現行システムは、システム移行時点における情報のアカウントビリティのためにデータ参照機能のみを担保する最小構成を残し、その他のITシステムはコンティンジェンシー期間終了後、原則として契約解除と撤去を行う。	システム移行時点における情報のアカウントビリティは、新規構築するアカウントビリティシステムにて保存すると認識しておりますが、継続して現行システム(データ参照機能のみを担保する最小構成)を残す理由をご教示願います。	本調達における要求仕様を明確にする為、及びディスク容量増大に伴うコスト増加の懸念がある為	仕様書を修正します。 表10-2、「また、現行システムは、システム移行時点における情報のアカウントビリティのためにデータ参照機能のみを担保する最小構成を残し、他のITシステムはコンティンジェンシー期間終了後、原則として契約解除と撤去を行う。」 「コンティンジェンシー期間終了後、原則として契約解除と撤去を行う。」に修正。
326	本文	10-4	10	10.1.2(4)	システム移行の対象	(意見) 当該個所に記載していただいている移行対象毎に実施主体を明確化していただきますようお願いいたします。	移行に係る実施主体を明確化し、貴会におけるプロジェクト運営を円滑に行っていたため。	基本的には、移行対象として、基盤ハードソフト、システム運用に関わるものは、基盤導入事業者、業務データはデータ移行事業者、業務アプリケーションに関わるものはアプリケーション設計・開発事業者の役務と想定しております。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
327	本文	10-4	10	10.1.2	「10.1.2システム移行要件 (4) システム移行の対象 表10-2 現行ハードウェア等資産の取り扱い方針(案) サーバー・ストレージ」 社会保険オンラインシステム接続サーバは、年金インターフェースの要であることから現行機を引き続き使用する。	当該サーバに関しては、現行機を引き続き使用すると記載されていますが、現行機で実行される機能(機能数、処理概要)についてご教示頂けますようお願いいたします。 当該サーバにおけるハードウェア・ソフトウェアライセンス等の見積りは不要という認識でよろしいでしょうか。 当該サーバの移行作業はどの受託者の役割範囲でしょうか。	受託者の責任範囲について意識齟齬を発生させないために重要であると考えます。	仕様書を修正します。 表10-4備考欄、「社会保険オンラインシステム接続サーバは、年金インターフェースの要であることから現行機を引き続き使用する。また、日本年金機構と通信回線等の冗長化を協会が調整する。」を削除。 基盤導入事業者の役割とします。
328	本文	10-6	10章	表10-3 現行ソフトウェア等資産の取り扱い方針(案)	業務の運用(DB)業務データ(DB)は原則として全て移行する。	基幹DBは一般的なRDBとは異なる形式であり、単純な移行は難しいと考えますが、アプリケーション構造の大幅な変更を前提としてと考えてよろしいでしょうか。	仕様の確認のため	お見込みのとおりです。
329	本文	10-6	10	10.1.2	「10.1.2システム移行要件 (4) システム移行の対象 表10-3 現行ソフトウェア等資産の取り扱い方針(案) 業務の運用業務データ(DB)」 統計業務システムデータの移行に際しては、原則としてデータベースの構造や物理名称等を変更せずに、現行アプリケーションに対する変更が極小化される方式にて実現すること。 (別紙14)当刷新においては現行資産の継承を最重要事項とする。	システム移行の実施者はシステム移行を担当する基盤導入業務受託者の役割範囲という認識しておりますが、現行資産を活用することを前提としている統計業務システムについては、以下の内容も基盤導入業務受託者の役割範囲となるのでしょうか。 現行資産の定義情報に対して変更をする必要がある場合、その変更作業の実施 現行システムで利用されているソフトウェアの調達 ETLツールが持つ定義情報(プラン)、BIツールが持つ定義情報(ユニバース、帳票定義情報)の移行	受託者の責任範囲について意識齟齬を発生させないために重要であると考えます。	変更分についてはアプリケーション開発事業者です。 基盤導入事業者です。 アプリケーション開発事業者です。
330	本文	10-7	10.1.2	(5)ア	本システムのサービスインまでの間は現行システムが本番システムであるため、システム移行作業に伴う現行システムの停止を最小化し、現行システムの運用に影響を与えないよう、移行計画策定時に留意すること。	システム移行作業に伴う現行システムの停止につきまして、現時点で想定されている具体的な停止期間はございますでしょうか。	本調達における要求仕様を明確にする為。	仕様書のとおり、移行計画策定時に決定することを想定しています。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
331	本文	10-7	10	10.1.2 (4)	表10-3 現行ソフトウェア等資産の取り扱い方針(案) 最終段「その他業務遂行上必要となる紙媒体等」項業務遂行上必要となる紙媒体の情報のうち、本システムにてシステム化される書類の情報は、データエントリー等による移行を行う。新たにシステム化の対象とならない書類については、原則として現行と同様の取り扱いとする。	本システムにてシステム化される書類の情報を紙媒体からデータへと移行するための移行環境の準備は、データ移行事業者の作業範囲とすべきと考えます。	受託作業の責任範囲を明確にするため。データエントリー等の移行方式の設計は、データ移行設計(別紙25の5.11)にて行われるため、本調達のタイミングでは機器選定を行うことは困難であるため。	本番環境もしくは保守環境で実施することを想定しています。
332	本文	10-8	10章	10.1.1 (6) アカウンタビリティシステムの構築	関連各社と調整・検討のうえアカウンタビリティシステムを構築すること	一般的な基盤導入役務を超えていると思われるが、アカウンタビリティシステム全体の総合管理を含むと判断して良いでしょうか。アカウンタビリティシステムの詳細な役割分担(設計、設定、テスト、現行システム側の対応、データ移行、新基盤環境構築)について提示ください。	役務スコープの確認のため	No.114の回答とおります。
333	本文	10-8	10.1.2	(6)	現行データは現行システムのDBMSの形式のまま、アカウンタビリティシステムに移設すること。	現行システムのDBMS形式を維持するには、現行システムのデータ参照に係る環境含めて、システム構築する必要があると考えます。それらのハードウェア及びソフトウェアについても、本調達範囲内との認識で宜しいでしょうか。	本調達における要求仕様を明確にする為。	No.114の回答とおります。
334	本文	10-8	10	10.1.2(6)	関連各社と調整のうえアカウンタビリティシステムを構築すること。	(意見) アカウンタビリティシステム構築に関して、事業者の責任範囲を明確化していただきますようお願いいたします。	貴会におけるプロジェクト運営を円滑に行っていただくため。	No.114の回答とおります。
335	本文	10-8	10	10.1.2	「10.1.2システム移行要件 (6) アカウンタビリティシステムの構築」 アカウンタビリティシステムとは、本システムのサーブिसイン後に本部システムグループが過去のデータ等の調査を行えるために、現行システムの最終状態のデータ及び本システムへ最終的に移行したデータそのものを断面として保存し、必要に応じて参照・確認可能とするためのシステムと位置づけらる。	アカウンタビリティシステムの設計業務の作業主管、ハードウェア・ミドルウェア等の基盤製品の調達主管等のシステム構築における各作業について、本調達仕様書(案)の記載からどの受託者がどの作業を実施するのか判断できませんでした。 当該システムの各作業について、どの受託者が実施するのか記載をお願いいたします。	受託者の責任範囲について意識齟齬を発生させないために重要であると考えます。	No.114の回答とおります。
336	本文	10-9	10章	10.1.3 (2) 現行データの調査	協会より提示する現行データ調査の結果及び作業実施手順等を踏まえ、必要に応じて現行データの調査を実施すること。	現行データ調査については、データ移行業者が実施する内容と思われます。	役務スコープの確認のため	別紙「25-2関係他者との役割分担」に記載しております。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
337	本文	10-9	10章	10.1.3 (3)	移行プログラムの設計・開発 特に被保険者情報及び被扶養者情報については、加入者（被保険者証等の記号及び番号）単位による加入者個人を識別することを想定し、必要な名寄せ等の方策を基本設計時に検討し、その方式について協会の承認を得ること。	移行プログラムの設計・開発については、データ移行業者が実施する内容と思われます。	役務スコープの確認のため	別紙「25-2関係他者との役割分担」に記載しております。
338	本文	10-9	10.1.3	(2)(3)	協会より提示する現行データ調査の結果及び作業実施手順等を踏まえ、必要に応じて現行データの調査を実施すること。	本作業の作業主体者を明確にご提示願います。	本調達における作業範囲を明確にする為、	別紙「25-2関係他者との役割分担」に記載しております。
339	本文	10-9	10.1.3	(3)	データ移行プログラムの設計・開発に際しては、関係者と協力のうえ、統合対象情報の確定、データ移行仕様の確定、データ移行プログラムの設計・開発を行うこと。	本作業の作業主体者を明確にご提示願います。	本調達における作業範囲を明確にする為、	別紙「25-2関係他者との役割分担」に記載しております。
340	本文	10-10	10.1.5		なお、紙媒体等にて管理されているシステム化対照データは、協会職員が移行作業を行うため、…	削除して頂くよう意見致します。	大量紙データのイメージ化、コード化作業の実施は外部委託を行う余地を残すほうが良い為。	移行計画策定時に決定することを想定しています。 仕様書を修正します。 「協会職員が」「協会において」に修正。
341	本文	10-11	10章	10.2 (1)	研修に関する、実施方法、体制と役割、スケジュール等を記述した研修計画書を作成し、協会の承認を得ること。	2.5.2委託作業内容 (10)研修関連作業 ア 研修計画の作成 アプリケーション設計・開発事業者による研修計画の作成に協力すること。と記載が御座いますが、どちらの受託者が主体となって計画書を作成することになりますでしょうか。	別紙25 P3 関係他者との役割分担表とも異なる為、本文2.5.2での記載に修正願います。	別紙「25-2関係他者との役割分担」のとおりです。
342	本文	10-11	10	10.2(3)	集合研修の場所は、全国を5から7程度のブロックに分割し、そのブロック単位で実施することを予定しており、ブロック内の支部から業務・システム領域毎に代表者数名が一箇所に集まり、集合研修を実施することを予定している。研修計画の策定に関しては、実施計画作成時に協会と調整し、場所、実施回数等を確定させること。	(意見) 研修場所の準備に関する貴会及び事業者の責任範囲を明確化していただきますようお願いいたします。	研修場所の準備を事業者に委託されるのかを明確化し、貴会のお考えと業者側の提案に齟齬が生じないようにするため。	研修場所は、協会が準備します。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
343	本文	11-2	11章	表11-2 バックアップ取得及び保管要件一覧	バックアップの利用範囲 バックアップを利用する範囲としては、「システム障害によるデータ損失等」とする (ユーザーによる操作ミス等については、個別に訂正処理等(修正/再入力等)を行うこととする。)	バックアップの対象として、「システム障害によるデータ破損等」とありますが、これはシステム稼働に必要なデータのみが対象になると読めます。実際にはログ(監査ログ、アプリケーションログ等)も対象となるかと思しますので、再度バックアップ要件を検討願います。	仕様の確認のため	ご意見として承ります。
344	本文	11-2	11章	表11-2 バックアップ取得及び保管要件一覧	磁気テープ等メディア保管場所 過去データのバックアップ等を磁気テープ等メディアに取得する場合は、両方のデータセンターで最低限正副の2本取得する。	「～メディアに取得する場合は、～」とありますが、メディアに取得する条件を提示願います。	仕様の確認のため	基盤運用事業者は別途調達を予定しております。詳細については運用事業者の調達時に意見招請を行う予定です。ただし、基盤導入事業者におかれましては、バックアップを取得する条件等の基礎情報の提供をお願いいたします。
345	本文	11-2	11章	表11-2 バックアップ取得及び保管要件一覧	磁気テープ等メディア保管場所 バックアップを取得した磁気テープ等メディアの保管場所は、それを行ったデータセンター内とする。	「表5-1 業務継続性要件一覧」では、「過去分のバックアップ保管についても、両方のセンターで相互にテープ保管を実施すること。」とあります。テープ保管の要件を提示願います。	仕様の確認のため	No251の回答を参照ください。
346	本文	11-2	11章	表11-2	2つのデータセンター間で非同期コピーが行われている為、それを前提とした仕組等を提供すること。	データセンター間のバックアップの記載がありますが、ストレージ装置はそれぞれのデータセンターで正副(合計4面)必要なのか、記載をお願い致します。	受託者作業規模を見積もるため。	仕様書のとおり提案ください。
347	本文	11-2	11	11.2.1	エ 統計分析 統計分析に係る機能については、原則として、24時間365日利用可能とする。	経営管理支援機能や業務支援機能に関しては、「ウ その他の業務システム」の記載に同様という認識でよろしいでしょうか。	受託作業内容明確化のため。	お見込みのとおりです。
348	本文	11-4	11章	表11-4 障害時運用要件一覧	整合性の確認 ソフトウェア障害に係るデータの整合性を確認するツール及び手順等を提供すること。 イメージワークフロー等、内部で複数のリポジトリ(データベース、XML、ファイル等)を保持するミドルウェアについて、整合性を確認するツール及び手順等を提供すること。	ソフトウェア障害等によるデータ整合性の確認は役割範囲外と思われます。	役割スコープの確認のため	整合性を確認するための基盤機能を提案ください。
349	本文	12-1	12.2	-	-	本調達においては、全ての納入物(ハードウェア、ソフトウェア)について、保守窓口を一本化する必要は無いという認識で宜しいでしょうか。	本調達における基盤導入事業者の業務範囲を明確にする為。	サーブिसインまでは基盤導入事業者による窓口対応をお願い致します。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
350	本文	12-1	12.2.2	-	ハードウェア(サーバー、ストレージ装置等)に係る保守要件は、「表12-2」に挙げるとおりである。	開発関連環境及び本番・研修・保守環境毎に保守要件の変更は無いという認識で宜しいでしょうか、もし保守要件が異なる場合には、それぞれ環境ご毎に詳細要件のご提示をお願い致します。また、本要件の業務遂行は別途調達される基盤等保守事業者が実施するという理解で宜しいでしょうか。	本調達における要求仕様を明確にする為。	サービスインまでは、全ての環境に同じ要件が適用され、基盤導入事業者による実施とします。ただし、サービスイン後の本番環境以外については翌営業日対応を可とします。
351	本文	12-2	12	12.2.3	12.2.3 ソフトウェア保守要件 ソフトウェア(OS、ミドルウェア、パッケージ等)に係る保守要件は、「表12-3」に挙げる対策を講じること。	ソフトウェア保守の対応時間帯についてご教示下さい。	ソフトウェア保守に関する費用積算を正確に行うため。	サービスインまでは、24時間365日とします。
352	本文	12-2	12	12.2.4	12.2.4 OA機器等保守要件 (前略)平日業務時間帯に保守可能であること。	平日業務時間帯とは、オンライン利用可能時間帯である7:00～19:00との認識でよろしいでしょうか。	OA機器等保守に関する費用積算を正確に行うため。	お見込みのとおりです。
353	本文	12-2	12	12.2.6	12.2.6 LAN・端末保守要件 (前略)平日業務時間帯に保守可能であること。	平日業務時間帯とは、オンライン利用可能時間帯である7:00～19:00との認識でよろしいでしょうか。	LAN・端末保守に関する費用積算を正確に行うため。	お見込みのとおりです。
354	本文	13-1	13.1	(2)	原則として、2つのデータセンターは、直線距離で最低でも500km以上、概ね1000km離れていること。	本調達範囲外となりますが、直線距離で最低でも500km以上となっておりますが、こちらは原則500km以上との認識で宜しいでしょうか。	参入機会拡大の為。	お見込みのとおりです。
355	本文	13-2	13章	13.1 (4)電源設備	自家発電装置の燃料容量は、最低72時間以上の継続運転が可能であり、その使用中であっても燃料補給にて継続運転が可能なこと	燃料補給が稼働中であっても可能であれば、燃料容量が必ずしも72時間以上必要でない想定されます。	72時間以上の指定をした場合、都市部で対象となるデータセンターは特定の業者に限られてしまう恐れがあります。	ご意見として承ります。
356	本文	13-2	13.1	(4)	自家発電装置の燃料容量は、最低72時間以上の継続運転が可能であり、その使用中であっても燃料補給にて継続運転が可能であること。	本調達範囲外となりますが、提案するデータセンターの選択肢を広げる為、以下の通り仕様書案のご修正をお願い致します。仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。 「(修正案)自家発電装置の燃料容量は、最低48時間以上の継続運転が可能であり、その使用中であっても燃料補給にて継続運転が可能であること。」	参入機会拡大の為。	No355の回答を参照ください。
357	本文	13-2	13.1	(4)	自家発電装置については、優先燃料確保の契約を燃料会社と締結していること。	本調達範囲外となりますが、提案するデータセンターの選択肢を広げる為、以下の通り仕様書案のご修正をお願い致します。仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。 「(修正案)原則、自家発電装置については、優先燃料確保の契約を燃料会社と締結していること。」	参入機会拡大の為。	No355の回答を参照ください。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
358	本文	13-2	13.1	(6)	床構造はフリーアクセス床とし、床耐荷重は1㎡あたり1000kgを想定しているが、詳細は基盤等の要件を踏まえて、協会と協議のうえ、決定するものとする。	本調達範囲外となりますが、提案するデータセンターの選択肢を広げる為、以下の通り仕様書案のご修正をお願い致します。 仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。 「(修正案)床構造はフリーアクセス床とし、床耐荷重は1㎡あたり500kgを想定しているが、詳細は基盤等の要件を踏まえて、協会と協議のうえ、決定するものとする。」	参入機会拡大の為。	No355の回答を参照ください。
359	本文	13-2	(6)		機器設置室 原則として、電力料金は、従量制であること。	以下の修正案を提示します。 「電力料金は従量制が望ましいが、できない場合は固定制とする。」	データセンターの場所や、契約形態で電力料金の課金形態が変わる為。	No355の回答を参照ください。
360	本文	13-2	(6)		機器設置室 床構造はフリーアクセス床とし、床耐荷重は1㎡あたり1000kgを想定しているが、詳細は基盤等の要件を踏まえて、協会と協議のうえ、決定するものとする。	以下の修正案を提示します。 「床構造はフリーアクセス床とし、床耐荷重は1㎡あたり1000kg(ラック重量を含む)を想定しているが、詳細は基盤等の要件を踏まえて、協会と協議のうえ、決定するものとする。」	弊社西東京データセンターの床耐荷重は1,500kgだが、沖縄データセンターの床耐荷重はラック込みで1,000kgになる為。	No355の回答を参照ください。
361	本文	13-3	13.1	(6)	入退室については、監視、管理、伴連れ防止等のための仕組み・装置等を備えていること。	本調達範囲外となりますが、提案するデータセンターの選択肢を広げる為、以下の通り仕様書案のご修正をお願い致します。 仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。 「(修正案)原則、入退室については、監視、管理、伴連れ防止等のための仕組み・装置等を備えていること。」	参入機会拡大の為。	No355の回答を参照ください。
362	本文	13-3	13.1	(9)	データセンター事業者として、政府関連機関または大手金融機関等のシステム運用について、2年以上継続した実績があることが望ましい。	データセンターの施設自体が、2年以上運用継続していることを要求する仕様ではなく、あくまでもデータセンター事業者が左記実績を有していれば良いという認識で問題ないでしょうか。	参入機会拡大の為。	お見込みのとおりです。
363	本文	13-3	(7)		空調設備 災害時に断水となった場合でも、少なくとも3日間連続運転が可能となる貯水タンクを備えていること。	以下の修正案を提示します。 「水冷方式の空調設備の場合は、災害時に断水となった場合でも、少なくとも3日間連続運転が可能となる貯水タンクを備えていること。」	西東京データセンターは空調設備は水冷方式の為、3日分を貯水タンクに常備しているが、沖縄DCは空冷方式のため空調設備向けの貯水はしていない為。(ただし生活用水は3日分貯蔵)	仕様書を修正します。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
364	本文	14-1	14	14.1	<p>「14.1作業体制 (1)体制図 図14-1本システムにおける構築作業体制」</p> <p>協会、受託者及び開発等事業者の体制図を「図14-1」に示す。</p>	<p>本調達における委託作業内容を実施するにあたっては、例えば「10.1.2システム移行要件 (3)システム移行に伴う関連作業 図10-1」に示すとおり、現行システムベンダの協力が必須であると考えられます。</p> <p>しかしながら、本調達における体制図に記載されている受託者及び開発等事業者は、刷新システムに係るものだけ記載されており、現行システムベンダについては記載がございません。</p> <p>現行システムベンダとの最終調整責任は、直接の契約関係のない受託者間のみで調整を行うことは困難になると想定されることから、全国健康保険協会様が担うという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>現行システムに係る受託者との連携に関して、調整主体責任について明確にしておく必要があると考えます。</p>	<p>刷新システムの構築にあたっては、関連受託事業者が密に連携して構築ものとし、調整が必要な場合は協会と協議して行うこととします。</p>
365	本文	15-1	15章	15.1 応札者の条件	<p>各種医療保険者が自らの事業運営のために使用するシステムに係る設計又は開発等の実績を有する者を配置することが可能な者であること。</p>	<p>【修正案】 各種医療保険団体システムに係る設計又は開発等の実績を有する者を配置することが可能であること。</p>	<p>応札条件確認の為</p>	<p>仕様書では、各種医療保険者が使用するシステムの設計構築に精通した者としています。</p>
366	本文	15-1 ～ 15-2	15	15.1	<p>「15.1応札者の条件 イ 共同参加の場合の資格要件」</p> <p>共同参加するいずれかの者が上記 から の要件を満たしていること。</p>	<p>共同参加の場合には、共同参加の企業が連名で協会様と契約して業務を遂行することになると認識しております。その場合に、共同提案の代表者を定める旨の指示があります。したがって、当該調達における応札者の条件としては、協会様から受託する共同参加企業のうち、共同提案の代表者企業(契約の主たる企業)のみが、 から の資格を有していることを応札者の条件とした理由を教えてくださいませんか。</p> <p>特に、 と については、品質やセキュリティを担保することとなる資格となりますので、特に条件を変える必要性はないと考えます。</p>	<p>特に社会的影響が大きく、大量の個人情報扱うプロジェクトになるため、品質管理・セキュリティ管理レベルに関する資格要件については、参画する全事業者が取得していることで、品質リスク・情報セキュリティリスクを軽減することができると思えます。</p>	<p>仕様書は、共同参加するいずれかの者が15.1 応札者の条件の から の要件を満たしていれば良いとしています。</p>
367	本文	15-2	15.1	イ	<p>平成24年2月に調達を行った「全国健康保険協会業務・システム刷新のためのシステム構築等に係る工程管理等支援業務」を受託した者。</p>	<p>本件の意見招請回答時、調達仕様書策定時、及び調達時の提案審査等に関して、左記業者が評価支援を実施されると認識しています。仮に工程管理等支援事業者が機器製造者やソフトウェア製造者だった際に、当該業者の保有する製品・サービス等を提案した業者に対して評価が優位に働く可能性があります。よって、当該業者の保有する製品・サービス等は本調達では提案できないといった記載が必要であると考えます。</p>	<p>本調達における透明性・公平性確保の為。</p>	<p>協会は、技術審査委員会を設置し公平に評価します。</p>
368	本文	15-2	15章	15.2	<p>本調達は、公平性を図る観点から、本業務を請け負った者及び (中略) 者は、本件の成果物に基づき実施する「全国健康保険協会健康保険システム アプリケーションの設計・開発等業務一式(仮)」を請け負うことができない。</p>	<p>本業務の受託者は、「全国健康保険協会健康保険システム アプリケーションの設計・開発等業務一式(仮)」の提案に対して、再委託先として参加する場合も調達制限がかかりますでしょうか。</p>	<p>提案内容を見積もるため。</p>	<p>本業務の受託者はアプリケーション設計・開発業務の再委託先になることはできません。</p>

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
369	本文	(全体)	(全体)	(全体)	(全体)	本調達仕様書案は、アプリケーション設計・開発調達に先行して基盤調達における意見招請が公示されている為、ハードウェア及びソフトウェア要件における詳細仕様のご提示が極端に少ないものと考えます。 また、一部詳細機能要件をご提示頂いておりますビジネスルールエンジン、イメージワークフローシステム及びイメージ・OCRにおきましては、「全国健康保険協会業務・システム刷新のための計画等作成・調達支援等業務」受託者による、特定の製品仕様を前提とした要件と推察されま す。 更には、本調達で詳細仕様や参考構成等が提示されたとしても、仮に特定業者の製品しか対応できない仕様になっていた場合、仕様変更に関する意見申し出ができる機会がないため、調達の透明性かつ公平性の観点により、改めて詳細仕様の明示及び特定の製品に限定されない仕様で再度意見招請を実施頂きます様、お願い申し上げます。 (一般的に本調達の規模であっても、リードタイム及び構築期間等を考慮しても、再度意見招請を行うことはスケジュール上可能と想定されま す。)	本調達における透明性・公平性確保の為、	No.23の回答と同様です。
370	本文	(全体)	(全体)	(全体)	(全体)	一般的に基盤調達を行う場合、先行して業務アプリケーションの開発を行い、アプリケーション設計に基づき基盤の要求仕様提示されます。本件のように、アプリケーション設計・開発調達に先行して基盤調達を行う場合、基盤側で業務アプリケーションの実装や性能等を担保することが出来ず、さらに要求されている基盤機能の設計においても対応致し兼ねる状況となります。 また、2-6項「2.5.1 全体スケジュール」に従い調達を進めた場合、基盤導入事業者による基本設計が完了していない段階で、アプリケーション設計・開発調達に必要な仕様提示を行うことは困難と想定されます。よって、本調達におきましては、基盤調達とアプリケーション設計・開発調達の調達順序の見直しを前提に、再度仕様のご検討をお願い申し上げます。 なお、万が一見直し困難な場合には、その理由を明確にご回答頂くとともに、基盤導入事業者の責任範囲を限定した仕様のご提示をお願い申し上げます。	本調達における基盤導入事業実現リスク軽減の為、	刷新システムにおいては、基盤における技術の統合、標準化を図り、コストを最適化する目的で基盤の使用を発注者が決定できるような順序で調達することとしています。 今回の基盤導入業務では、単に物品を調達する事業者ではなく、業務要件を理解して、必要なアーキテクチャー、ハードウェア、ソフトウェア仕様を設計できる事業者を求めています。
371	本文	(全体)	(全体)	(全体)	(全体)	本調達仕様書案は、全体として基盤導入事業者とその他関連事業者の業務仕様が混在している為、本調達対象の業務範囲を誤って解釈してしまう恐れがあります。 基盤導入事業者の役割に限定した仕様書とするか、全ての要件における主体事業者を明記頂きます様、お願い申し上げます。 例：「2.5.2 委託作業内容」「2.5.3 納入成果物」「3 業務・機能要件」「5.1.3 耐障害性」「6.2.2 セキュリティ対策詳細」「8 設計・開発要件」「9 テスト要件」「10 移行要件」「13 運用施設・設備要件」等	本調達における基盤導入事業者の責任分解を明確にする為、	事業者間の役割分担については、別紙25 関係他社との役割分担で示しています。
372	本文	(全体)	(全体)	(全体)	(全体)	今回の意見招請におきましては、一部資料が貸与不可の閲覧開示となっておりますが、正式公示の際には、応札参加表明を行った事業者に対してのみ、秘密保持契約締結の上、提案書作成に必要な全ての資料を貸与頂きます様、お願い申し上げます。	本調達における提案書作成効率化の為、	機密保持契約を締結の上、仕様書一式を提示する予定です。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
373	別紙2	127	保健 事業	75	<p><処理概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業所情報(事業署名、保健指導人数等)を地図に表示できること。 <p><制約・特記事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地図及び最適経路検索ロジックについては外部サービスの利用を前提とすること。 ・外部サービスには、事業所情報を開示しないこと。 ・協会システムに事業所の所在地に対する緯度経度情報を保持する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記仕様を確認すると、GoogleMap等の外部サービスを使用せずに地図情報を本システムに内部保有するという解釈でよろしいでしょうか。 ・上記である場合、地図情報のシステム内部保有をする旨、要件に記載をお願い致します。 ・またあわせて、地図情報のシステム基盤整備が本調達に含まれるのかの記載をお願い致します。 	受託者作業規模を見積もるため。	仕様書に記載しているとおり、外部サービス(GoogleMap等)の利用を前提としています。この機能を利用可能とする基盤を提案ください。
374	別紙2	127	保健 事業	75 77	スケジュール照会・調整	保健師のスケジュール管理についての記載がありますが、スケジュール管理における基盤は本調達に含まれるかの記載をお願い致します。	受託者作業規模を見積もるため。	スケジュール管理は、一般的なグループウェアではなく、アプリケーションとして実装を考えております。従って、スケジュール管理用のミドルウェアは基盤調達には含まれません。
375	別紙2	(全体)	(全体)	(全体)	資料全般	<p>調達仕様書(案)からは、「業務要件を実現するために必要と考えられるシステム機能」については、「別紙2 システム機能一覧」にてお示し頂いているものと認識しております。</p> <p>しかしながら、「ポータル機能、処理メニュー、各種設定の管理機能及びマスターメンテナンス機能等、アプリケーションの実装に伴って必要となる機能」に関する処理概要等は、「別紙2 システム機能一覧」等本調達仕様書(案)に含まれていないと読み取れました。</p> <p>つきましては、「ポータル機能、処理メニュー、各種設定の管理機能及びマスターメンテナンス機能等、アプリケーションの実装に伴って必要となる機能」についても、「業務要件を実現するために必要と考えられるシステム機能」と同様にシステム機能要件を記載することをご検討をお願いいたします。</p>	受託者の役割範囲について明確にし、適正な見積りを実施するために必要な情報であると考えます。	調達仕様書に記載のシステム機能一覧の内容を参考に、ポータル機能等を実現する最適かつ標準的な技術を提案ください。
376	別紙3	(全体)	(全体)	(全体)	基盤機能に必要な画面、帳票等の基本設計を行うこと。	基盤機能に必要な画面、帳票等の範囲を明確化するため、別紙3「画面一覧」の「業務領域」欄の項目として「基盤」を追加して頂きたく存じます。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 画面設計に掛かる工数精査のため。 2. 上記1の工数精査が応札者に応じて大幅にブレないようにするため(公平性の担保)。 	NO.166を参照してください。
377	別紙3	(全体)	(全体)	(全体)	基盤機能に必要な画面、帳票等の基本設計を行うこと。	基盤機能に必要な画面、帳票等の範囲を明確化するため、別紙4「帳票一覧」の「業務領域」欄の項目として「基盤」を追加して頂きたく存じます。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 帳票設計に掛かる工数精査のため。 2. 上記1の工数精査が応札者に応じて大幅にブレないようにするため(公平性の担保)。 	NO.166を参照してください。
378	別紙3	(全体)	(全体)	(全体)	本システムに必要とされる画面について、下記の別紙に示す。	画面一覧のうち、本調達にて設計対象となる画面の記載をお願い致します。	受託者作業規模を見積もるため。	NO.166を参照してください。
379	別紙4	(全体)	(全体)	(全体)	本システムに必要とされる帳票について、下記の別紙に示す。	帳票一覧のうち、本調達にて設計対象となる帳票の記載をお願い致します。	受託者作業規模を見積もるため。	NO.166を参照してください。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
380	別紙4				各帳票に項目「平均出力枚数」の記載	各帳票に平均出力枚数の記載がありますが、ピーク時の記載がない帳票については、ピーク時特性がない帳票という認識でよいでしょうか。また、不明と記載されている箇所は 以内などの目安の記載することをご検討願います。	・設備見積の基礎情報として ・勤奨対象者一覧等は225万件/日の平均出力枚数となり、日々出力が必要なのか、ピーク時特性があるのかで、性能対策、設備の見積りに影響するため	ピーク性があるものは全て特記事項に記載します。また、平均出力枚数の記載についてわかりやすく見直しを行います。
381	別紙8	1			1ページ 客体管理エンティティと保健師情報管理エンティティを一つの業務で更新している。	全国健康保険業務システム基盤導入業務受託者は、両データセンターのデータベースの整合を保ちながら更新するための機能を提供するとの認識でよろしいでしょうか。	・実現性確保のため	1つのデータベースを両方のデータセンターで更新し合う構成は想定していません。
382	別紙10				新データセンターと現行データセンター間の接続あり	新データセンターと現行データセンター間の接続方式をご教授下さい。また、インターフェースにおける要件（許容される遅延時間など）をご教授下さい。	仕様の確認のため	「別紙23 オペレーショナルモデル」に記載のとおり、協会WANを通じての接続となります。インターフェースにおける要件は、「5.1 信頼性要件」等に準ずるものとします。
383	別紙10				コンテキストダイヤグラムについて	コンテキストダイヤグラムとしてトップ層が提示されていますが、これより下層のダイヤグラムの提示が必要と考えます。	適正な見積もりを行うための仕様の確認のため	対象システムと外部環境との間にあるデータフローを表現するものとしては、このレベルが適切と考えています。コンテキストダイヤグラムをもとに提案ください。
384	別紙11				人事・給与システム、船員保険システム、レセプト画像参照システムのシステム関連が無いように記載されています。	一般的にアカウント情報などのベースになっているものは人事システムと推定されますが、記載のある情報だけと考えてよろしいでしょうか。また、船員保険、レセプト画像参照システムは全く単独のシステムと捉えてよろしいでしょうか。	仕様のあいまいさを排除するため	船員保険システム、レセプト画像参照システムは、ご指摘のとおりです。ただし、人事給与システムについては、No.242に記載のとおりです。
385	別紙12				外部インターフェース一覧 2. 一覧の記載項目 項番11 ピーク時件数	ピーク時件数の記載がありますが、通常時件数及びピークとなる時期についても記載をお願いいたします。	サーバや通信機器等に必要要件を把握するため。	ピーク性のないものは、通常時の件数を記載しています。ピークとなる時期は、当協会の業務特性より判断してください。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
386	別紙12				外部インターフェース一覧 2. 一覧の記載項目 項番7 方式	方式欄の「システム」記載の部分に関連して、どのような通信プロトコル(HTTP、FTP等)が必要かご教示下さい。	通信を司るソフトウェアに必要な要件を把握するため。	本仕様書「別紙12 外部インターフェース一覧」に追記しますので、確認ください。
387	別紙13				協会内システム間インターフェース一覧 2. 一覧の記載項目 項番11 ピーク時件数	ピーク時件数の記載がありますが、通常時件数及びピークとなる時期についても記載をお願いいたします。	サーバや通信機器等に必要な要件を把握するため。	ピーク性のないものは、通常時の件数を記載しています。ピークとなる時期は、当協会の業務特性より判断してください。
388	別紙13				協会内システム間インターフェース一覧 2. 一覧の記載項目 項番7 方式	方式欄の「システム」記載の部分に関連して、どのような通信プロトコル(HTTP、FTP等)が必要かご教示下さい。	通信を司るソフトウェアに必要な要件を把握するため。	本仕様書「別紙13 協会内システム間インターフェース一覧」に追記しますので、確認ください。
389	別紙14	3			統計分析 現行システムの応答時間要件 以下の応答時間とすること	現行の応答時間要件をご提示ください	仕様の確認のため	現行の情報は公示時に閲覧可能とする予定です。その情報より最適な提案を願います。
390	別紙14	4	(全般)	(全般)	(全般)	(意見) 「統計分析機能/経営管理支援機能/業務支援機能」は、本仕様書案の「表2-1 用語の定義」の項番1より「ITツール」に相当するため、項番9にある通り「基盤」に含まれるものと認識しております。そのため、基盤事業者は別紙14の4ページの図中の「情報系」の全てを構築するものと考えますが、「情報系」との連携部分である「日次」(の情報系共通DBへのコピー機能)及び「データファイル入力機能」について、基盤事業者とアプリ事業者のいずれが開発するのかを明確化していただきますようお願いいたします。	基盤事業者とアプリ事業者の作業の責任範囲を明確化し、貴会におけるプロジェクト運営を円滑に行っていただくため。	役割分担については「2.6.2 委託作業内容」及び「別紙25 関係者との役割分担」を参照ください。
391	別紙15					[質問] イメージ化対象となる書類は、本別紙に記載されている量を想定しておけばよろしいでしょうか？イメージワークフローで使用する申請書以外にイメージ化を行う書類は無いでしょうか？	イメージ保管のディスクサイズのサイジングが必要となる為。	別紙に記載している想定量となります。申請書以外にも照会の回答等イメージ化を行う書類がありますので、別紙に記載します。
392	別紙15					申請書の受付にピーク性がある場合は、明記されることを意見致します。	スキャナー台数の見積りに影響すると考えられる為。	ピーク性があるものについては、全て備考欄に記載します。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
393	別紙17	1	3	1-2(2)	基本機能の説明： ビジネス・ルールによる判断処理部分をシステムから切り出し、イメージワークフローあるいは業務アプリケーションから容易に呼び出せること。	基本説明を3つに分けて記載： 【基本機能】 BRMS(ビジネスルール管理システム)では業務プロセス上の判断処理部分を業務ルールとしてシステムから切り出し、外出し・一元管理し、サービスとして独立させることで次の要件を実現できること。イメージワークフロー又は業務アプリケーションから容易に呼び出せることで次の要件を実現できること。 ・ビジネスロジック部分の開発や、保守コストの削減 ・法令改定等に伴うビジネスルール追加・変更の期間短縮 ・複数のチャネルや業務プロセス間におけるビジネスルールの再利用や共有化 ・ビジネスルールの自動化による業務オペレーションのミスや業務負荷の軽減 【基本機能】 BRMSではイメージワークフロー又は業務アプリケーションから容易に呼び出せることで次の要件を実現できること。 ・業務アプリケーションの簡素化による初期・保守コストの削減 ・ビジネスプロセスの簡素化 ・ビジネスプロセスの自動化 ・ビジネスプロセスに影響を与えることなくルール変更を実現 【基本機能】 従来はルール開発・保守をIT担当に頼らざるを得なかったが、基本機能を満たすためには業務担当とIT担当が協働で開発・運用できる仕組みが必要である。それをサポートする機能として次が実現できること。 ・ルール開発における語彙の定義からルール作成、テスト実施まで業務担当者のノウハウを基に実施できる。 ・ルール作成はシンプルなGUI形式で用意され、ノンコーディングでルール実装が実現できること。 ・作成したルールが論理的に正しいかを検証する機能が用意されていること。 ・作成したルールはIT担当者のフィードバックを得なくても実装まで一気通貫に進められること。 ・語彙の定義からルール作成、テスト実施までひとつのBRMS環境内で完結して実施できること。	案の記載内容は基本機能の一部として外出し管理と外部インタフェースについて記載しているが、BRMSの基本概念と実現できる要件要素を包括的に捉えた上で、業務アプリケーションおよびワークフローとの連携について考えた方が良い。そのため、基本機能 と基本機能 および、基本機能 に関連する項目として とて記した。	ご意見として承ります。
394	別紙17	1	3	1-2(2)	管理画面の説明： 業務上の変更に対して柔軟に対応できるように、日本語表記によるルール記述機能等を分かりやすく充実したルール管理画面が提供されること。また、ルールの可視化、監査性、再利用性を実現する管理ができること。	業務上の変更に対して柔軟かつ正確・安全に対応できるように、日本語による業務文書の記述が可能で、ルールを正確に記述するための検証機能が充実したルール管理画面が提供されること。またルールの可視化、監査性、再利用性を実現する管理ができること。 ルールを業務サービス単位で管理でき、業務視点で可視化及び再利用出来るルールを作れるユーザーインターフェイスを有すること。	・日本語表記など捉え方によっては曖昧になる内容を日本語による業務文書というように、明確に記した。 ・ルールを柔軟に記述できるだけでなく、正確・安全に記述できる必要があるため、それをサポートする機能が充実している点を要件として明記した。	ご意見として承ります。
395	別紙17	1	3	1-2(2)	検証の説明： ルールの重複・不整合等を自動検出できること。また、条件ループ、曖昧性、組み合わせの漏れ等を検出することができる検証機能が提供されていること。	ルール管理画面上で、次の検証機能が提供されていること； ・ルールの重複検出と、重複を自動的に解消 ・ルールの不完全性(条件組み合わせの漏れ)検出と、不足ルールの自動補充 ・ルールの曖昧性検出 ・ルールのループ検出	ルールの不整合は意味が不明のため、削除した。また、わかりやすいように箇条書きに整理した。	ご意見として承ります。
396	別紙17	1	3	1-2(2)	サポートの説明： 標準的なアプリケーション稼働環境を幅広くサポートされていること。	稼働環境サポート： 標準的なアプリケーション稼働環境を幅広くサポートしていること。	サポート内容を明確にすべく、稼働環境のサポートである事を明記した。	ご意見を参考に仕様書を以下の様に修正します。 「標準的なアプリケーション稼働環境を幅広くサポートしていること。」
397	別紙17	1	3	1-2(2)	記載なし。	標準化： ルール記述言語はOMG標準等に準拠していること。	案には記載が無いが必要な項目の為、追加した。	ご意見として承ります。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
398	別紙17	1	3	1-2(2)	記載なし。	運用保守： エラーログ等をもとにした障害判別方法が可能であること。	案には記載が無いが必要な項目の為、追加した。	ご意見として承ります。
399	別紙17	1	3	1-2(2)	記載なし。	サポート体制： ・導入後の製品保守サポートの体制、サービスが提供可能であること。 ・保守サポートサービスの範囲を明記すること。	案には記載が無いが必要な項目の為、追加した。	ご意見として承ります。
400	別紙17	1	3	1-2(2)	記載なし。	サポート体制： ・導入前後のルール開発支援サポートを提供可能であること。 ・プロフェッショナルサービスの範囲を明記すること。	案には記載が無いが必要な項目の為、追加した。	ご意見として承ります。
401	別紙17	1	3	1-2(2)	記載なし。	バージョンアップ： メーカーとしてのバージョンアップ方針を明記すること。	案には記載が無いが必要な項目の為、追加した。	ご意見として承ります。
402	別紙17	1	3	1-2(2)	記載なし。	日本語化： 海外製品の場合は、日本語化の方針と対応度について明記すること。	案には記載が無いが必要な項目の為、追加した。	「別紙17」に「マニュアル/手順書」の要件として以下の要件を追記します。 「環境設定や設計・開発に係る、各種マニュアル・手順書類が日本語で提供されることが望ましい。」
403	別紙17	1	3	1-2(2)	記載なし。	教育・研修： 製品トレーニング内容を明記すること。	案には記載が無いが必要な項目の為、追加した。	ご意見として承ります。
404	別紙18	1			記載なし。	ワークフローで使用するビジネスタスク(アイコン)をカスタマイズで追加できること。	基盤の標準ビジネスタスク(アイコン)で機能が無い場合、あらたにカスタムでタスクを作成し、それを部品として転用できる柔軟性を備えたソリューションであれば、運用生産性の高い基盤の構築が実現できる。	ご意見として承ります。
405	別紙18	1			タスクリストのフィルター	タスクリストの検索において、ユーザー、グループごとにフィルタをかけられること。	アクセスするユーザー/グループの権限に応じ、タスクリストへのアクセス権限を柔軟に設定できることはセキュリティ上必要な措置である。	ご意見として承ります。
406	別紙18	1			ユーザーの指定により、タスクを差し戻し処理(直前に限らない)できること。 その際タスクに含まれる属性等も含めて、以前の状態に戻せること。	「その際タスクに含まれる属性等も含めて、以前の状態に戻せること。」を削除。	タスクは運用上、ユーザーのオペレーションに応じ一定の場所に戻せる必要はある。その際の属性情報は、監査証跡の観点からも差し戻し時点での情報であること。差し戻し後に当該タスクより改めて属性情報を入力させることが正しい運用であると考えます。	属性を戻すケースと戻さないケースがあるため、機能としては仕様書のとおりとします。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
407	別紙18	1			ワークフローの実行をシミュレーションできること。	業務を視覚的に分かりやすく描写する機能と描写した業務の有効性を確認するシミュレーション機能があり、ワークフロー実装の前段階で、実装予定の業務の有効性を確認でき、最適な業務フロー・体制を検証できること。	健康保険システムの新基盤として、現行システムの課題も踏まえ、導入後に市場環境などの変化や貴協会内の体制の変更に応じ、様々な業務シナリオを事前にシミュレーションできること、またシミュレーション後最適な状態となった業務フローをシームレスに開発環境に連携するため、システム部門とユーザー部門の意識共有を行うための業務モデリング・シミュレーション機能が今後の基盤として必要と考えるため、意識共有を行うためには、ビジュアルで分かりやすいフローが容易に描写できる機能が必須となる。	ご意見として承ります。
408	別紙18	1			記載なし。	BPMN(Business Process Modeling Notation)、XPDL(XML Process Definition Language)へ準拠した基盤であること。	ワークフローシステムの実装においてビジネスプロセスをグラフィカルに描画するBPMN表記、モデリングツールやワークフローエンジンとビジネスプロセス定義の互換性を持つXPDL実行形式への準拠といった標準技術への対応は今後のシステム基盤としての重要な要素になると考える。BPMNはビジネスユーザーが容易に理解できる標準の表記技術を目的としており、ユーザーとIT担当者をはじめ、業務に関わる担当のコミュニケーション共有を果たすことが出来る。XPDLはBPMNで表記した図表をXML上で記述する実行言語であり、ワークフロー実装において必要な座標情報を持ち、本基盤システム構築において重要な標準言語となる。	ご意見として承ります。
409	別紙18	1			ステップ単位、グループや個人の割り当て単位での滞留状況を、確認・分析できること。	「また滞留件数に応じたアクション定義が柔軟に設定できること。」と追記。	滞留件数ごとに特定のアクションが柔軟に定義できる基盤であれば、現場の運用にあわせてきめ細かな例外処理が標準機能として実装できる。	ご意見として承ります。
410	別紙18	1			～収集したデータを、外部のレポートツールやAPから利用可能なこと。	「また業務・経営目標に対するSLA管理が標準機能で実現できること。」と追記。	実業務・経営目標に対する実績という観点で業務状況を評価する機能、SLA管理機能、目標値に達しない場合のアラート機能等があれば、経営戦略に則った業務評価や修正がリアルタイムに行え、ビジネス状況に応じた業務の変更が容易に実現できる。	ご意見として承ります。
411	別紙18	2			前提とするDBMS等のミドルウェアやハードウェア、OS等のプラットフォームに汎用性があること。	「また拡張性に富んだスケールアウト型の構成にて構築できること。」と追記。	プラットフォームは汎用性は勿論のこと、システムの拡張や万が一の縮小時にも柔軟且つ迅速に対応できるスケールアウト型のアーキテクチャの採用が必須であると考え。	仕様書のとおり提案ください。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
412	別紙18	2			記載なし。	新基盤のプラットフォームは、ドキュメントイメージ管理とワークフロー管理が一体でできる開発生産性の高いミドルウェアであること。	現システムの課題である現物書類の排除、大量のデータ処理、運用・保守コストの削減を実現し、事務の効率化を図ると共に加入者・事業主への満足度向上を実現するために、ドキュメントイメージ管理とワークフロー管理が一体で実現できるプラットフォームを採用すべきであるとする。具体的にはドキュメントイメージ管理は現物書類へのオペレーションと同様に画面上で処理を実施するためのアノテーション機能を有し、ワークフロー管理は高い開発生産性と運用容易性を実現するための豊富なビジネスタスクを部品化して、ノンプログラミングベースでのワークフロー実装を実現する機能、実行パフォーマンスの管理から業務の継続改善を実現するためのマネジメント機能をあわせもった基盤を導入すべきである。	ご意見として承ります。
413	別紙18	2	クライアント環境	ブラウザの利用	プロセス設計を行う管理者の環境において、専用のクライアントアプリを必要とせず、標準的なWebブラウザで利用できることが望ましい。	削除して頂くよう意見致します。	プロセス設計ツールは、専用のクライアントソフトもしくはEclipseのプラグインである製品が殆どで、プロセス設計を行う管理者の数も多くないことを想定すると、Webブラウザを推奨する必要はないと考える。	ご意見として承ります。
414	別紙18	2	イメージ管理	プリフェッチ	イメージをバックグラウンドであらかじめ取得しておくことができること。	同一タスクに添付されるコンテンツに限り、イメージをバックグラウンドであらかじめ取得しておくことができることに修正頂くよう意見致します。	バックグラウンドで取得するイメージの範囲が記載では不明な為。 プッシュ型、プル型どちらのタスク取得でも、次に取得するタスクは予想できないので、取得範囲は同一タスク内としたいと考えます。	ご意見として承ります。
415	別紙19				記載なし	保守環境には存在するシンクライアント機能につながる「仮想OS管理機能」が本番環境側では記載されておきませんが、不要という認識でよろしいでしょうか。不要の場合、その理由についても提示願います。	仕様の確認のため	「別紙19」からの削除漏れなので、削除します。 必要な機能は「シンクライアント機能」に含んでいただき、最適なシンクライアントの方式仕組みを提案ください。
416	別紙19				協会WANの通信暗号化について	本部/支部からシンクライアント機能を協会WAN経由で使用する際、通信暗号化機能の記載はありませんが、不要という認識でよろしいでしょうか。	仕様の確認のため	ICAプロトコル等による暗号化を想定しています。
417	別紙19				データセンター間通信経路について	シンクライアント/負荷分散機能や、ユーザ管理機能～統合データベース間など、データセンター間でやりとりする通信経路は、記載されている経路のセンター間ファイバー網経由という認識でよろしいでしょうか。要件の詳細を提示ください。	仕様の確認のため	お見込みのとおりです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
418	別紙20	1	-	-	(図の内容) 健診・保健指導結果登録ツールが運用監視センターに配置されており、保守WAN経由でデータセンターに接続する図になっています。	図の内容から、健診・保健指導結果登録ツールを運用監視センターに配置してテストを実施すると読み取れます。しかしながら、当ツールは本番ではインターネット環境を経由したアクセスを行うことが記載されており、保守環境においても、タブレット端末などと同様に、インターネット環境経由で実施することが必要であると考えられます。保守環境においてもインターネット環境経由で実施することが明確になるように仕様書上へ記載することをご提案いたします。	・実現性確保のため	健診保健指導結果登録ツールは、経由する通信網に依存しないと考えております。したがって、保守環境においては、インターネット環境経由で実施することを想定していません。
419	別紙20	1	-	-	(図の内容) 結合テスト環境が保守WAN及び保守LANに繋がっていないように思われます。	結合テスト環境が保守用WANに接続されていない(一切の外部環境・ネットワークと繋がらない)図となっておりますが、結合テストは運用監視センターから実施できない構成であると読み取れます。その場合、結合テストは第2データセンターにて実施する必要があるのでしょうか。	・旅費・滞在費の経費見積もり精度に影響するため。	結合テスト環境についても、保守用ネットワークにつながることを想定していましたが、図上の記載を省いていました。図を修正します。結合テストは運用監視センターでの実施を想定しています。
420	別紙20				集約拠点について	仕様書には集約拠点についての記載がありませんが、目的、役割、構成などの要件を提示ください。	仕様の確認のため	集約拠点及びアウトソースに関しては別途調達することとしています。そのため基盤導入事業者に対して、新たに作業等が発生する場合には別途契約調整させていただきます。
421	別紙20				「保守環境は第二データセンターで稼働させる」	第二データセンター側で稼働とありますが、保守系統についての第一データセンターと第二データセンターの役割の違いについて説明願います。	仕様の確認のため	保守系統は第二データセンターでのみ稼働します。
422	別紙21				項番63 VPN 保健師端末からシンクライアント機能を利用する際、インターネット上の通信を暗号化するために、VPNの技術をベースとした暗号化の仕組みを提供すること。	保健師端末に限定した記載となっておりますが、インターネット上で通信する端末としては職員様が利用する携帯型シンクライアント端末も存在すると認識しております。携帯型シンクライアント端末については本要件の対象外との認識でよろしいでしょうか。	保健師端末及び携帯型シンクライアント端末に必要な要件を把握するため。	お見込みのとおりです。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
423	別紙21				<p>項番66(携帯型(タブレット型)シンクライアント端末) (前略)通信機能を有すること。</p> <p>項番67(携帯型シンクライアント端末) (前略)通信機能及びプロジェクタへの画面出力インタフェースを有すること。</p>	<p>携帯型シンクライアント端末はモバイル網に接続して利用することを想定されていますが、モバイル網を使った通信は以下3形態のいずれかで実現すれば良いとの認識でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末に内蔵している形態 ・端末に通信カードを差し込む形態 ・端末とは別機器としてWiFiルーターを保持する形態(端末とWiFiルーター間はWiFi接続) <p>また、3G等の回線が必要な場合、その回線が本調達の範囲に含まれるのか否かご教示下さい。</p>	<p>携帯型シンクライアント端末に必要な要件を把握するため、導入範囲を明確にするため。</p>	<p>モバイル網への通信形態は、お見込みのものから、最適なものを提案ください。なお、3G回線の調達については、本調達の範囲外です。</p>
424	別紙21				記載なし	<p>保健事業に関する機能一覧に記載されている機能内容に関して、例えば以下のような内容がコンポーネントモデル補足資料等に記載されておりませんので、適切な箇所に反映をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本紙6-6ページ 表6-5 携帯型端末におけるセキュリティ対策一覧に記載の要件 ・保健事業システムから健診機関や加入者向けにメールを送信する要件 ・Excelの帳票を作成する要件 ・タブレット端末にてExcelの帳票を表示・編集できるという要件 	<p>応札業者が適正な見積りを実施するために必要な情報であると考えます。</p>	<p>「3.1 業務・機能要件」及び関連する「別紙1 業務フロー」「別紙2 システム機能一覧」を参照し、適切な提案をお願いします。</p>
425	別紙22	1	1.1	-	<p>スキャナー部が卓上部のものであるが、制御システム基盤と補正入力用の端末の組合せを可能としていること。</p>	<p>本仕様でOCR機能を要求するものであれば、一般的なOCRハードウェア要件としては、イメージについても同時に入力可能でもあるものとする必要がございます。以下の通り仕様書案のご修正をお願い致します。仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。</p> <p>「(修正案)卓上型OCRで、かつイメージ入力と同時にでき、接続するPC等で修正エントリー可能であること。」</p>	<p>要求仕様の対象を明確にする為。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
426	別紙22	1	1.2	-	<p>複数種類、複数サイズ帳票の混在で1組となる届出の混在読取認識機能を有すること。</p>	<p>OCR装置にて物理的に混在した帳票を1組とする場合、卓上OCRでは不可能であり、ソータ付き大型装置が必須となります。また、混在読取後、1組としてデータを扱う場合には、OCR装置側ではなく上位アプリケーション側での作り込みにより実現することとなります。以下の通り仕様書案のご修正をお願い致します。仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。</p> <p>「(修正案)OCRにて識別定義できる(ID等、読取定義フォーマットで識別できる)用紙混在読取が可能であること。」</p>	<p>OCRにて実現すべき要件範囲を明確にする為。</p>	<p>最適な方式を提案ください。</p>
427	別紙22	1	1.2	-	<p>商用電源(100V)で稼働し、省電力モード(スリープ)があること。</p>	<p>スリープモードはイメージスキャナの機能の為、OCR要件としては以下通り仕様書案のご修正をお願い致します。</p> <p>OCR(ハードウェアに内蔵)は一定時間動作しない場合にランプを消す省電力機能を有しております。仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。</p> <p>「(修正案)装置を使用していないときには、省電力(スリープまたは同等)機能があること。」</p>	<p>OCRにて対応可能な仕様とする為。</p>	<p>イメージOCR機能のハードウェア部分の要件のため、「1.1 ハードウェア要件」に移し、以下のように修正します。商用電源(100V)で稼働し、装置を使用していないときに働く省電力(スリープまたは同等)機能があること。</p>

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
428	別紙22	1	1.2	-	スキャナ制御は、TWINドライブインタフェースも備えていること。	TWINドライブは、すべてのアプリケーションについて汎用とは言えない為、以下の通り仕様書案のご修正をお願い致します。 仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。 「(修正案)OCR機能を使用しない場合でも、イメージスキャナとしても使用できること。」	要求仕様の内容を明確にする為。	最適な方式を提案ください。
429	別紙22	1	1.2	-	帳票の厚さは、薄い複写用紙から、はがき、画用紙程度のもので読取可能なこと。また、被保険者証の読み取りが可能なオプション等を備えること。	用紙厚さについては、以下の通り仕様の明確なご提示をお願い致します。 仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。 「(修正案)用紙厚さについては40.7～174.5g/m ² の範囲内で使用できること。」	要求仕様の内容を明確にする為。	仕様書を修正します。
430	別紙22	1	1.2	-	読取(込)通版印刷機能があること。また英字、数字、記号、スペースを20桁程度以上まで可能で、両面印刷、2色以上の印刷が可能であること。	一般的なOCRの仕様としては、数字、裏面、単色で良いかと思いますが、英字、記号、スペース、両面印刷、2色以上が必要な理由をご教示願います。 以下の通り仕様書案のご修正をお願い致します。 仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。 「(修正案)ナンバリングは数字、裏面、20桁以上であること。」	OCRにて対応可能な仕様とする為。	最適な方式を提案ください。
431	別紙22	1	1.2	-	キャプチャー画像解像度・階調は200から600dpi、モノクロから2、4、16、256値及び24ビットカラーまで対応可能であること。	一般的なOCRの仕様としては、キャプチャー画像では無く、イメージ入力における仕様の提示が必要となります。 以下の通り仕様書案のご修正をお願い致します。 仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。 「(修正案)イメージ入力について最大解像度600dpi モノクロ2値 16値 256値 カラー(24bit)対応可能であること。」	OCRにて対応可能な仕様とする為。	最適な方式を提案ください。
432	別紙22	1	1.2	-	クリアフォルダ搬送機能を有すること。	OCRでのクリアフォルダ搬送といったイレギュラー帳票運用は、大量搬送運用時の障害発生リスクを高める為、一般的ではないと考えます。 どのような運用時を想定されているのかご教示願います。 また、本仕様を削除頂き、多くのベンダが応札可能な様、仕様緩和をお願い致します。	OCRにて対応可能な仕様とする為。	一般的なクリアフォルダを意図した要件ではないので、仕様書を以下のとおり修正します。 「専用のクリアシート等を用いることで、定形外の添付資料等を正確に読み取ることが可能であること。」
433	別紙22	1	1.2	-	国際エネルギースタープログラム基準に適合のこと。	国際エネルギースタープログラム基準は、イメージスキャナの規格であり、OCRにおいては国際エネルギースタープログラム基準を準拠していれば問題ないと考えます。 以下の通り仕様書案のご修正をお願い致します。 仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。 「(修正案)国際エネルギースタープログラム適合または準拠すること。」	OCRにて対応可能な仕様とする為。	ご意見を参考に仕様書を以下の様に修正します。 「国際エネルギースタープログラム基準に適合または準拠していること。」

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
434	別紙22	1	1.3	-	基盤は、高性能な汎用アーキテクチャーのサーバーであり、要求性能に追従して構成可能なこと。	基盤はサーバーを前提としておりますが、OCRをコントロールする上位は一般的にはPCであり、PCに蓄積したデータをサーバに上げて管理するものと考えます。直接サーバにデータを蓄積する理由をご教示願います。 本仕様は削除頂き、仕様緩和をお願い致します。	要求仕様の内容を明確にする為、	スキャナー単体ではなく、複数台を1つのサーバーで統合的に管理するためのものを想定しています。 なお、データを蓄積するためのサーバーはこれとは別で、データセンターにあるものを想定しています。
435	別紙22	1	1	1.2	バーコード(JAN、ITF、NW-7、CODE39、CODE128、GS1-128、QRコード)の読取機能を有すること。	指定バーコード内「GS1-128」を文言から削除。	GS1-128が汎用的なコードでないため、	医療材料業界、コンビニエンスストア業界でも採用されているものでもあり、必要と判断しております。
436	別紙22	1	1	1.2	帳票の厚さは、薄い複写用紙から、はがき、画用紙程度のもので読取可能なこと。また、被保険者証の読取が可能な可能なオプション等を備えること。(23行目)	「画用紙程度」に関して具体的な数値での記載を希望。	読取可否を確かめるため。	No429の回答を参照ください。
437	別紙22	1	1	1.2	ノーマルスタッカー以外にリジェクトスタッカーとして、100枚程度以上の容量があること。	「リジェクトスタッカー」を文言から削除。	リジェクトスタッカーでの運用では、エラー確認が原本に依存するため、電子化 OCRの運用がベターである。	読み取り時の処理速度を優先するため、必要としています。
438	別紙22	1	1	1.2	読取(込)通版印刷機能があること。また英字、数字、記号、スペースを20桁程度以上まで可能で、両面印刷、2色以上の印刷が可能であること。	「両面印刷」、「2色以上の印刷」を文言から削除。	両面印刷することは、読取後ジャムや紙詰まりによる装置停止の際に、カウンタずれが発生する可能性があり、運用として好ましくない。 2色以上の印刷は印字可視性を高めるため、黒一色での運用がベター。	ご指摘を踏まえて、以下のように修正します。 読取(込)通版印刷機能があり、裏面に数字を20桁以上印刷可能であること。また、英字、記号、スペースの印刷、両面印刷が可能であることが望ましい。なお、同時2色の印刷が可能であることが望ましいが、2色以上から1色を選択して印刷できること。
439	別紙22	1	1	1.2	クリアホルダ搬送機能を有すること。	「クリアホルダ」を文言から削除。	読取時の重層検知が不可になるため、運用として好ましくないため。また、光学系機器のため、クリアホルダからの反射により、正常な画像が得られない可能性があるため。	一般的なクリアフォルダを意図した要件ではないので、以下のとおり修正します。 専用のクリアシート等を用いることで、定形外の添付資料等を正確に読み取ることが可能であること。
440	別紙22	1	1	1.2	環境配慮として、国際エネルギースタープログラム基準に適合していること。今夏予定の基準改正後は、改正内容にもつき適合範囲を再度協議すること。	現段階で国際エネルギースタープログラム基準に適合していること。今夏予定の基準改正後は、改正内容にもつき適合範囲を再度協議すること。	今夏、当該基準は改正があるため、改正後に再度協議する旨を明記すべきと考えたため。	現在の基準を満たすことを現時点での要件としています。
441	別紙22	1	1	1.1	スキャナー部が卓上型のもの	本部及び支部の処理量に合ったスキャナーに修正頂くよう意見致します。	卓上型と限定しないことで、機種選択の範囲が広がり、公平性の確保になる為。	今回の調達範囲である「2.6.2 委託作業内容(4) 設置・導入 開発関連環境の設置・導入」に記載している「法3-2開発及び端末等の仕様確定のための」ものについては卓上型を想定しています。本部・支部用の装置については、今後詳細検討とします。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
442	別紙22	1	1	1.1		追加 イメージとOCRは、一体型の機器である必要はなく、個別に選定できると修正頂くよう意見致します。	認識要件によってOCRの処理時間は大きく異なるので、スケーラビリティの確保という意味で、イメージとOCRは1:1に捉われないほうが良い為。 導入業者がイメージとOCRを個別に選定できたほうが、最良の導入ができると考えます。	最適な方式を提案ください。
443	別紙22	1	1	1.2	ノーマルスタッカー以外にリジェクトスタッカーとして、100枚程度以上の容量があること。	削除して頂くよう意見致します。	リジェクトスタッカーを装備しているスキャナを指定することは、機種を限定することになる為。また、リジェクトスタッカーを装備していないスキャナで業務を処理することは可能と考えます。	読み取り時の処理速度を優先するため、必要としています。
444	別紙22	1	1	1.2	読取印刷機能があること。また英字、数字、記号、スペースを20桁程度以上まで可能で、両面印刷、2色以上の印刷が可能であること。	読取印刷機能があること。また英字、数字、記号、スペースを20桁程度以上まで可能で、両面印刷の印刷が可能であることに修正頂くよう意見致します。	同時2色以上の印刷という意味であれば、機構上困難を極めるので削除を希望します。2色以上から1色を選択しての意味ならば問題ないと考えます。	No438の回答を参照ください。
445	別紙22	1	1.2	-	OCR要件 4個目 手書き文字(数字、英字、カナ、記号、漢字)の読取機能を有すること。	読取機能に「ひらがな」を記載に含めることをご提案いたします。	・入力負荷軽減によるシステムの利用効率をあげるため。	ご意見を参考に仕様書に「ひらがな」を追記します。
446	別紙22	2	1.3	-	OSは、LinuxまたはWindows Serverであること。	OSをご指定頂く場合は、サービスパックまでご明記願います。	要求仕様の内容を明確にする為。	最適な方式を提案ください。
447	別紙22	2	1.4	-	文字認識機能には、非OCR帳票の文字読取認識機能、枠無手書き文字認識機能を有すること。	文字認識機能においては、認識対象を明確にご記載願います。現在の仕様では、あらゆる用紙に印刷または手書きされているものを全て文字認識することを要求しており、OCRでの対応範囲を逸脱した仕様となっております。 以下の通り仕様書案のご修正をお願い致します。 仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。 「(例)手書き及び活字の英数記号カナ、バーコード、マーク、手書き枠マーク、手書き漢字が同一用紙内にあっても一括で読取りができること。」	OCRにて対応可能な仕様とする為。	最適な方式を提案ください。
448	別紙22	2	1.4	-		OCR装置(ハードウェア)として提供すべき機能ではない、上位アプリケーション側で実現すべき仕様が多く含まれております。要求仕様を正確に把握する為、仕様書はOCR装置(ハードウェア)として提供すべき機能に限定して頂きます様、お願い致します。	要求仕様の対象を明確にする為。	OCR装置単体ではなく、それを制御する機能を含めたOCRソリューションを提案ください。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案) に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
449	別紙22	2	1	1.4	入力・補正用端末上に、一時的にもデータが一切保存されないこと。	入力・補正用端末上に、不必要にデータを保存しない構成であること。	例えばテンポラリデータなど、一時的な生成・保存は運用上必要であると考え。レスポンスの観点からも構成は最低限の一時保存のみ許可し、データFIX後は端末上にデータが残らない仕様がベターであると考え。	仕様書を修正します。
450	別紙22	2	1	1.4	OCR制御サーバーと各入力・補正用端末とのデータ転送は、SSL通信であること。	通信手段にHTTPSを追加。	セキュリティの観点からもHTTPSも通信手段に加える必要があると考え。	httpsもSSL通信の1つと想定しています。
451	別紙22				1.2 OCR要件 帳票の厚さは、薄い複写用紙から、はがき、画用紙程度のもので読取可能なこと。また、被保険者証の読み取りが可能なオプション等を備えること。	一般用紙の読み取りと被保険者証の読み取りと、それぞれに最適なスキャナ構造が異なると認識しております。 別紙1.4「OCR入力・認識・補正等支援機能要件(サーバーと入力・補正端末の間のインターフェースを含む)・OCR要件を制御するためのAPIを有すること。」とあることから、本項目のご要件は以下の方式で実現すれば良いとの認識でよろしいでしょうか。 ・単一の「OCR制御システム基盤」に接続され、同システム基盤上で動作する単一のOCRソフトウェアに含まれる「OCR要件を制御するためのAPI機能」から制御される、個別のスキャナハードウェア。	OCRに必要な要件を明確にするため。	お見込みの方式で問題ありません。 以下のとおり修正します。 「また、被保険者証の読み取りを行なうための仕組みがあり、単一の制御システムに接続することが可能であることが望ましい。」
452	別紙23	1	1	1.1	業務アプリケーションからの情報インターフェースとして、HTTP、JDBC、SOAに、	業務アプリケーションからの情報インターフェースとして、HTTP、JDBC、SOAPに修正頂くよう意見致します。	SOAでは情報インターフェースになりえない為。	誤記ですので、仕様書を修正します。
453	別紙23	1	1.1		各種画像データ及び「サンプル」あるいは「テスト」等の文字をオーバーレイ可能であること。	業務アプリケーション側でオーバーレイするか否かを選択する機能が必要になると考えております。	アプリケーション側からの指示で判断する為。	最適な方式を提案ください。
454	別紙23	1	1.1		業務アプリケーションからの情報インターフェースとして、…対応していること。	JDBCへの対応という記述がありますが、DB連携する為の仕組みを帳票システム側で実装すれば本要件は満たすと考えて良いでしょうか。	弊社製品がJDBCに未対応である為。	ご指摘を踏まえて、Java API に修正します。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文または別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
455	別紙23	23		1.1	<p>・加入者への配布帳票の生成には、同様の帳票をPDFとして生成し保存可能であること。</p> <p>・PDFには電子署名を付加できること。</p> <p>・パスワード保護されたPDFファイルを生成できること。</p>	<p>PDF製品の選定にあたっては、大量のデータ処理に効率的に対応するため、PDF変換・保存時間の短縮、変換における文字化けの減少、個人情報等の情報漏洩対策強化の面から、PDFソフトの選択がカギを握ると考えます。</p> <p>よって以下の性能要件を盛り込むことをお勧めいたします。</p> <p>文字化けの少ない国産PDFエンジンの採用 特定のPDF閲覧ソフトの脆弱性を狙われた、標的型サイバー攻撃に耐えられる製品 PDF変換速度が高速で、PDFファイル容量を小さくできるエンジン 各種電子署名(GPKIにもカスタマイズで対応可能)に対応した製品 ISO32000-1に準拠した自社開発製品で、上位アプリケーションとの連携やカスタマイズが容易なこと 厚生労働省等、中央省庁で多数の安定稼働実績を有する製品 PDF「生成」及び「閲覧」ソフトを自社開発し所有している。 製品ラインアップとして、サーバ・クライアント両方を所有している。</p>	<p>「刷新のコンセプト」の「業務効率化」「情報セキュリティ向上」を実現するため。</p> <p>別紙、参考提案資料をご用意いたしましたので詳細をご確認ください。</p>	ご意見として承ります。
456	別紙24	保守系統			BCP対策用端末	BCP対策について仕様書に記載がありません。詳細を提示願います。	仕様の確認のため	LAN端末等は別途調達を予定しており、LAN端末等調達の意見招請にて対応いたします。
457	別紙24	本番系統			IDS/IPSによる通信検知範囲について	IDS/IPSがDMZ環境のみに設置されていますが、ここを経由しない通信については検知対象外という認識でよろしいでしょうか。	仕様書には、データセンター内LANや本部支部LANも含まれると記載されているため	現在の想定ではDMZ環境のみを想定していますが、より有効な配置構成がある場合は積極的に提案ください。
458	別紙24	本番系統			収納代行機関との通信内容の漏えい防止について	収納代行機関インターフェースサーバーと収納代行機関がインターネット経由で接続されていますが、通信内容の漏えい防止という観点からみて問題ありませんでしょうか。	仕様書には、「外部インターフェースに係る外部機関との通信については、専用線等の利用により、通信内容の漏えいを防ぐこと」と記載されているため。	外部機関との通信は、原則として現行の方式を踏襲します。
459	別紙25	1	4 基本設計	4.5.1 基盤ツール等画面設計	基盤ツール等画面設計	調達仕様書(案)中に「基盤ツール」という名称が使用されていませんが、具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。	仕様の確認のため	「基盤機能に係る」に修正します。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
460	別紙25	1	3		プロジェクト管理の役割分担について	各業者の見積り前提を明確にするために、プロジェクト管理標準は、各調達前に定めることが望ましいと考えます。 しかしながら、別紙25の関係他社との役割分担を見る限り、各事業者が実施する事となっているように見受けられます。 各調達の見積り前提を明確にし、プロジェクトの運営を安定的に行なうために他の調達に先駆けて調達が行われる工程管理業者等が主担当として実施することをご提案いたします。	政府調達指針 実務手引書P62引用： 3.プロジェクト管理上の注意 (2)スケジュール ・個別システムの調達に当たったマイルストーンの設定 個別システムの調達時の、個別機能システムの設計・開発の前提となるミドルウェア等が明らかにされておらず、またプロジェクト標準が個別機能システムの調達仕様書に添付されていないと、見積りの前提が不明確なものとなるため、個別機能システムの応札者は、工数・費用等を自社独自の開発方法等で見積ることになる。その結果、落札後に開発方法等の相違が発覚し、WBS等の変更による進捗遅れ、品質劣化などの問題が起こる可能性が高い。調達担当課室は、個別機能システム調達までに、プロジェクト管理標準の作成やミドルウェア等の使用確定をマイルストーンとして設定し、これに沿ったスケジュール管理を行なうことが必要である。	各事業者による業務実施計画書及びプロジェクト管理の各項目については、各事業者の受託範囲を対象としてそれぞれ行なわれることを想定しています。それに先立ち、工程管理等支援事業者によりプロジェクト実施計画書は作成されており、各事業者に提示されます。
461	別紙25	2	6	6.9.3	データセンター内LAN設置・導入は基盤導入事業者が主担当になっている	(開発環境)データセンター内LAN設置・導入は基盤導入事業者の役割とのお考えででしょうか。	基盤業者とLAN・端末導入事業者との役割分担を確認するためです。	お見込みのとおりです。
462	別紙25	2	6	6.10.3	データセンター内LAN設置・導入は基盤導入事業者が主担当になっている	(本番環境)データセンター内LAN設置・導入は基盤導入事業者の役割とのお考えででしょうか。	基盤業者とLAN・端末導入事業者との役割分担を確認するためです。	お見込みのとおりです。
463	別紙25	2	詳細設計	5.3 構成管理標準作成	「構成管理標準」の主担当が「基盤導入事業者」となっている	仕様書「2.5.2 委託作業内容」の「(3)詳細設計」に構成管理についての記載はありませんが、システム全体の構成管理についても基盤業務に含まれると判断してよろしいでしょうか。	役務スコープの確認のため	お見込みのとおりです。
464	別紙25	3	7.4 8.3 8.4 8.5 8.6	-	7.4 移行テスト計画作成 8.3 移行テスト仕様作成 8.4 移行テスト実施 8.5 移行手順作成 8.6 移行リハーサル	左記作業は、現在「02 基盤導入事業者」が「主」となっておりますが、移行業務の全体取りまとめについては、他事業者との調整等も発生する為、「01 工程管理等支援業者」にて実施すべきと考えます。 仕様書案のご修正をお願い致します。 仕様修正が困難な場合には、その理由をご教示願います。	本調達における作業範囲を明確にする為。	仕様書のとおりですので提案ください。

「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務一式」の調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
465	別紙25	3	システム テスト	8.2.4 ストレ ステスト、サイ クルテスト、ロン グランテスト等	ストレステスト、サイクルテ スト、ロングランテスト等実 施の担当が「主：基盤導入事 業者」「協：アプリケーション 設計・開発事業者」となっ ている	【修正案】 主：アプリケーション設計・開発事業者 協：基盤導入事業者	当該記述内容はアプリケーション設計・ 開発事業者が実施すべき内容と思われま す。	「ストレステスト、サイクルテスト、ロングラン テスト」はシステム面と業務面の双方がある ので、以下のように修正します。 「8.2.1 システム運用(定常、非定常)」 「8.2.1 システム運用(定常、非定常及びスト レステスト、サイクルテスト、ロングランテスト 等)」 「8.2.2 業務運用(定常、非定常)」 「8.2.2 業務運用(定常、非定常及びストレステスト、 サイクルテスト、ロングランテスト等)」
466	別紙25	4	12.1	-	本番移行実施の主管 アプリ ケーション設計・開発事業者	本調達では、全体移行計画書の作成主管については、基盤導入事 業者となっておりますが、本番移行実施における主管はアプリケーション 設計・開発事業者となっております。 計画書の作成主体と実施・判定主体は同一である方が、品質保証に おける責任範囲が明確となり、プロジェクトが円滑に運営できると考えま す。	プロジェクトの成果を最大にするために計画 者と実施・判定者は同一であることが重要 であると考えます。	記載ミスのため、「別紙25 12.1 本番移行実 施」及び「2.6.2 (9) 移行関連作業」の記載を 修正します。移行のとりまとめは基盤導入事 業者としています。
467	別紙25	1～4	-	-	凡例： +：個別の受託範囲を実施する	「+」は、関係他者との連携等は発生しないものの、個々の受託作業は 発生する項目を対象としているという理解で宜しいでしょうか。	本調達における作業範囲を明確にする為。	お見込みのとおりです。
468	(その 他)	(その 他)	(その 他)	(その他)	(その他)	(意見) 意見招請において閲覧に付していただいた情報及び仕様書案の貸与後に 追加で貸与していただいた別紙を、調達実施時には電子ファイルにて貸 与いただきますようお願いいたします。	仕様書の内容を十分理解した上で事業者側 よりご提案をさせていただくため。	電子ファイルによる貸与とします。